

総合的環境指標のデータ集

目次

| | |
|---|----|
| 1. 「事象面で分けた各重点分野における個別指標群」及び「事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群」の動向..... | 1 |
| 1. 地球温暖化に関する取組分野..... | 2 |
| 温室効果ガスの排出量及び吸収量（代表指標）..... | 2 |
| 国の機関の排出削減状況..... | 3 |
| 中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合..... | 4 |
| 冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況..... | 5 |
| 森林吸収源対策の進捗状況..... | 5 |
| 2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組..... | 6 |
| 2.1 生物多様性への理解・配慮の向上に関わる指標..... | 6 |
| 「生物多様性」の認識状況及び生物多様性国家戦略認知度..... | 6 |
| 生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数..... | 7 |
| エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数..... | 8 |
| 多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標..... | 9 |
| にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイブへの参加団体数等（補助指標）..... | 10 |
| 2.2 持続可能な利用の促進に関わる指標..... | 12 |
| 田園自然環境の創造に着手した地域数..... | 13 |
| バイオマスの利用量及び新産業の規模..... | 13 |
| 木材の供給量と需要量..... | 14 |
| 都道府県によるエコファーマー累積認定件数..... | 15 |
| 市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数..... | 16 |
| 森林経営計画の策定面積..... | 16 |
| 森林認証面積（補助指標）..... | 16 |
| 海洋管理協議会(MSC)・マリン・エコ・ラベル(MEL)ジャパンの認証件数（補助指標）..... | 17 |
| 2.3 生物多様性の保全・再生に関わる指標..... | 19 |
| 自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）..... | 20 |
| 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）..... | 20 |
| 海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同 | |

| | |
|--|----|
| 漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等) | 21 |
| 保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数 | 21 |
| 特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数 | 22 |
| 河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」 | 23 |
| 河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」 | 23 |
| 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標） | 24 |
| 森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林 | 25 |
| 保安林面積 | 26 |
| 国有林の保護林面積 | 26 |
| 都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数 | 27 |
| 2.4 情報整備、参加型計画立案等の強化に関わる指標 | 28 |
| 1 / 25,000 植生図整備状況 | 29 |
| 生物多様性地域戦略の策定自治体数 | 30 |
| 地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数） | 30 |
| 3. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組 | 31 |
| 資源生産性（代表指標） | 31 |
| 循環利用率（代表指標） | 32 |
| 最終処分量（代表指標） | 33 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 33 |
| 1人1日当たり家庭から排出されるごみの量 | 34 |
| 事業系ごみの総量 | 34 |
| その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標 | 34 |
| 4. 水環境保全に関する取組 | 35 |
| 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況（代表指標） | 36 |
| 環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の自治体における実施状況 | 40 |
| 4.2 主に水質に関する補助的指標 | 41 |
| 水質等のモニタリング地点 | 42 |
| 主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量 | 43 |
| 廃棄物の海洋投入処分量 | 47 |
| 4.3 主に水量に関する補助的指標 | 48 |
| 再生水の利用量 | 48 |

| | |
|---|----|
| 湧水の把握件数..... | 49 |
| 森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】 | 49 |
| 保安林面積【再掲】 | 49 |
| 弾力的管理を行うダム数..... | 49 |
| 雨水貯留浸透施設の設置数..... | 49 |
| 4.4 主に水生生物等・水辺地に関する補助的指標..... | 50 |
| 水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積..... | 50 |
| 主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積..... | 51 |
| 田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】 | 54 |
| 里海の取組箇所数..... | 54 |
| 地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積..... | 54 |
| 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の 公的空間確保量）【再掲】 | 54 |
| 4.5 主に参画に関する補助的指標..... | 55 |
| 全国水生生物調査の参加人数..... | 55 |
| ホタレンジャーへの応募数..... | 56 |
| 4.6 新規追加分 | 57 |
| 有効率（＝年間有効水量／年間給水量）..... | 57 |
| 原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率） | 57 |
| 水道普及率..... | 58 |
| 全国の地盤沈下地域の面積..... | 58 |
| 地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数 | 59 |
| 5. 大気環境保全に関する取組..... | 60 |
| 大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標） | 60 |
| 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率..... | 64 |
| 幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況 | 65 |
| 新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況..... | 65 |
| 騒音の一般地域における環境基準の達成状況..... | 66 |
| 省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及率 | 67 |
| 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の 公的空間確保量）【再掲】 | 68 |
| 都市域における年間の30 超高温時間数・熱帯夜日数..... | 69 |
| 6. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組..... | 72 |
| 環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率 （代表指標）【再掲】 | 72 |
| 各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）（代 | |

| | |
|---|-----|
| 表指標) | 72 |
| POPs 等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向 | 75 |
| PRTR 制度の対象物質の排出量及び移動量 (代表指標) | 76 |
| 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況 (代表指標) | 78 |
| II. 「環境の各分野を横断的に捉えた指標群」の動向 | 79 |
| a) 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標 | 80 |
| 環境効率性 | 80 |
| 資源生産性【再掲】 | 80 |
| b) 環境と経済との統合的向上に係る指標 | 81 |
| 環境分野の市場規模 | 81 |
| 環境ビジネスの業況 | 83 |
| グリーン購入実施率 | 85 |
| 環境報告書を作成・公表している企業の割合 | 87 |
| c) 持続可能な資源利用に係る指標 | 88 |
| 再生可能資源投入割合 | 88 |
| d) 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標 | 90 |
| 環境分野の特許登録件数 | 90 |
| 環境情報に関する国民の満足度 | 93 |
| e) 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標 | 96 |
| 消費ベース (フットプリント) の指標 | 96 |
| 資源の自給率 (食料) | 98 |
| 資源の自給率 (木材) | 99 |
| 資源の自給率 (エネルギー) | 100 |
| f) 日本の環境面での国際貢献度に係る指標 | 101 |
| 国：環境分野に関する ODA 拠出額 | 101 |
| 都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数 | 102 |
| g) 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標 | 103 |
| 森林面積・森林蓄積量 | 103 |
| 藻場・干潟面積 | 104 |
| h) 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標 | 106 |
| 生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標 (都市域にお ける水と緑の公的空間確保量)【再掲】 | 106 |
| 環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量 | 106 |
| i) 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標 | 108 |
| 主体の力 | 108 |

| | |
|---|-----|
| 主体間の連携..... | 111 |
| III. 「環境と社会経済の関係を端的に表す指標」の動向..... | 113 |
| 環境効率性を示す指標【再掲】..... | 114 |
| 資源生産性を示す指標【再掲】..... | 114 |
| 環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標..... | 114 |
| 環境に対する満足度を示す指標..... | 114 |

I. 「事象面で分けた各重点分野における個別指標群」及び「事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群」の動向

事象面で分けた各重点分野 6 分野で設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

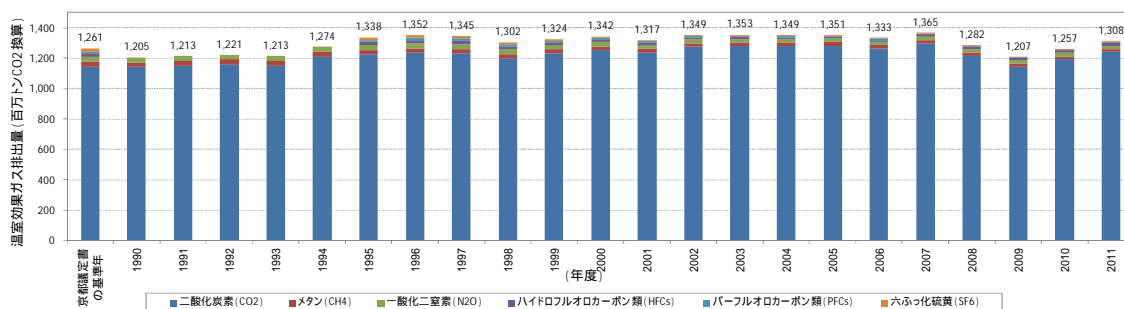
| 重点分野 |
|---------------------------|
| 1.地球温暖化に関する取組 |
| 2.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 |
| 3.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組 |
| 4.水環境保全に関する取組 |
| 5.大気環境保全に関する取組 |
| 6.包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 |

1.地球温暖化に関する取組分野

| 指標一覧 | |
|--------------------------------|---------------|
| 温室効果ガスの排出量及び吸収量 (代表指標) | -1.温室効果ガスの排出量 |
| | -2.温室効果ガスの吸収量 |
| 国の機関の排出削減状況 | |
| 中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合 | |
| 冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況 | |
| 森林吸収源対策の進捗状況 | |

温室効果ガスの排出量及び吸収量（代表指標）

-1.温室効果ガスの排出量



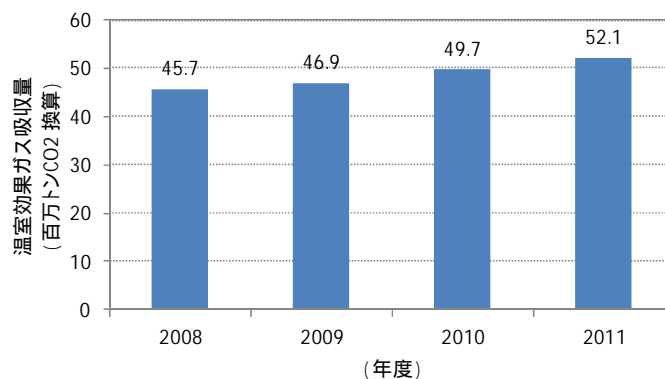
【出典】2011年度（平成23年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について（環境省）

【注】LULUCF分野の排出量は除く。

< 指標の動向 >

2011年度の温室効果ガスの総排出量は、13億800万トン（二酸化炭素換算）であり、京都議定書の規定による基準年（1990年度。ただし、HFCs、PFCs及びSF6については1995年）の総排出量（12億6,100万トン）から3.7%（4,640万トン）の増加となっている。また、前年度と比べると4.0%（5,030万トン）の増加となっている。

-2.温室効果ガスの吸収量



【出典】2011 年度（平成 23 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について

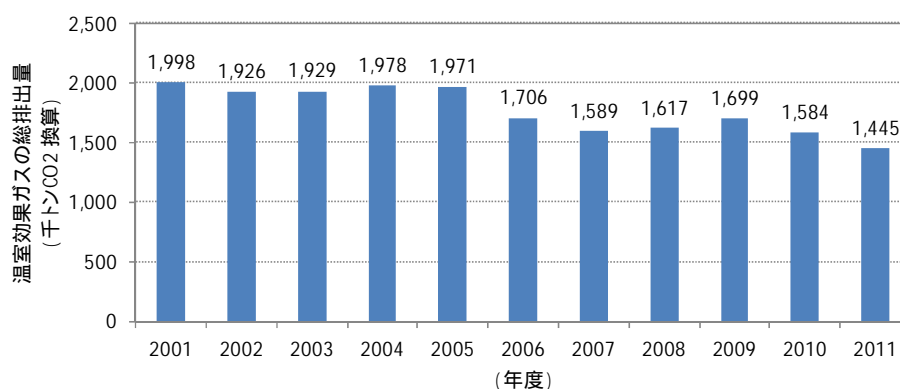
【注】

- 1) 数値は、新規植林・再植林及び森林減少活動（京都議定書 3 条 3）と、森林経営及び植生回復活動（京都議定書 3 条 4）の合計値。
- 2) 各活動の吸収量は、炭素プール別（地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター（落葉落枝）、土壌）に算定することとされている。グラフの数値は、炭素プール毎の吸収量。
- 3) 京都議定書に基づく森林吸収量（3 条 3 項及び 4 項のうち新規植林・再植林、森林減少活動、森林経営の合計）については、上限値が設定されている。我が国では第一約束期間の 5 年間で 23,833 万トン（年平均 4,767 万トン、基準年総排出量比 3.8%）であり、植生回復による吸収量は別枠で計上となる。
- 4) 我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上することとしているため、値は暫定値であることに留意する必要がある。

< 指標の動向 >

2008 年度以降、年々増加傾向にある。

国の機関の排出削減状況



【出典】平成 23 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施状況について（環境省）

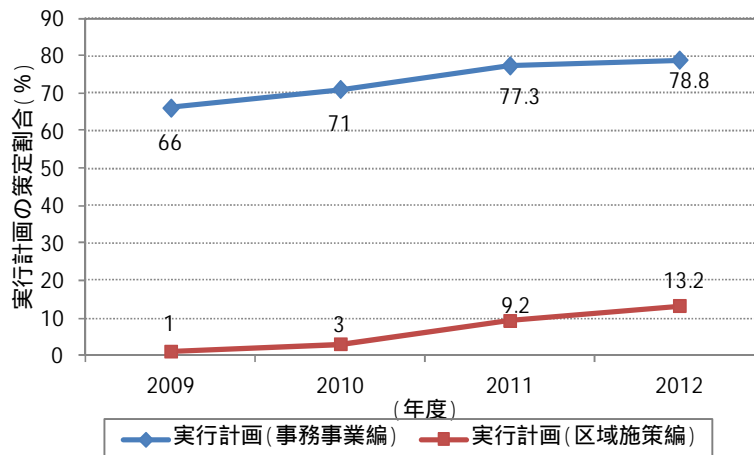
【注】

- 1) 温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令」(平成 11 年政令第 143 号)に定める排出係数等を用いて算出している。
- 2) 2011 年度の電気の排出係数については、地球温暖化対策推進法に基づき 2012 年 1 月 17 日に公表された電気事業者毎の排出係数等を用いた。
- 3) 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関(平成 22 年度までに移行する機関も含む。)は含まれない。
- 4) 2011 年度調査時において、過去の数値についても精査の上、修正を行っている場合がある。

< 指標の動向 >

国の機関等の温室効果ガス排出量は、2005 年以降、概ね減少の傾向にある。

中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合



【出典】地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査について(環境省)

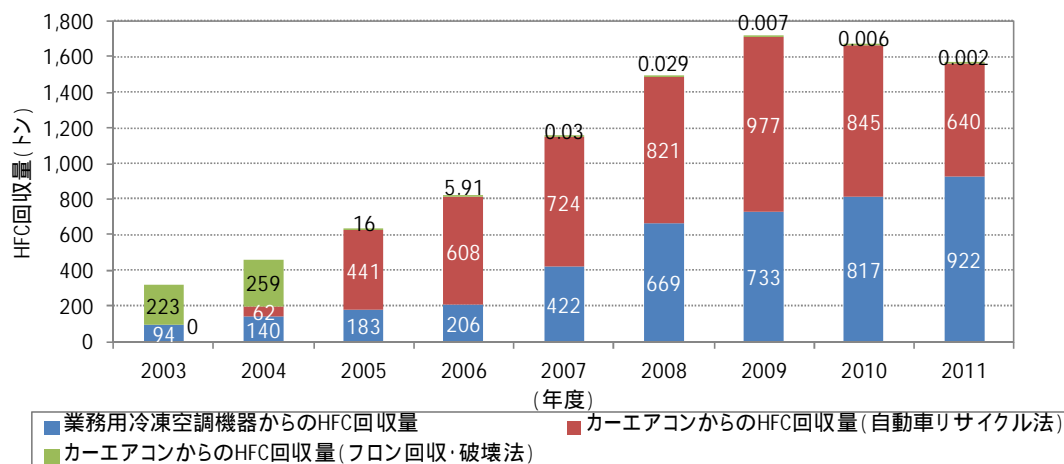
【注】

- 1) 「実行計画(事務事業編)」とは、都道府県及び市区町村が定める、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等の計画。
- 2) 「実行計画(区域施策編)」とは、都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市が定める、その区域に温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画。

< 指標の動向 >

実行計画の策定割合は 2008 年度以降、増加傾向にある。

冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況



【出典】 環境省・経済産業省資料、(財)自動車リサイクル促進センター資料

【注】

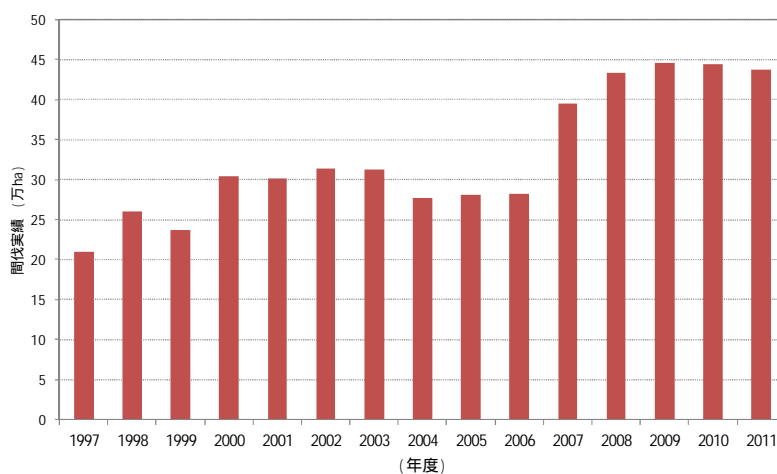
- 1) 小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。
- 2) カーエアコンの回収は、2005年1月から自動車リサイクル法に移管されたが、2004年12月31日までに第2種フロン類引渡業者に引き渡された第2種特定製品については、経過措置としてフロン回収・破壊法による回収を行っているもの。

< 指標の動向 >

- ・ HFC 回収量は 2009 年まで増加傾向にあったが、2010 年以降は減少傾向に転じている。
- ・ 業務用冷凍空調機器からの HFC 回収量は年々増加しているが、自動車リサイクル法に基づくカーエアコンからの HFC 回収量は 2010 年以降減少している。

森林吸収源対策の進捗状況

(参考) 民有林における間伐実績



【出典】 林野庁業務資料

【注】 間伐実績は、森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

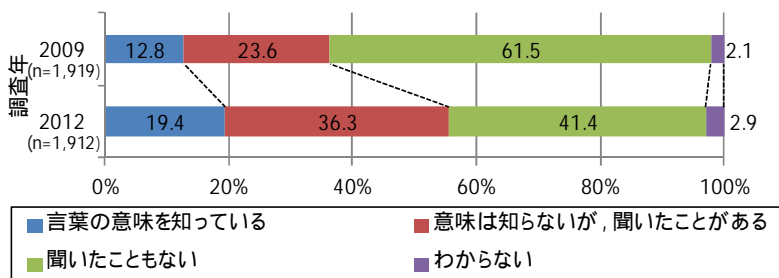
2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

2.1 生物多様性への理解・配慮の向上に関わる指標

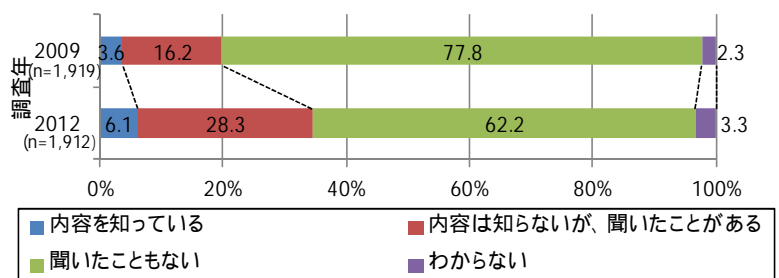
| 指標一覧 | |
|--|----------------------|
| 「生物多様性」の認識状況及び生物多様性国家戦略認知度 | |
| 生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数 | -1.生物多様性自治体ネットワーク |
| | -2.生物多様性民間参画パートナーシップ |
| エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数 | |
| 多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標 | |
| にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイブへの参加団体数等(補助指標) | -1.にじゅうまるプロジェクト |
| | -2.グリーンウェイブ |

「生物多様性」の認識状況及び生物多様性国家戦略認知度

生物多様性の言葉の認知度【全体】



生物多様性国家戦略の認知度【全体】



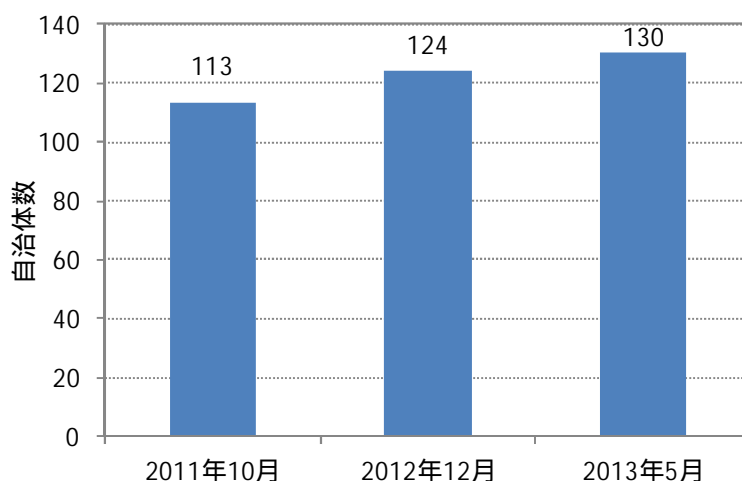
【出典】世論調査報告書平成 24 年 6 月調査「環境問題に関する世論調査」(内閣府)

< 指標の動向 >

- ・「生物多様性の言葉の認知度」については、「言葉の意味を知っている」「意味は知らないが、聞いたことがある」と答えた人の割合が、2012年で約56%となり、2009年と比較して増加傾向にある。
- ・「生物多様性国家戦略の認知度」については、「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」と答えた人の割合が、2012年で約34%となり、2009年と比較して増加傾向にあるが、依然として半数以上が認知していないのが現状である。

生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数

-1.生物多様性自治体ネットワーク



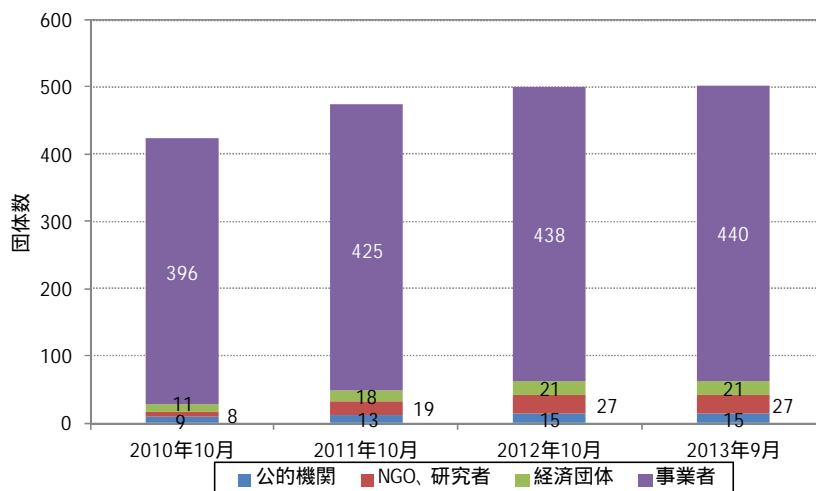
【出典】2011、2012年データは生物多様性自治体ネットワーク資料、2013年データは横浜市ホームページ
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kisha/h25/130515-1.html>)

【注】生物多様性自治体ネットワークは、自治体が相互に生物多様性の保全、持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行い、国や民間団体、事業者等との連携、共同を図るもの。2011年10月に設立された。

< 指標の動向 >

設立以降、参加自治体数は増加傾向にある。

-2. 生物多様性民間参画パートナーシップ



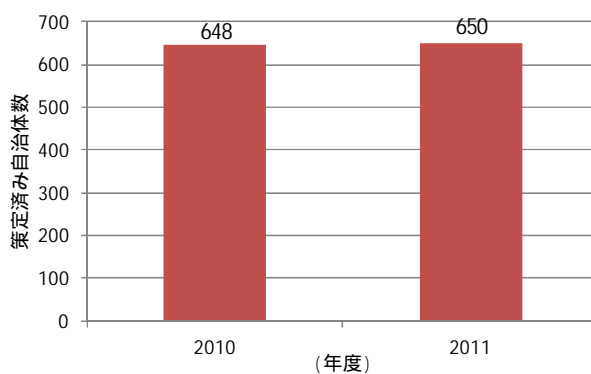
【出典】生物多様性民間参画パートナーシップ活動報告、生物多様性民間参画パートナーシップホームページ（生物多様性民間参画パートナーシップ事務局（経団連自然保護協議会））

【注】生物多様性民間参画パートナーシップは、事業者の生物多様性への取組を推進するため、事業者の取組を支援する意思のある経済団体、NGO、研究者、公的機関等の関係者を交え、事業者同士が情報共有や交流を図るもの。

< 指標の動向 >

参加団体数は増加傾向にある。

エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数



【出典】都市緑化データベース（国土交通省）

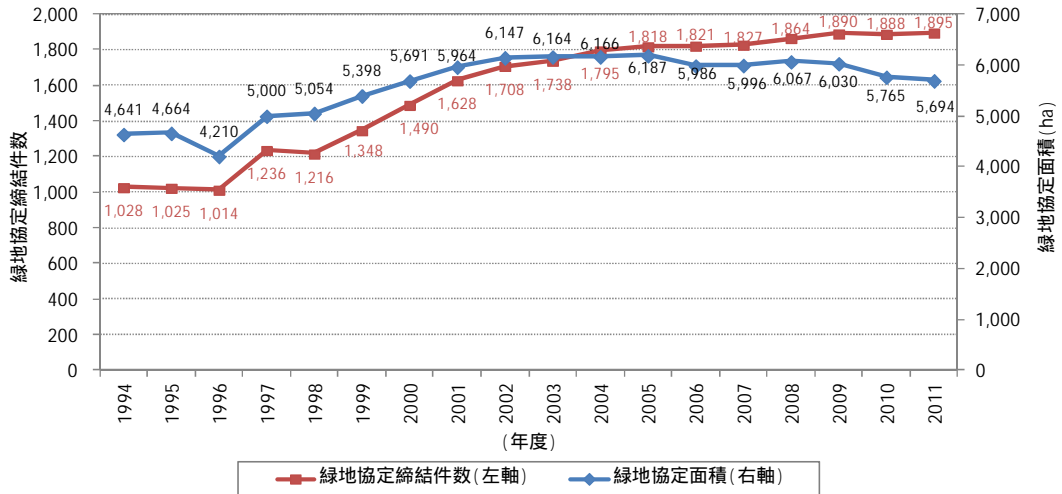
【注】「緑の基本計画」とは、都市公園の整備方針、そして特別緑地保全地区の緑地の保全や、緑化地域における緑化の推進に関する事項など、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑のオープンスペースに関する総合的な計画。住民に最も身近な地方公共団体である市町村がイニシアチブをとって地域の実情に応じた施策を講じることが基本であるため、緑の基本計画の策定主体は市町村とされている。

< 指標の動向 >

2010 年から 2011 年にかけては微増傾向にある。

多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標

・ 緑地協定の締結面積および件数

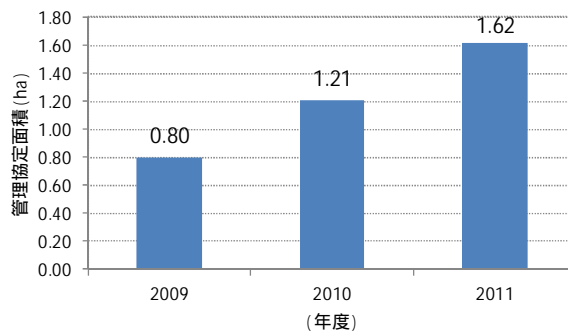


【出典】都市緑化データベース（国土交通省）

【注】

- 1) 「緑地協定」とは、都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。協定には2種類あり、都市緑地法の45条に基づくものは、既にコミュニティの形成が行われている地区において、そして同法54条によるものは、宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うものとされている。

・ 管理協定面積



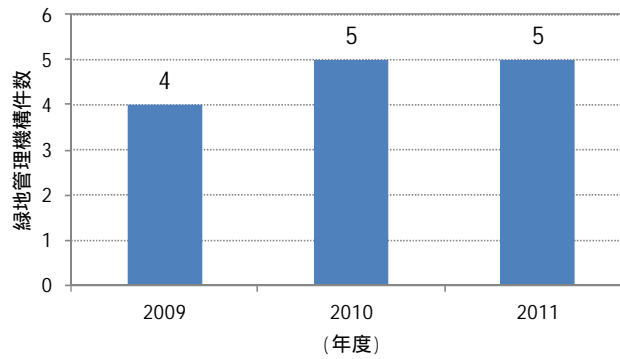
【出典】都市緑化データベース（国土交通省） 国土交通省資料

【注】

- 1) 「管理協定」とは、特別緑地保全地区等の区域内において、土地所有者と地方公共団体又は都市緑地法第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構とが、同法24条に基づく協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の管理の負担を軽減することが可能となる。

2) 管理協定締結地区は、千葉県松戸市の栗山特別緑地保全地区（2009年～2011年）、矢切特別緑地保全地区（2011年）の2地区である。

・緑地管理機構件数



【出典】都市緑化データベース（国土交通省）

【注】

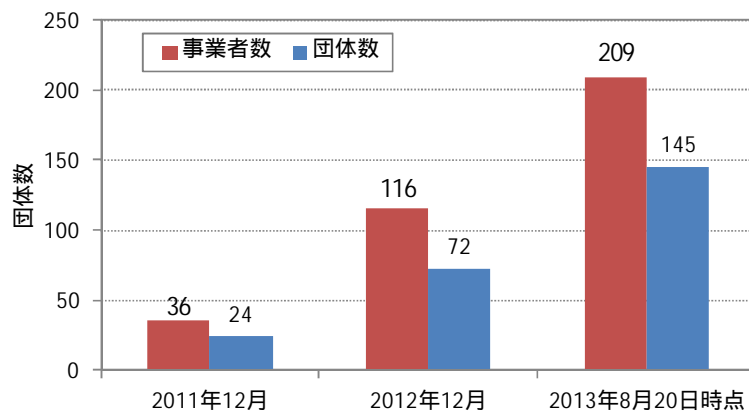
1) 「緑地管理機構」とは、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進等を図るため、制度化されたもの。都市緑地法第68条の規定により、緑地整備・管理に対し一定の能力を有するものとして、公益法人の指定を受けられる。

< 指標の動向 >

- ・緑地協定の締結件数は年々増加傾向を示している一方で、締結面積については横ばいから微減傾向で推移している。
- ・管理協定の締結地区は2地区であるが、2009年から2011年にかけて管理協定面積は増加傾向にある。
- ・緑地管理機構件数は、2010年以降、2011年度末までで、5件となっている。

にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイへの参加団体数等（補助指標）

-1. にじゅうまるプロジェクト



【出典】2011年、2012年は国際自然保護連合日本委員会資料、2013年についてはにじゅうまるプロジェクトホームページ（<http://bd20.jp/>）（国際自然保護連合日本委員会）

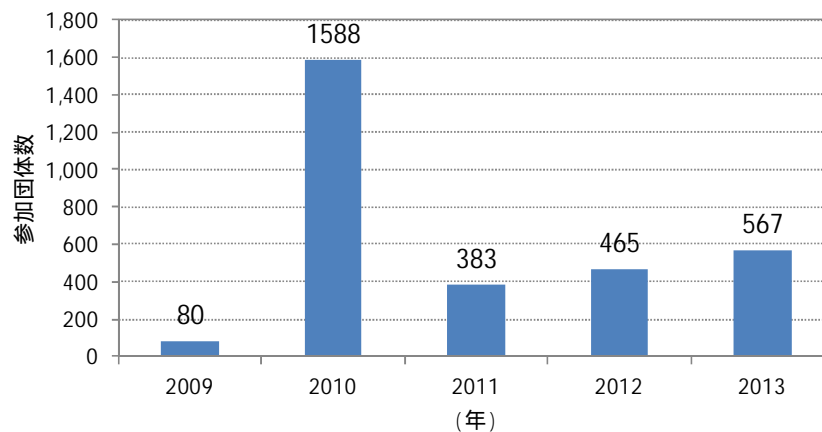
【注】

1)「にじゅうまるプロジェクト」とは、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）の提案する愛知ターゲット実現に向けて活動する人々・団体を一つのシンボルで結び付け、10年後に、愛知の名を冠する世界目標達成に向けた事業。

< 指標の動向 >

参加事業者数、団体数は共に、増加傾向にある。

-2. グリーンウェイブ



【出典】「グリーンウェイブ 2013」の実施結果について（環境省）

【注】「グリーンウェイブ」とは、世界各地の子どもたちが学校や地域などで植樹等を行う活動。

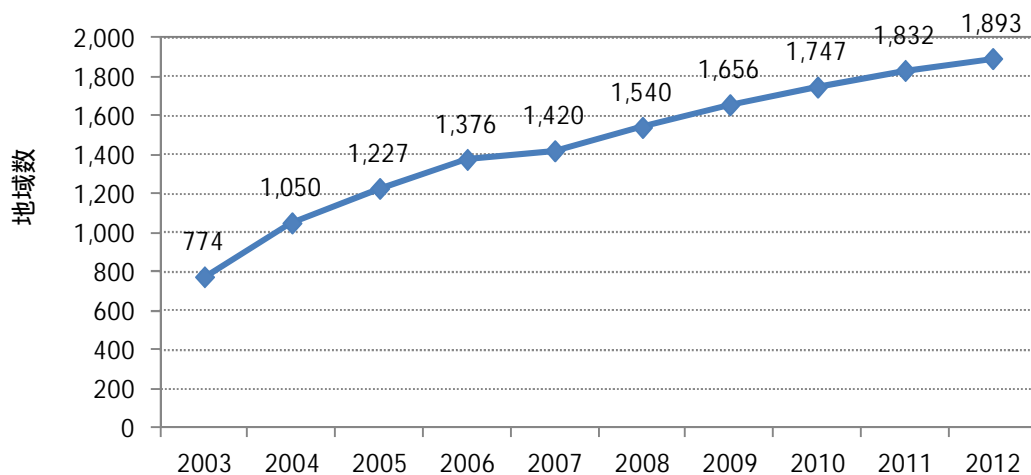
< 指標の動向 >

2010年より、参加を広く呼び掛けるようになったことにより、参加団体数は急増したが、2011年は大きく減少した。その後、参加数は再び増加傾向となっている。

2.2 持続可能な利用の促進に関わる指標

| 指標一覧 | |
|---|---------------------|
| 田園自然環境の創造に着手した地域の数 | |
| バイオマスの利用量及び新産業の規模 | |
| 木材の供給量と需要量 | |
| 都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数 | |
| 市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数 | |
| 森林経営計画の策定面積 | |
| 森林認証面積（補助指標） | -1.「緑の循環」認証会議（SGEC） |
| | -2.森林管理協議会（FSC） |
| 海洋管理協議会（MSC）ラベル付き製品数、マリン・エコ・ラベル（MEL）ジャパンの認証件数（補助指標） | -1.MSC ラベル |
| | -2.MEL 認証 |

田園自然環境の創造に着手した地域数



【出典】農林水産省資料

【注】

- 1) 2012年度は、「農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手した地域の数」という項目で集計を行っている。
- 2) 地域数は、水環境の整備に限ったものではなく、景観に配慮した整備等何らかの整備を行った全体の地域数であるという点に留意が必要。

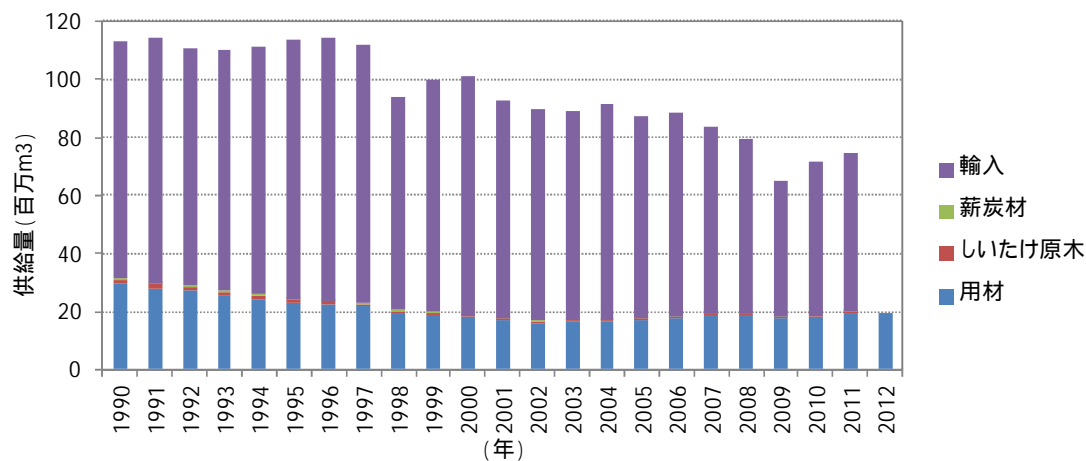
< 指標の動向 >

田園自然環境の創造に着手した地域数は年々増加傾向にある。

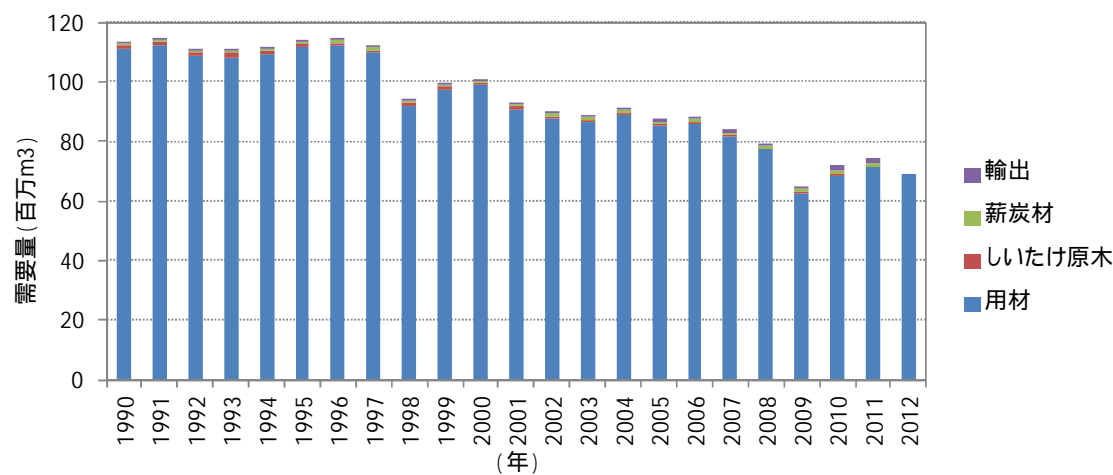
バイオマスの利用量及び新産業の規模

木材の供給量と需要量

・供給量



・需要量



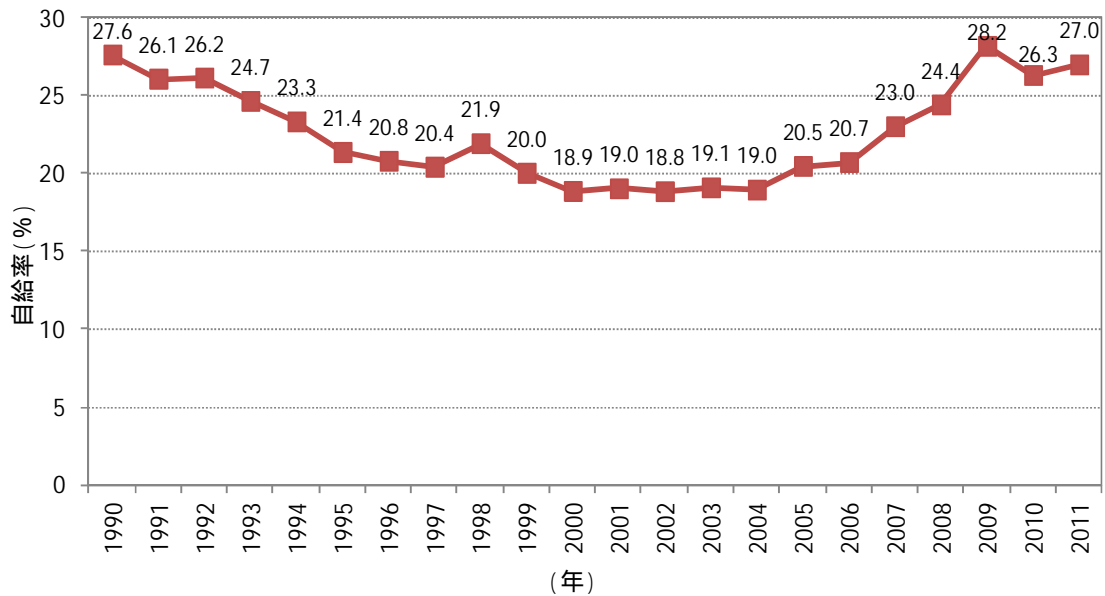
【出典（供給量、需要量）】木材需給表（農林水産省）

【注】2012年におけるしいたけ原木、薪炭材の需要量・供給量、輸出量、輸入量のデータは調査中のためグラフ上には反映されていない。

< 指標の動向 >

- ・木材の供給量、需要量は共に、2009年まで概ね減少傾向となっていたが、2009年から2011年にかけて増加傾向に転じている。
- ・用材の国内供給量は近年横ばいで推移している。また、木材の輸入量については2009年まで減少傾向にあったが、2009年以降再び増加している。

(参考) 木材自給率

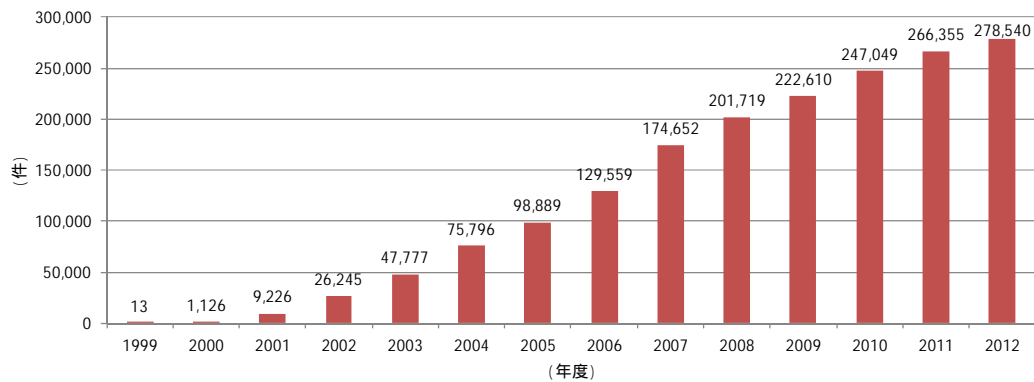


【出典】木材需給表（農林水産省）

【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{木材自給率} = \text{国内生産量} \div \text{総需要量} \times 100$$

都道府県によるエコファーマー累積認定件数



【出典】エコファーマーの認定状況（農林水産省）

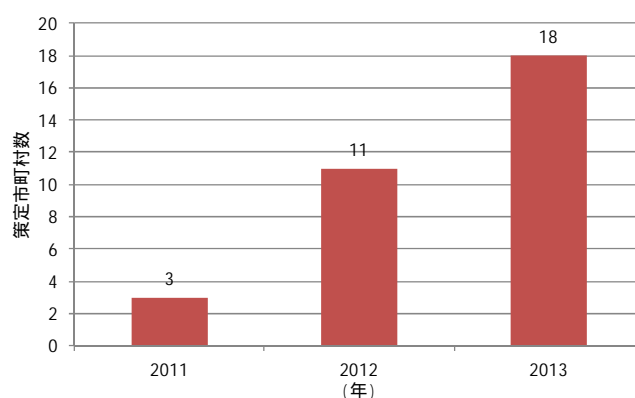
【注】

- 1) 「エコファーマー累積新規認定件数」とは、政策評価において環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加を把握するために指標としている数値であり、2014年度までに34万件とすることを目標としている。

< 指標の動向 >

累積新規認定件数は年々増加傾向にあり、2012年度には約28万件となっている。

市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数



【出典】都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画について（農林水産省）

【注】2013 年値は、2013 年 3 月 29 日現在。

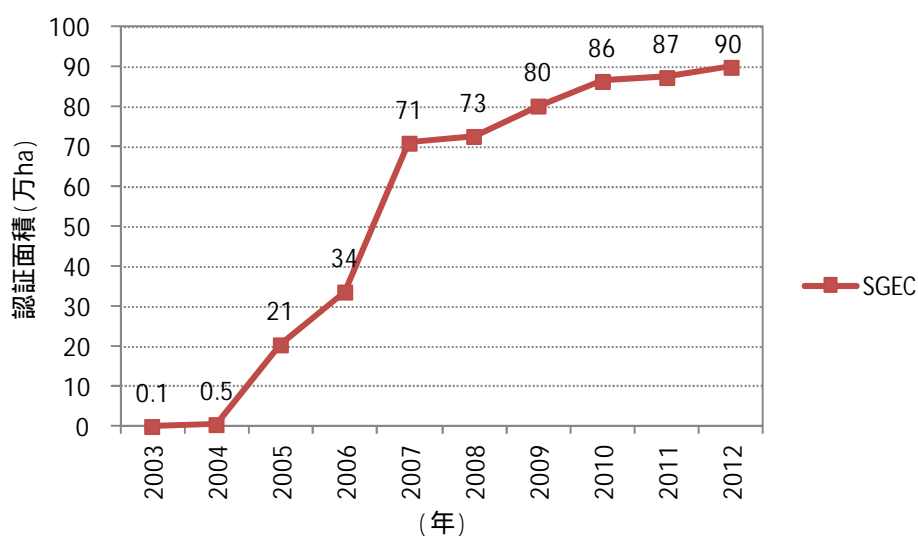
< 指標の動向 >

計画を策定した市町村数は年々増加傾向にある。

森林経営計画の策定面積

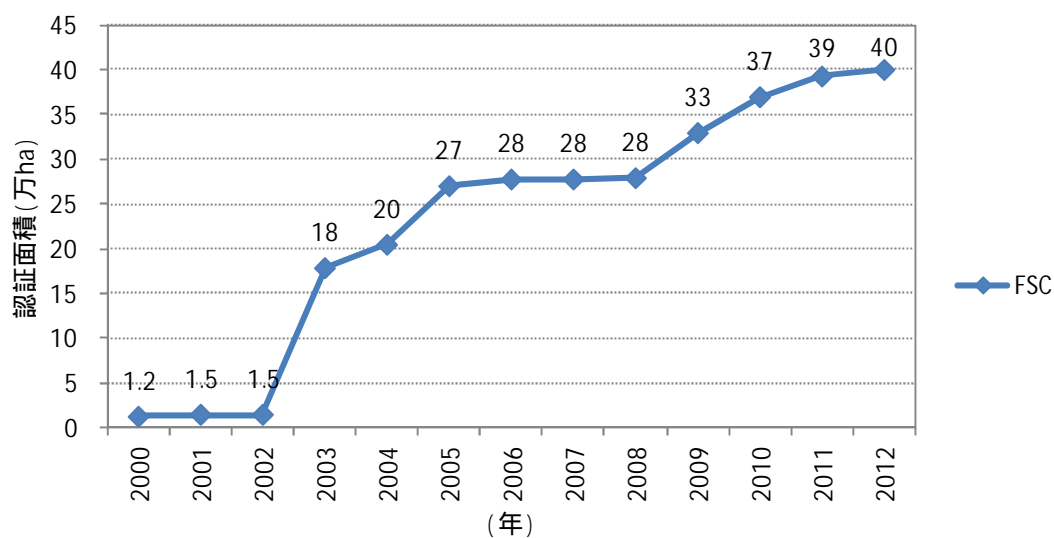
森林認証面積（補助指標）

-1. 「緑の循環」認証会議（SGEC）



【出典】「緑の循環」認証会議（SGEC）資料、平成 24 年度森林・林業白書

-2.森林管理協議会（FSC）



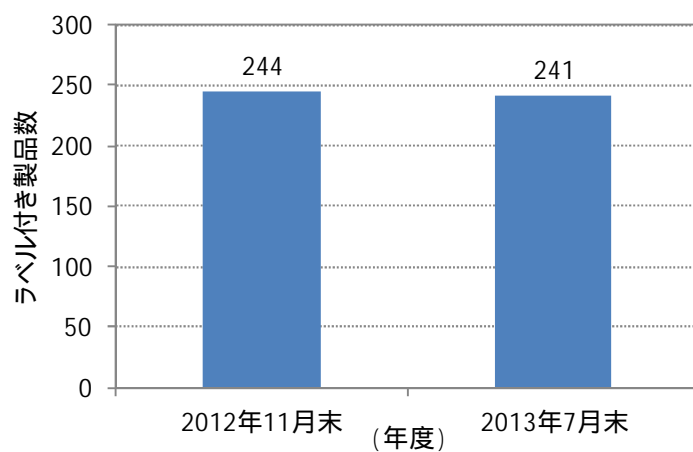
【出典】森林管理協議会（FSC）資料、平成 24 年度森林・林業白書

< 指標の動向 >

・ SGEC の認証面積及び FSC の認証面積はどちらも概ね増加傾向にある。

海洋管理協議会(MSC)・マリン・エコ・ラベル(MEL)ジャパンの認証件数（補助指標）

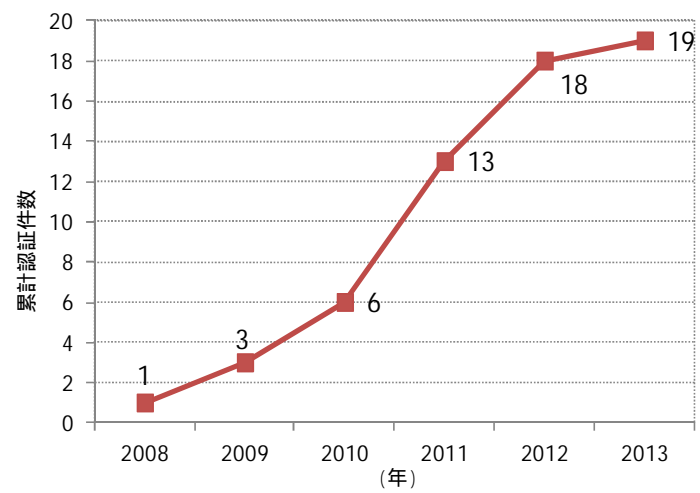
-1.MSC ラベル



【出典】海洋管理協議会日本事務局資料

【注】日本における MSC ラベル付き製品数。

-2.MEL 認証



【出典】マリン・エコ・ラベル・ジャパン事務局資料

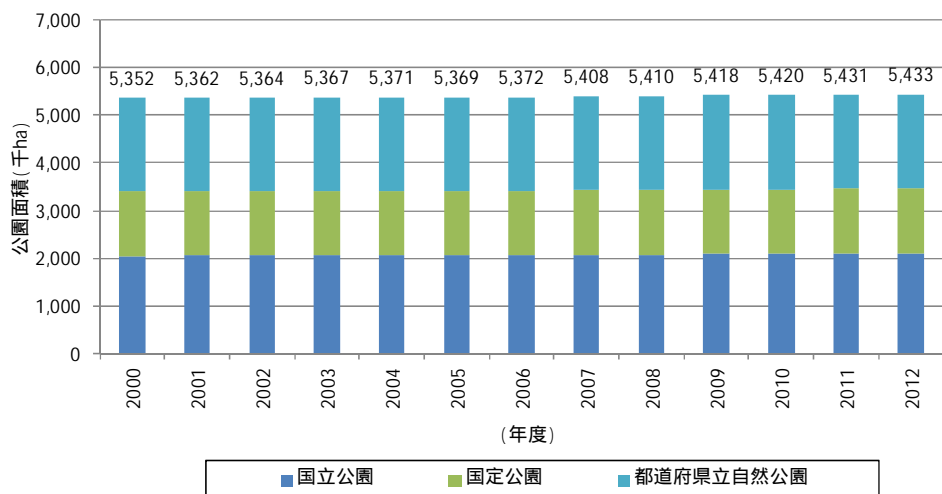
< 指標の動向 >

- ・ MSC ラベル付き製品数は、世界・日本共に増加が見られる。
- ・ 認証件数は毎年増加傾向にある。

2.3 生物多様性の保全・再生に関わる指標

| 指標一覧 | |
|--|---------------------------------|
| 自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園） | |
| 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量） | |
| 海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等） | |
| 保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数 | -1.保護増殖事業計画の策定数 |
| | -2.国内希少野生動植物種の指定数 |
| 特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数 | -1.特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数 |
| | -2.外来生物法に基づく防除の実施件数 |
| 河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」 | |
| 河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」 | -1. 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合 |
| | -2. 特に重要な水系における湿地の再生の割合 |
| 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標） | |
| 森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林 | |
| 保安林面積 | |
| 国有林の保護林面積 | |
| 都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数 | -1.都道府県が定める希少種保護条例の制定数（累積施行数） |
| | -2. 指定希少野生動植物種の指定数 |

自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）

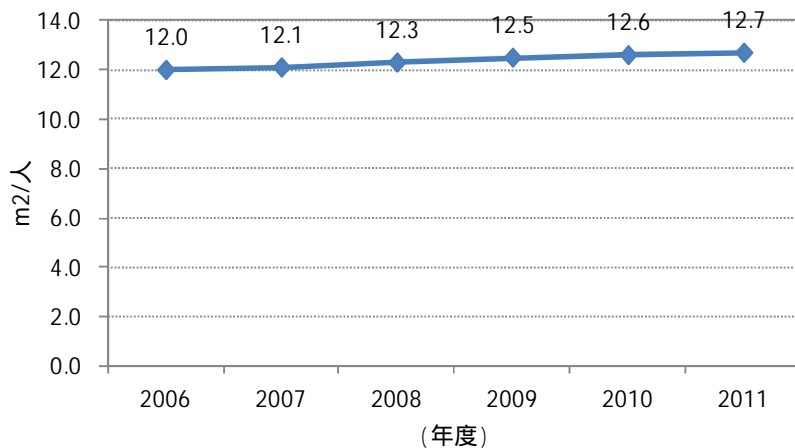


【出典】自然公園面積総括表（環境省）

< 指標の動向 >

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園のいずれも、面積は横ばいの傾向にある。

都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）



【出典】平成 24 年度政策チェックアップ評価書について（国土交通省）

【注】都市域における（原則都市計画区域とする）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したものの。

< 指標の動向 >

確保状況はゆるやかな増加傾向にある。

海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）

2011年時点での環境省による試算値：369,200km²

【出典】我が国における海洋保護区の設定のあり方について（環境省）

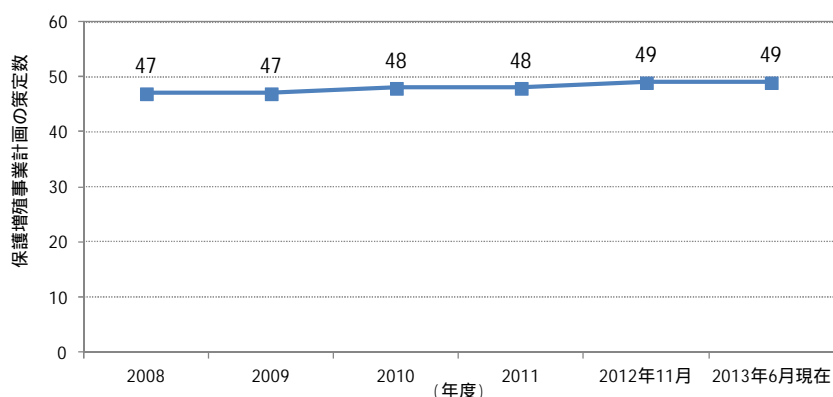
【注】

数値は、地理情報が入手可能な区域（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域）の合計面積から、区域の重複を除いた面積。上記出典は、既存の規制区域について、海洋保護区の定義に基づき整理・試算を行ったもので、2011年5月27日に開催した第8回総合海洋政策本部会合の資料として公表・了承されたもの。

< 指標の動向 >

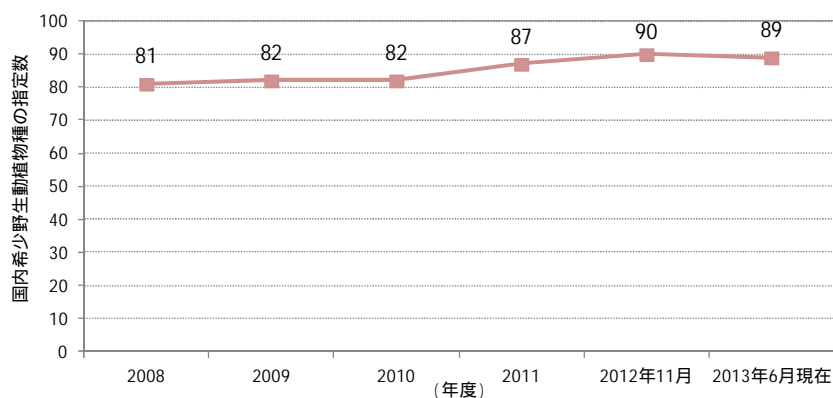
保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数

-1. 保護増殖事業計画の策定数



【出典】 保護増殖事業計画一覧（環境省）

-2. 国内希少野生動植物種の指定数



【出典】 国内希少野生動植物種一覧（環境省）

< 指標の動向 >

- ・ 保護増殖事業計画の策定数はほぼ横ばいの傾向にある。
- ・ 国内希少野生動植物種の指定数はほぼ横ばいの傾向にある。

特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数

-1. 特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数

特定外来生物 2013年9月現在：107種（1科13属93種）

要注意外来生物 2005年8月現在：148種

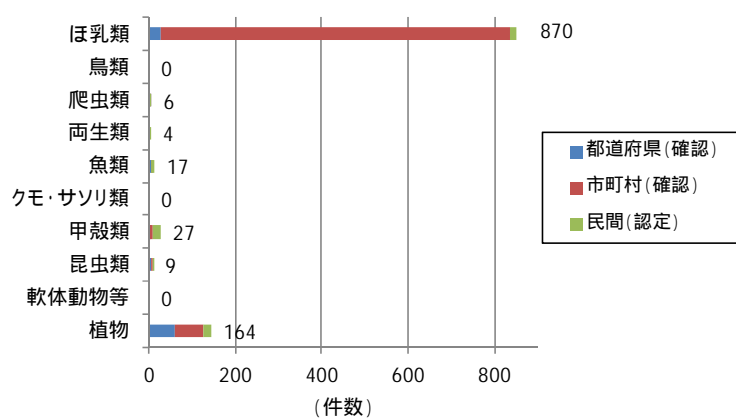
【出典】環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室資料

【注】在来の種・亜種を除く。

< 指標の動向 >

未判定外来生物の輸入届出等を受け増加。今後外来生物法の改正や侵略的外来種リスト（仮称）の作成等も踏まえ、追加指定見込み。

-2. 外来生物法に基づく防除の実施件数（2012年11月1日現在）



【出典】環境統計集（環境省）

【注】

- 1) 主務大臣以外の者が特定外来生物の防除を行う場合は、防除を行う旨とその実施方法等について、主務大臣の確認・認定を受けることができる。
- 2) 防除の確認・認定件数は2012年11月1日時点で有効なものを集計している。

< 指標の動向 >

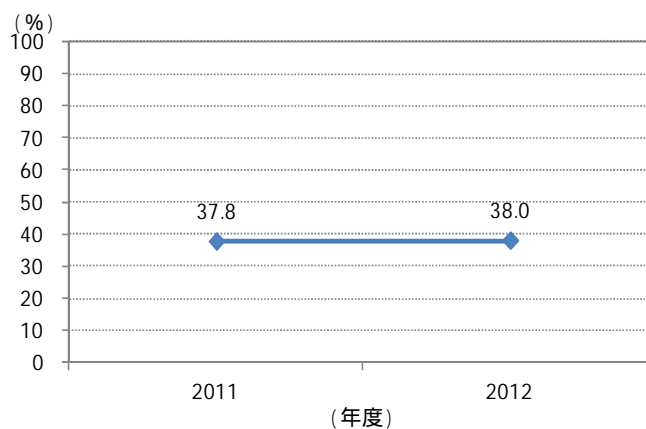
特定外来生物の分布が拡大するとともに、外来生物法の施行による一定の取組の進捗が見られ、増加傾向。

河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」

本指標はこれまで社会資本整備重点計画（国土交通省）の指標を用いていたが、指標が廃止されたため更新可能なデータが無い

河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」

-1. 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合



【出典】平成 24 年度政策チェックアップ評価書（国土交通省）

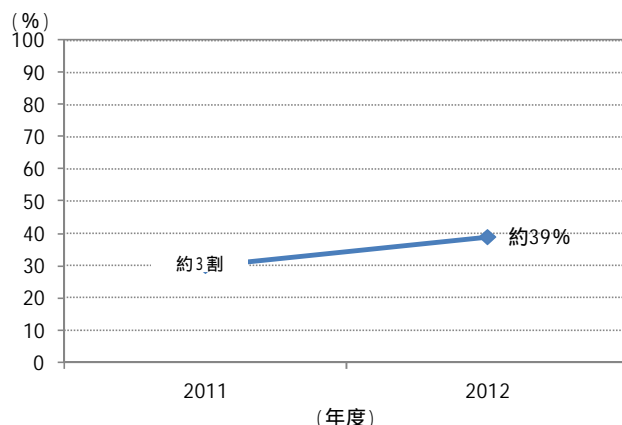
【注】過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積約 4,000 h a の干潟のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

干潟の再生の割合 = /

: 復元・再生した面積

: 過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で回復可能な面積

-2. 特に重要な水系における湿地の再生の割合



【出典】平成 24 年度政策チェックアップ評価書（国土交通省）

【注】生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約 900ha のうち、河川整備により再生された割合。

再生された湿地の面積の割合 = /

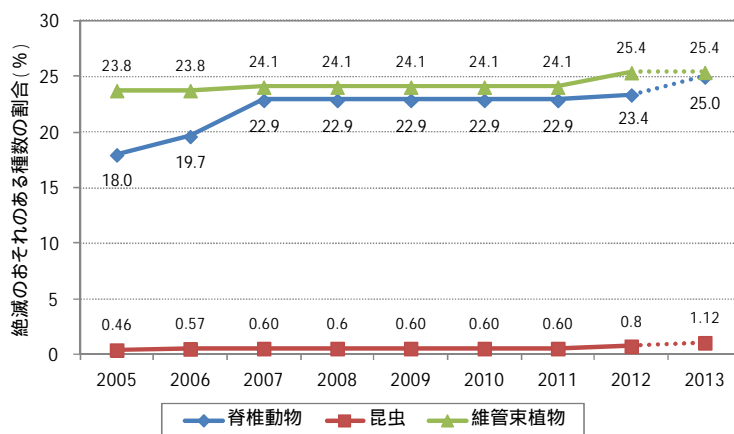
: 再生された湿地の面積

: 特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積

< 指標の動向 >

- ・干潟の復元・再生割合は、概ね横ばいで推移している。
- ・湿地の再生割合は、2011 年から 2012 年にかけて微増している。

脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標）



【出典】環境省レッドリスト（環境省）

【注】

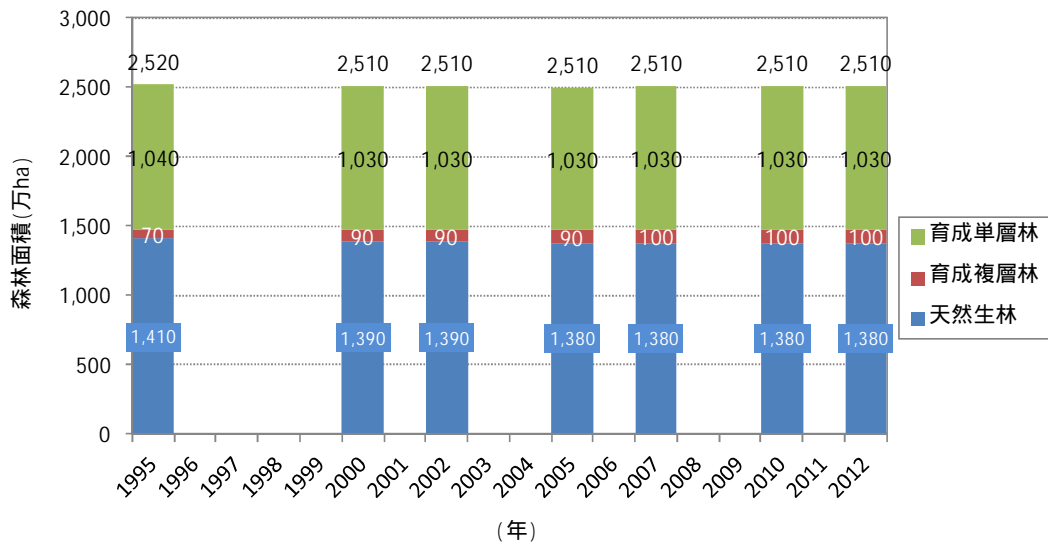
- 1) 動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
- 2) 維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は日本植物分類学会の集計による。

- 3) 絶滅のおそれのある種とは、絶滅危惧 類 (Critically Endangered + Endangered) : 絶滅の危機に瀕している種、および絶滅危惧 類 (Vulnerable) : 絶滅の危険が増大している種。
- 4) レッドリストの評価対象種数が改訂の度に増加等するため、分母となる評価対象種数がレッドリスト改訂により拡大するため、経年的な変化を見る指標とは言い切れない。
- 5) グラフの年は公表時点である。

< 指標の動向 >

昆虫および維管束植物については概ね横ばいの傾向を示しているが、脊椎動物については増加傾向にある。

森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林



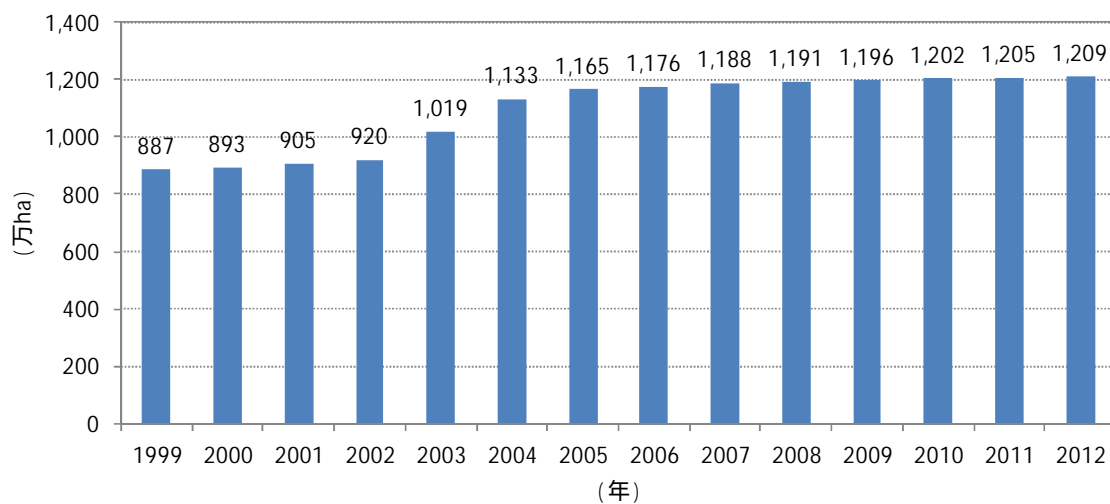
【出典】森林・林業統計要覧（林野庁） 森林・林業基本計画

【注】森林面積は、10万 ha 単位で四捨五入している。

< 指標の動向 >

- ・天然生林面積は概ね減少傾向となっている。
- ・育成複層林面積は概ね増加傾向となっている。
- ・育成単層林面積は2000年以降横ばいである。

保安林面積

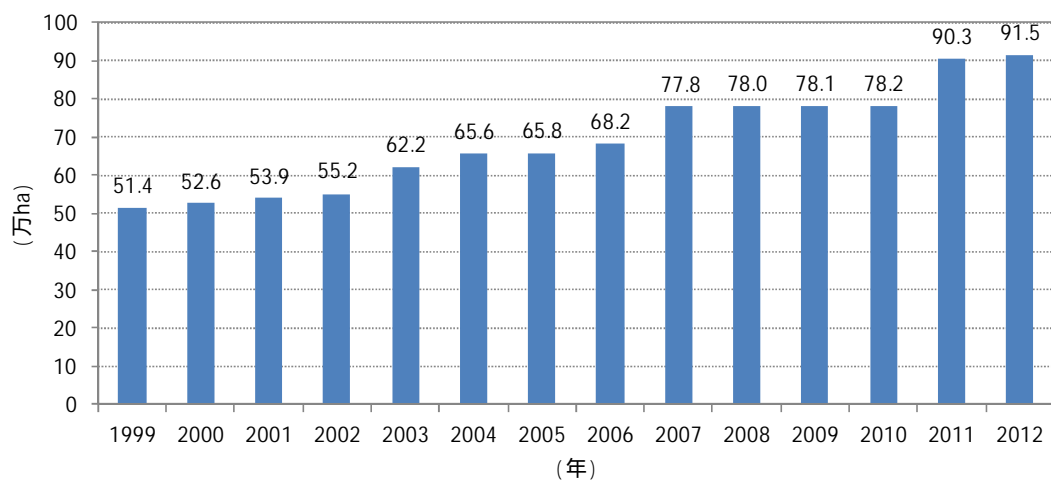


【出典】林野庁業務資料

< 指標の動向 >

保安林面積は、年々増加傾向にある。

国有林の保護林面積



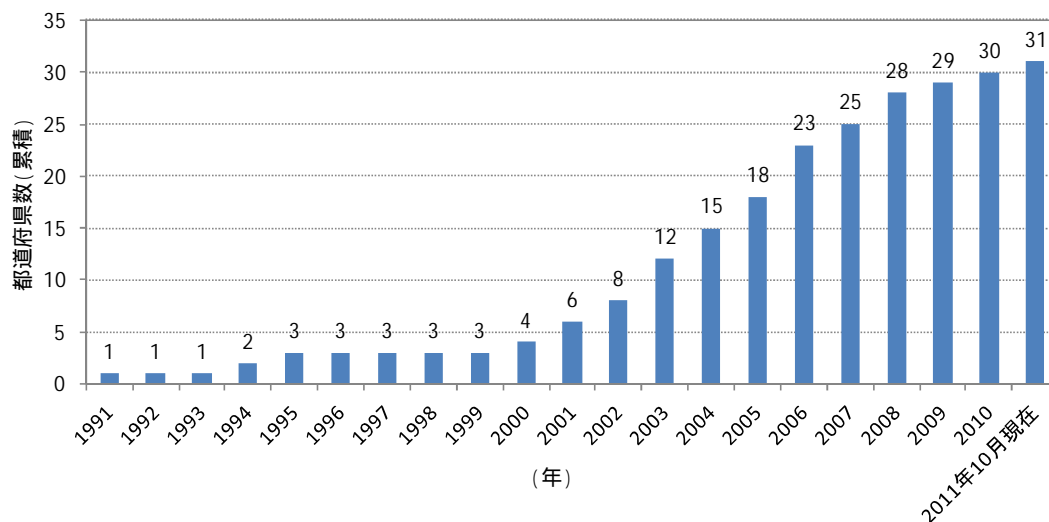
【出典】国有林野事業統計書（林野庁）

< 指標の動向 >

保護林面積は 1999 年以降、概ね増加傾向にある。

都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数

-1. 都道府県が定める希少種保護条例の制定数（累積施行数）



-2. 指定希少野生動植物種の指定数

2011年10月現在、457種（亜種、地域個体群含む）

【出典】希少野生動植物保護にかかる都道府県条例（以下「希少種保護条例」）について（環境省）

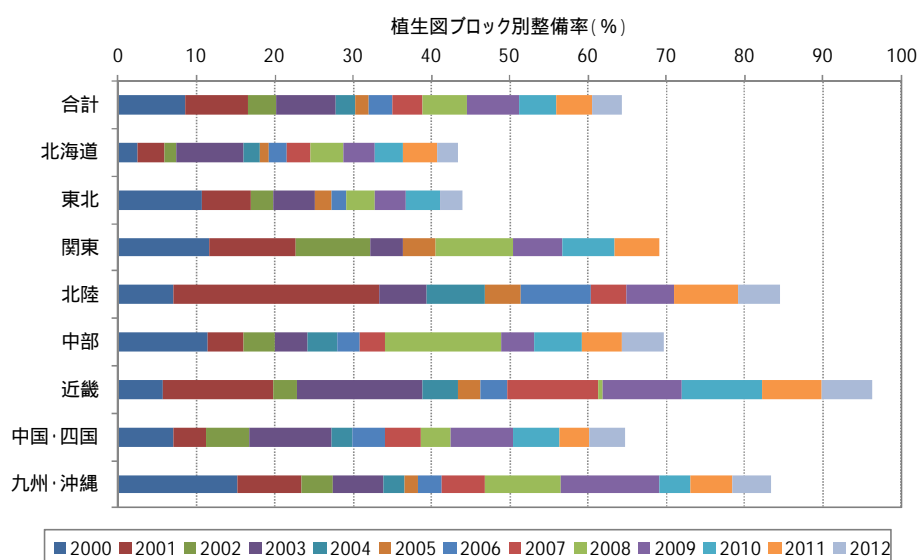
< 指標の動向 >

都道府県が定める希少種保護条例の制定数は、年々増加傾向にある。

2.4 情報整備、参加型計画立案等の強化に関わる指標

| 指標一覧 |
|----------------------------|
| 1 / 25,000 植生図整備状況 |
| 生物多様性地域戦略の策定自治体数 |
| 地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数） |

1 / 25,000 植生図整備状況



【出典】自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）

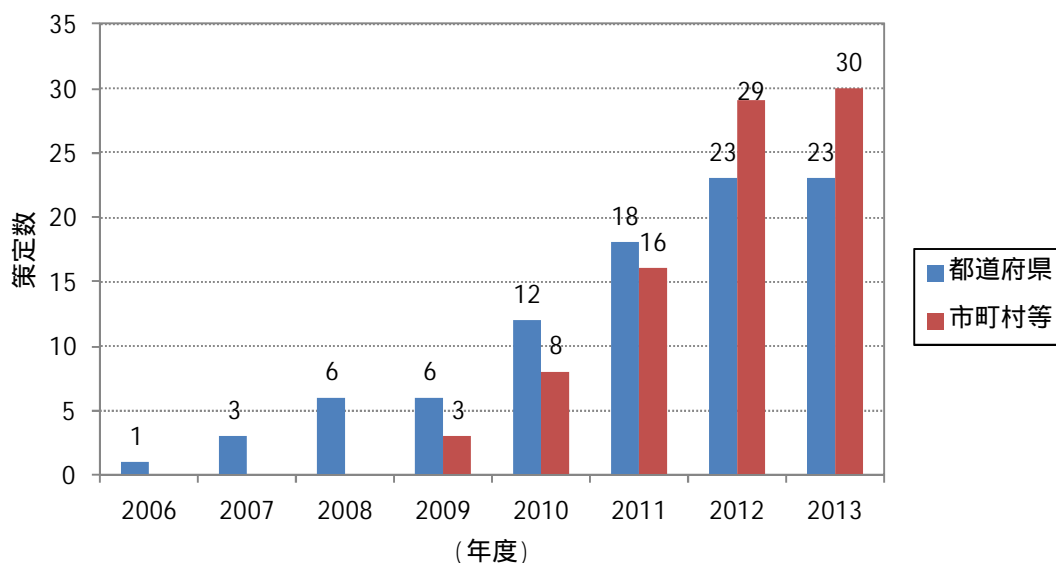
【注】

- 1) 各年度における2次メッシュの整備率。
- 2) 1/25,000 植生図の整備では、国土地理院及び林野庁撮影の空中写真の整備状況、改変が著しく進んでいる里地里山を有する地域を優先し植生図の整備を進めている。
- 3) 東京都の範囲は既存植生図の調整により整備した。

< 指標の動向 >

整備率の最も高いのは、約72%が整備されている近畿ブロックで、最も低いのは、約33%が整備されている北海道ブロックである。

生物多様性地域戦略の策定自治体数



【出典】生物多様性地域戦略「地域戦略策定済み地方公共団体数」(環境省)

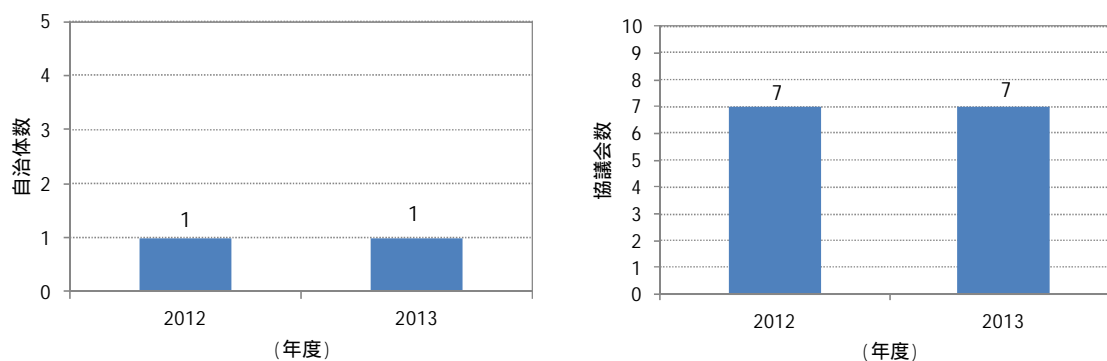
【注】

- 1) 数値は策定自治体数の累計。
- 2) 生物多様性基本法の施行以前に策定された計画又は生物多様性基本法の施行後であるが、生物多様性基本法第11条に基づく生物多様性国家戦略(平成22年3月閣議決定)の策定以前に策定された計画を含む。

< 指標の動向 >

都道府県、市町村等の策定数は、いずれも増加傾向にある。

地域連携保全活動状況(計画策定自治体数及び協議会数)



【出典】環境省資料

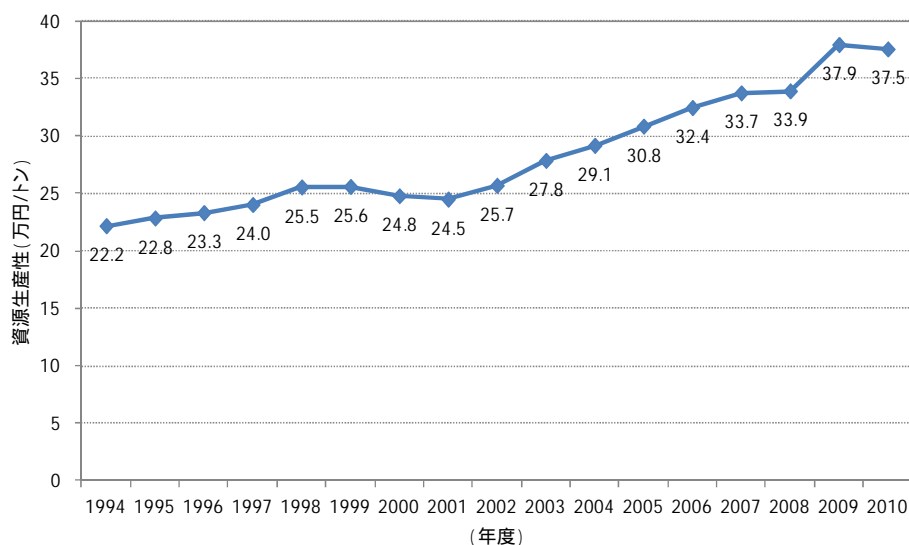
【注】自治体数、協議会数ともに、2013年度は6月末時点の値。

< 指標の動向 >

3.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

| 指標一覧 |
|----------------------------|
| 資源生産性（代表指標） |
| 循環利用率（代表指標） |
| 最終処分量（代表指標） |
| 1人1日当たりのごみ排出量 |
| 1人1日当たり家庭から排出されるごみの量 |
| 事業系ごみの総量 |
| その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標 |

資源生産性（代表指標）



【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「国民経済計算」（内閣府）

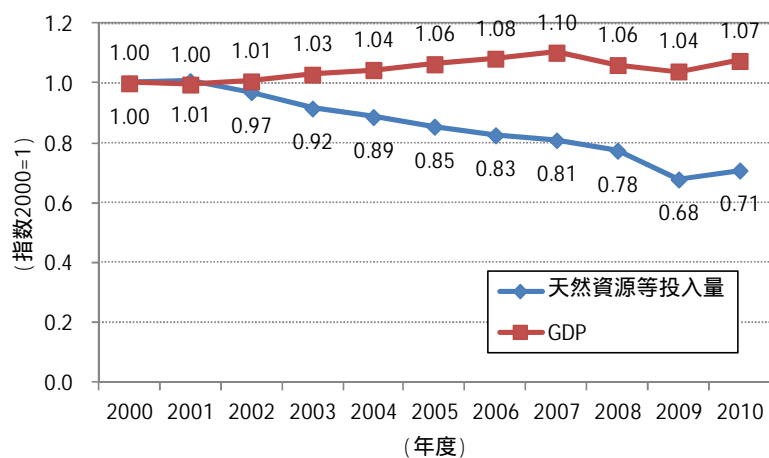
【注】

1)GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。

2)天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指す。資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す。資源生産性の算出は次式による。

$$\text{資源生産性} = \text{GDP} / \text{天然資源等投入量（DMI）}$$

(参考) GDP、天然資源等投入量の推移



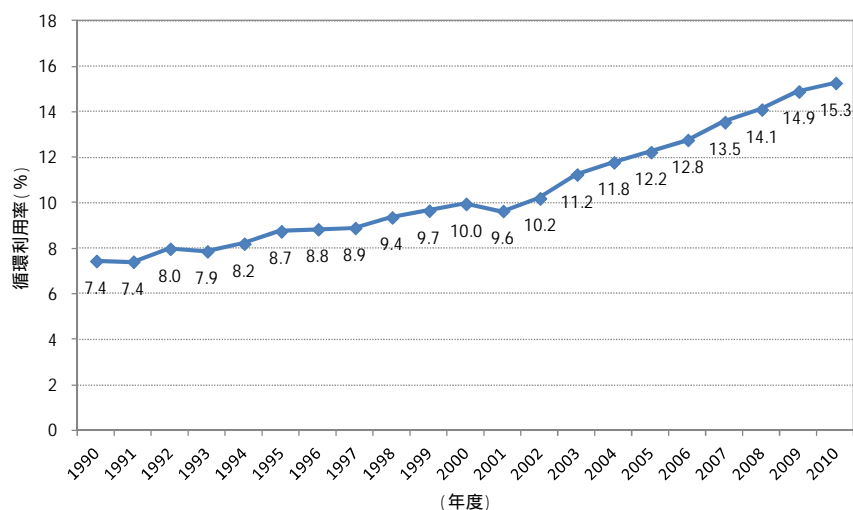
【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「国民経済計算」(内閣府)

【注】GDPは2005年基準・実質・連鎖方式。

< 指標の動向 >

- ・資源生産性は2000年度以降、増加傾向にあったが、2010年度は減少している。
- ・GDPは金融危機の影響により2007年度から2009年度まで減少したが、2010年度は増加している。
- ・天然資源等投入量は2001年度より減少傾向にある。この要因として、主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、大規模公共事業の減少を反映している。

循環利用率(代表指標)



【出典】環境省資料

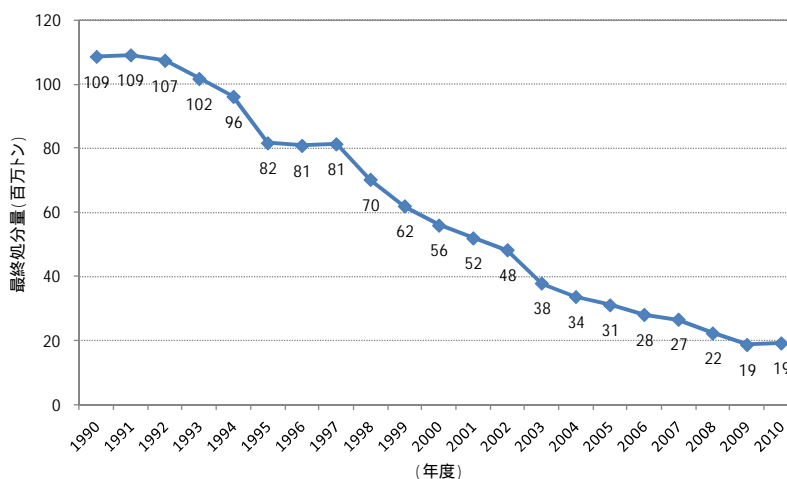
【注】循環利用率は、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す。循環利用率の算出は次式による。

$$\text{循環利用率} = \text{循環利用量} / (\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量})$$

< 指標の動向 >

- ・ 1990 年度以降、上昇傾向にある。

最終処分量（代表指標）

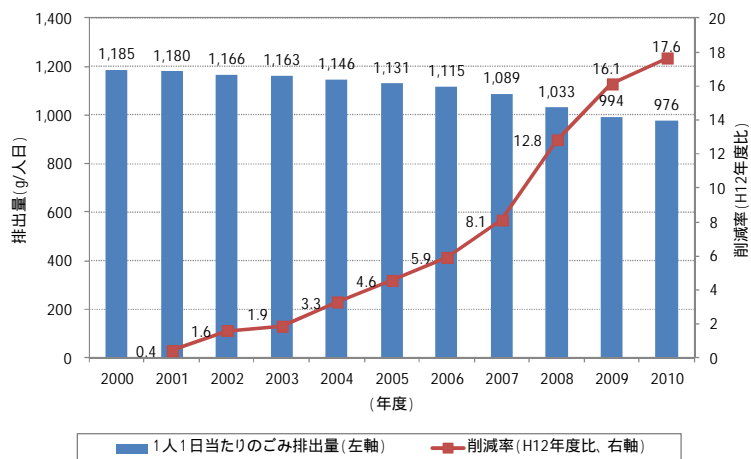


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・ 1990 年度以降、減少傾向にある。

1人1日当たりのごみ排出量



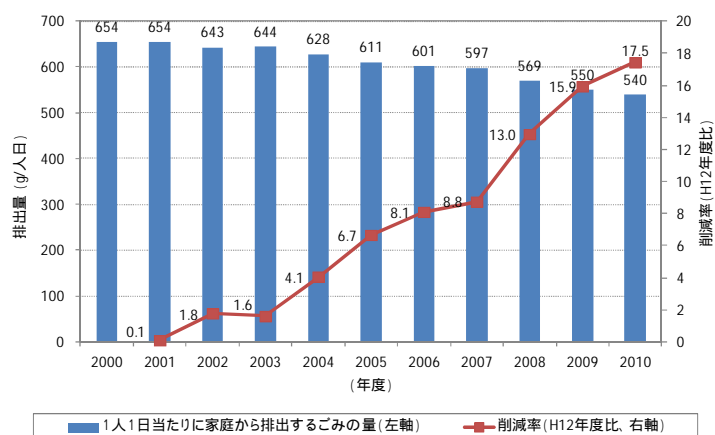
【出典】環境省資料

【注】計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当たりに換算。

< 指標の動向 >

- ・ 2000 年度以降、減少傾向にある。

1人1日あたりに家庭から排出されるごみの量



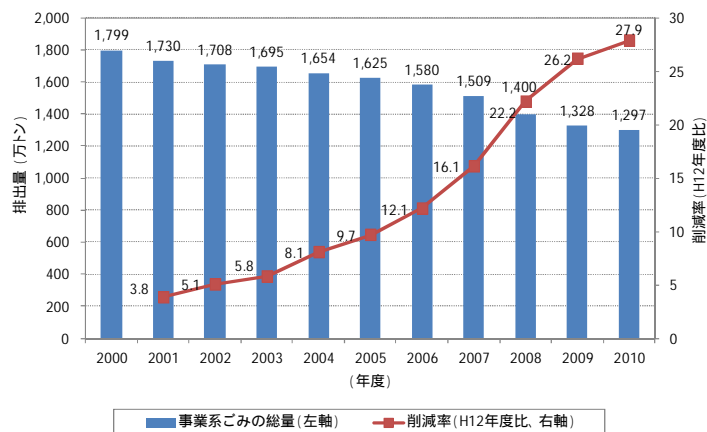
【出典】環境省資料

【注】集団回収量、資源ごみ等を除く。

< 指標の動向 >

- ・ 2000 年度以降、減少傾向にある。

事業系ごみの総量



【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・ 2000 年度以降、減少傾向にある。

その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標

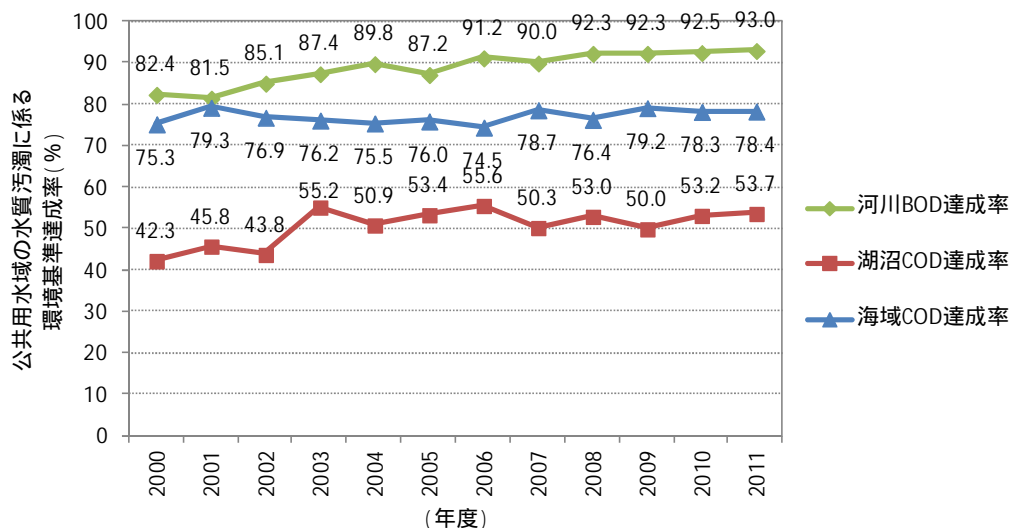
第三次循環型社会推進基本計画が平成 25 年 5 月 31 日閣議決定されたところであるため、今後の検討結果を基に更新予定。

4.水環境保全に関する取組

| 指標一覧 | |
|--|---|
| 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況 (代表指標) | -1. 公共用水域の環境基準達成率(河川 BOD、湖沼 COD、海域 COD) |
| | -2.公共用水域の環境基準達成率(湖沼の全窒素・全燐) |
| | -3.公共用水域の環境基準達成率(海域の全窒素・全燐) |
| | -4.公共用水域全体の健康項目達成率 |
| | -5.地下水の環境基準超過率(全体) |
| 環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の自治体における実施状況 | |

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況（代表指標）

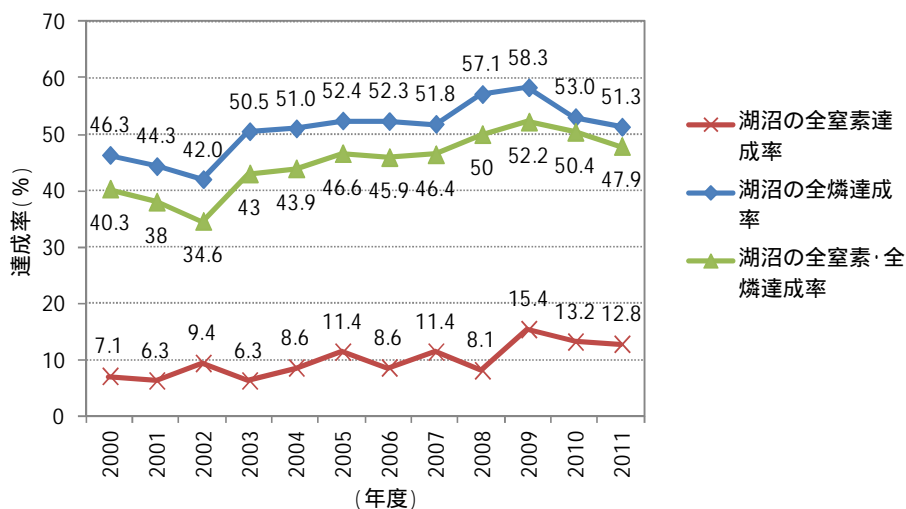
-1. 公共用水域の環境基準達成率（河川BOD、湖沼COD、海域COD）



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】達成率（%）＝（達成水域数／類型指定水域数）×100

-2. 公共用水域の環境基準達成率（湖沼の全窒素・全磷）

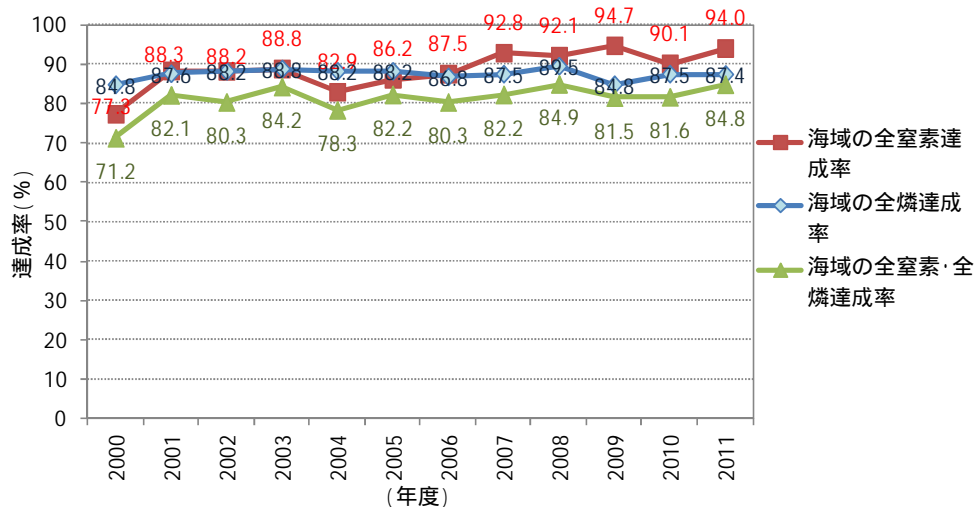


【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は全窒素及び全磷それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合。
- 2) 対象水域数は全窒素と全磷で異なる。

-3. 公共用水域の環境基準達成率（海域の全窒素・全燐）

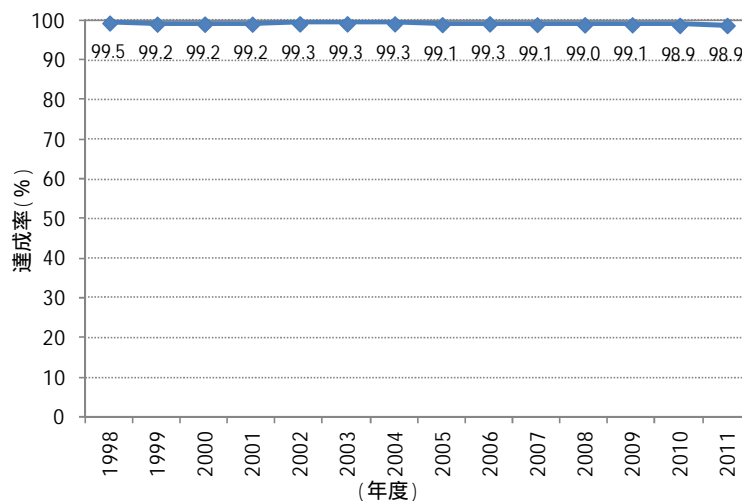


【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は全窒素及び全燐それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合。
- 2) 対象水域数は全窒素と全燐で異なる。
- 3) 海域については、全窒素のみ又は全燐のみ環境基準を適用する水域はない。

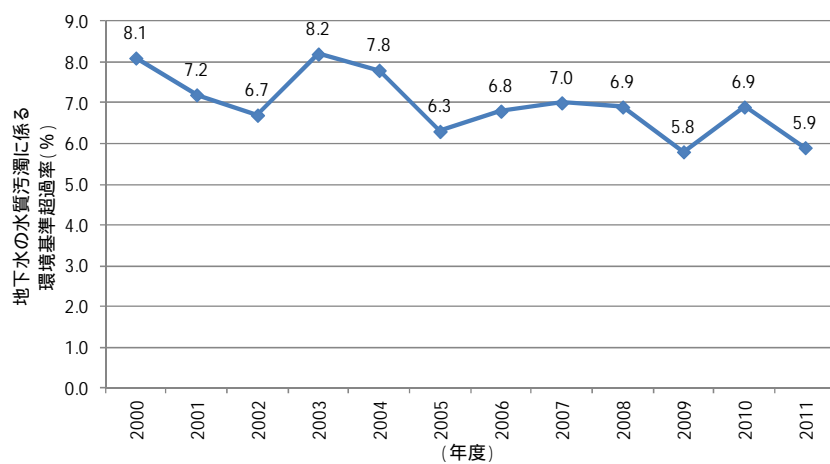
-4. 公共用水域全体の健康項目達成率



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】1999年度より新規に硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ふっ素並びにほう素の測定が開始された。

-5. 地下水の環境基準超過率（全体）

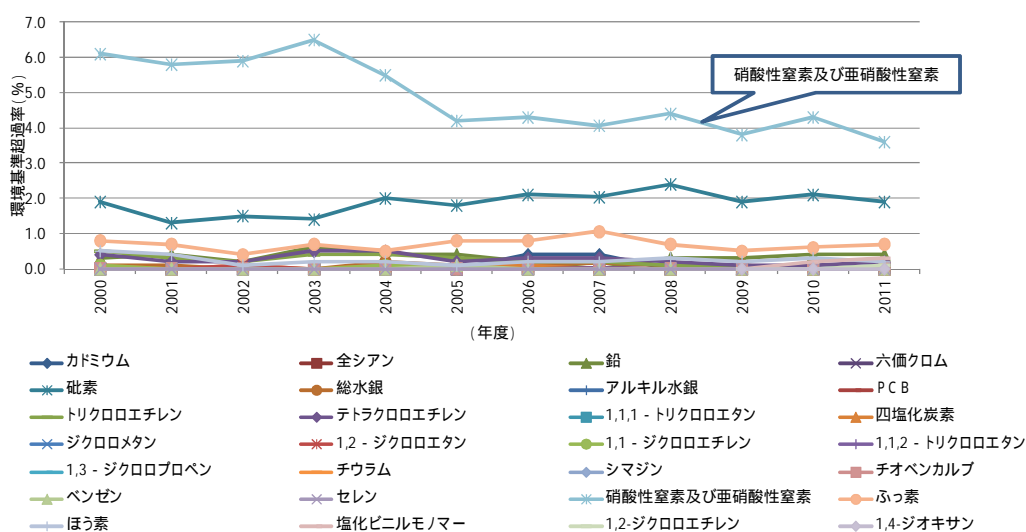


【出典】地下水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、全調査井戸数のうち、何らかの項目で環境基準を超過した井戸数の割合。
- 3) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

(参考) 地下水の環境基準超過率 (内訳)



【出典】地下水質測定結果 (環境省)

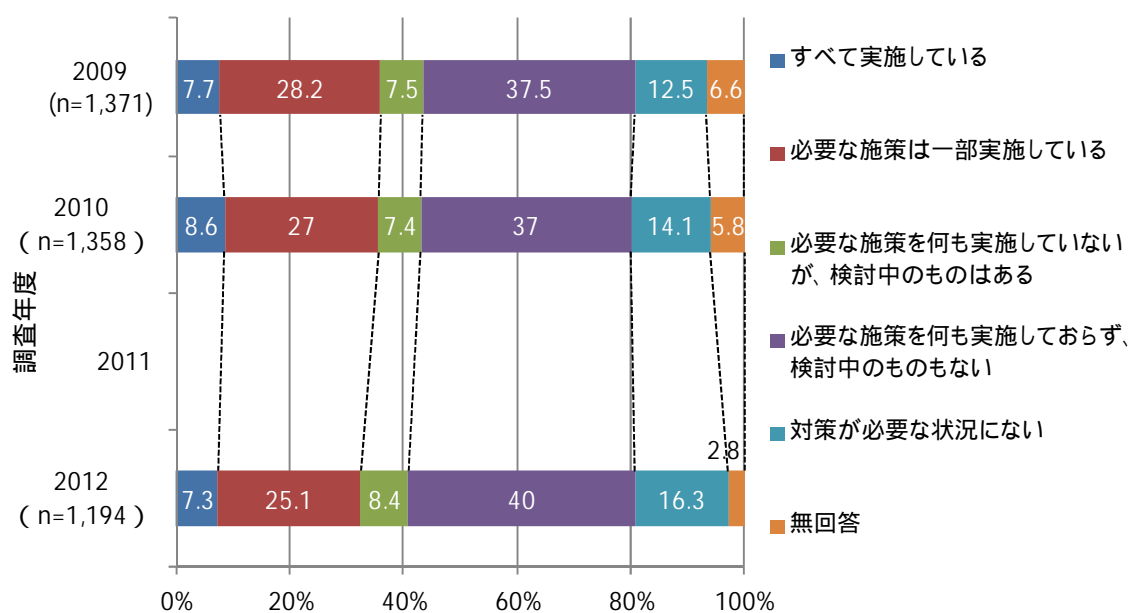
【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、調査数に対する超過数 (測定当時の基準を超過した井戸の数) の割合である。
- 3) 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、2009年11月に環境基準に追加。
- 4) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

< 指標の動向 >

- ・ 河川の BOD 達成率は増加傾向にあり、2011 年度には約 90% となっている。
- ・ 海域の COD 達成率は、約 80% で概ね横ばいに推移している。
- ・ 湖沼の COD 達成率は、約 50% で概ね横ばいに推移している。
- ・ 湖沼の全燐達成率は、年度によってばらつきがあるものの、概ね横ばいに推移している。
- ・ 湖沼の全窒素達成率は、以前として低い水準で推移している。
- ・ 海域の全燐・全窒素達成率は、概ね横ばいに推移しているが、90% 前後の達成率となっている。
- ・ 地下水の環境基準超過率は、2000 年度と比較すると概ね減少傾向にある。

環境保全上健全な水循環の構築に関する施策実施状況改訂数



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査（環境省）

【注】

- 1) () 内は各年度の回答数。
- 2) 2011 年度は調査を実施していない。

< 指標の動向 >

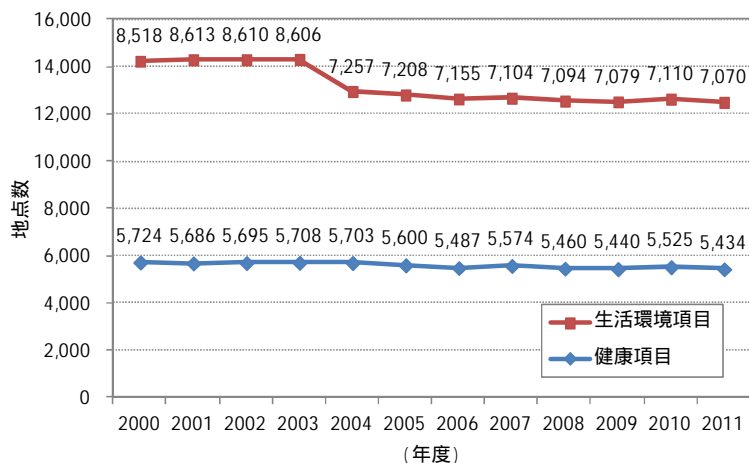
2012 年度に、計画を「すべて実施している」「必要な施策は一部実施している」と回答した地方公共団体の割合は 32.4% となっており、2009 年度の 35.9% より減少している。

4.2 主に水質に関する補助的指標

| 指標一覧 | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 水質等のモニタリング地点 | -1. 公共用水域における水質測定地点 |
| | -2. 地下水の水質測定地点 |
| 主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量 | -1. 湖沼における汚濁負荷量の推移（COD） |
| | -2. 湖沼における汚濁負荷量の推移（窒素） |
| | -3. 湖沼における汚濁負荷量の推移（りん） |
| | -4. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（COD） |
| | -5. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（窒素） |
| | -6. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（りん） |
| 廃棄物の海洋投入処分量 | |

水質等のモニタリング地点

-1. 公共用水域における水質測定地点

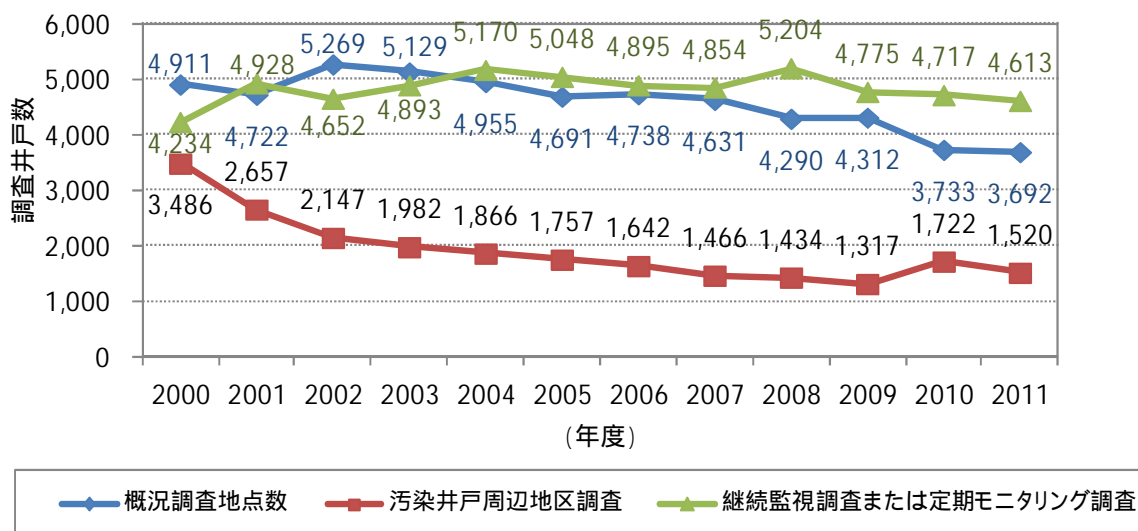


【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 生活環境項目は、BOD等7項目、全窒素及び全燐、全亜鉛（水生生物）について測定した地点数の合計値。
- 2) BOD等7項目について測定した地点数と全窒素及び全燐について測定した地点数には重複がある。ここで示している生活環境項目の地点数は、各項目について測定した地点数の単純合計（のべ地点数）ではない。

-2. 地下水の水質測定地点



【出典】地下水水質測定結果（環境省）

【注】定期モニタリング調査は2009年度より継続監視調査へ調査区分が変更となった。

< 指標の動向 >

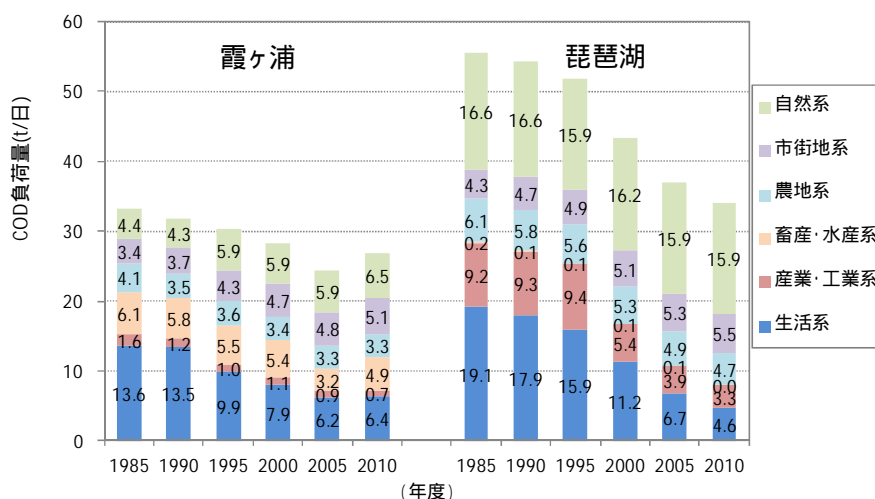
- ・ 公共用水域の生活環境項目の測定地点数は、2004 年度以降ほぼ横ばいで推移している。
- ・ 公共用水域の健康項目の測定地点数は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・ 地下水の概況調査の測定地点数は、概ね減少傾向にある。
- ・ 地下水の汚染井戸周辺地区調査 1 の測定地点数は、概ね現象傾向にある。
- ・ 地下水の継続監視調査 2 または定期モニタリング調査の測定地点数は、ほぼ横ばいで推移している。

1 概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施。

2 汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査で、汚染が改善されれば調査対象から除かれる。

主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量

-1. 湖沼における汚濁負荷量の推移 (COD)

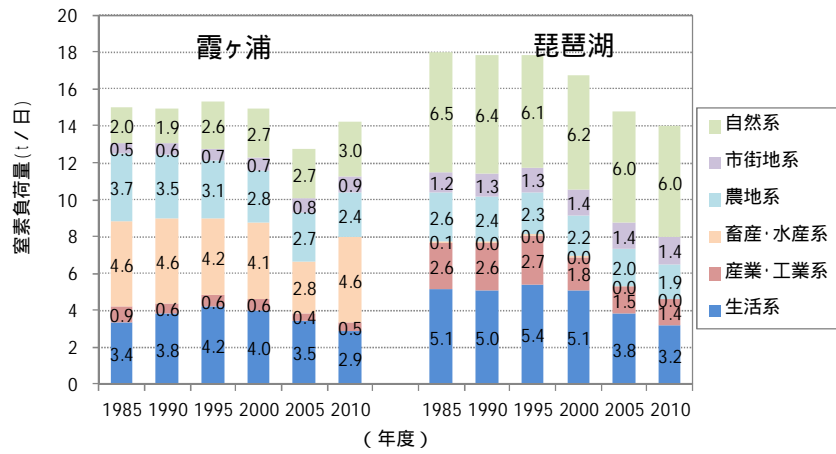


【出典】環境省資料

【注】

- 1) COD は環境基準点の年間平均値の全地点平均値。
- 2) 霞ヶ浦の環境基準点は西浦 4 地点、北浦 2 地点 (2011 年度時点。)
- 3) 琵琶湖の環境基準点は COD 北湖 4 地点、南湖 4 地点 (2011 年度時点。)

-2.湖沼における汚濁負荷量の推移（窒素）

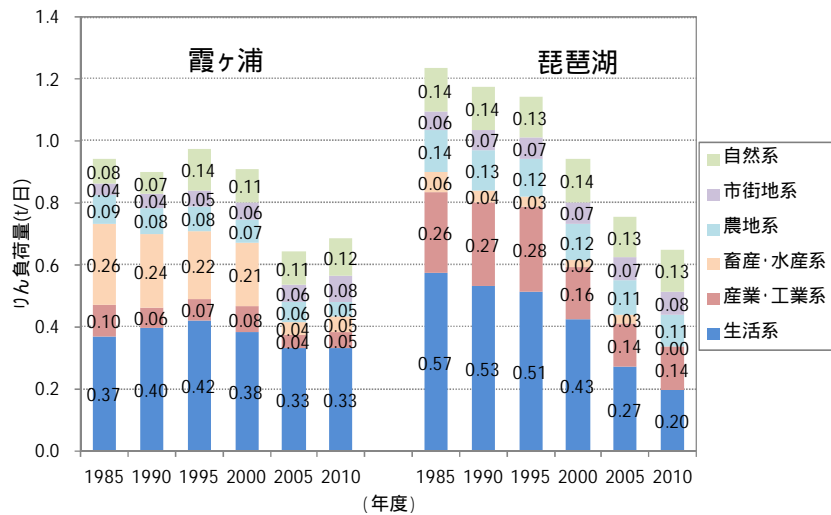


【出典】環境省資料

【注】

- 1) 全窒素負荷量は環境基準点の年間平均値の全地点平均値。
- 2) 霞ヶ浦の環境基準点は西浦4地点、北浦2地点（2011年度時点。）
- 3) 琵琶湖の環境基準点は北湖3地点、南湖1地点（2011年度時点。）

-3.湖沼における汚濁負荷量の推移（りん）

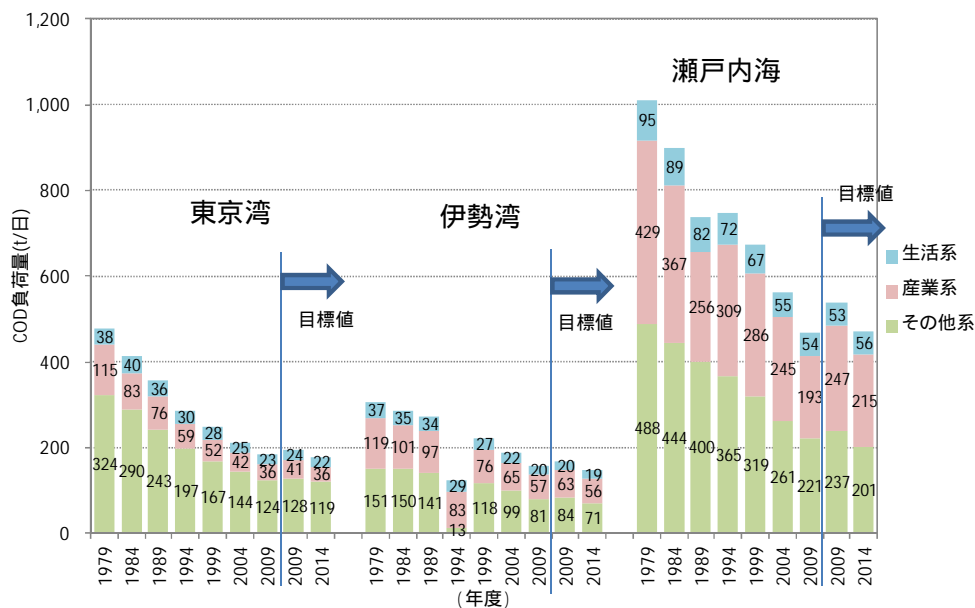


【出典】環境省資料

【注】

- 1) 全りん素負荷量は環境基準点の年間平均値の全地点平均値。
- 2) 霞ヶ浦の環境基準点は西浦4地点、北浦2地点（2011年度時点。）
- 3) 琵琶湖の環境基準点は北湖3地点、南湖1地点（2011年度時点。）

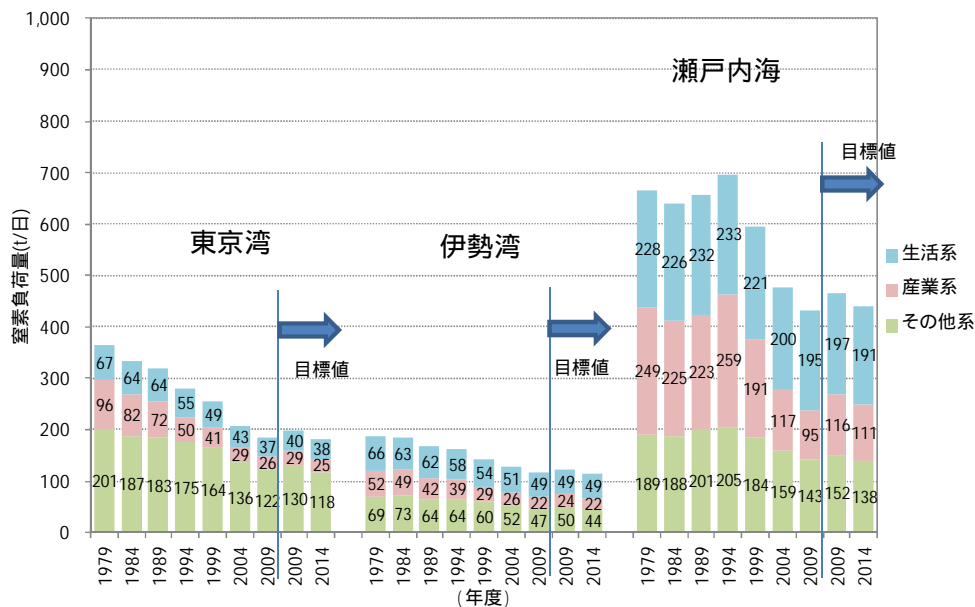
4.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（COD）



【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）関係県による算出値

【注】グラフ右端の2009年、2014年は目標値。

5.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（窒素）

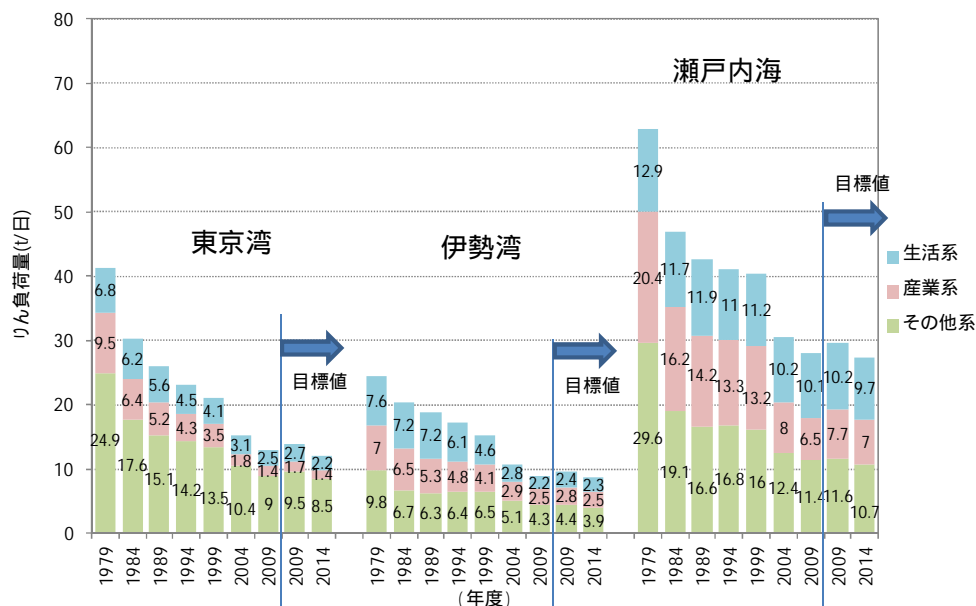


【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）関係県による算出値

【注】

- 1) 1979年～1994年は関係都府県による推計値。
- 2) グラフ右端の2009年、2014年は目標値。

-6.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（りん）



【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）、関係県による算出値

【注】

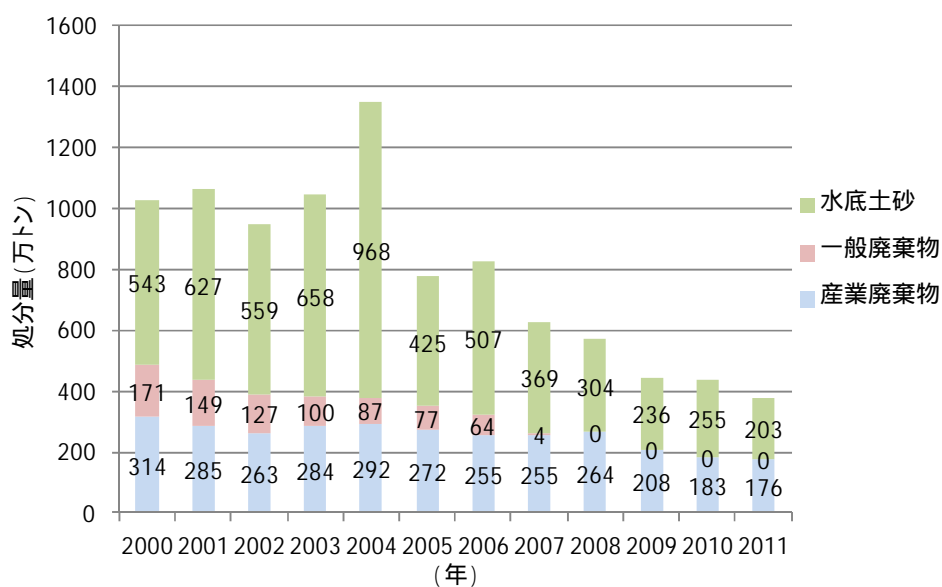
1) 1979年～1994年は関係都府県による推計値。

2) グラフ右端の2009年、2014年は目標値。

< 指標の動向 >

- ・湖沼におけるCOD負荷量は、霞ヶ浦及び琵琶湖で概ね減少傾向にある。
- ・湖沼における窒素負荷量は、琵琶湖では順調に減少している。また、霞ヶ浦では2005年度に減少したものの、概ね横ばいに推移している。
- ・湖沼におけるりん負荷量は、琵琶湖では順調に減少している。また霞ヶ浦では、2005年度以降、主に畜産・水産系排水の影響による負荷量が減少したことにより、りん負荷量の減少が見られた。
- ・海域におけるCOD負荷量は、瀬戸内海が最も多くなっている。いずれの海域においても順調に減少しており、2009年度には目標値を達成している。
- ・海域における窒素負荷量は、瀬戸内海が最も多くなっている。いずれの海域においても順調に減少しており、2009年度には目標値を達成している。
- ・海域におけるりん負荷量は、瀬戸内海が最も多くなっている。いずれの海域においても順調に減少しており、2009年度には目標値を達成している。

廃棄物の海洋投入処分量



【出典】廃棄物の海洋投入処分量の推移（環境省）

【注】一般廃棄物の海洋投入処分は、2007年4月1日より禁止されている。

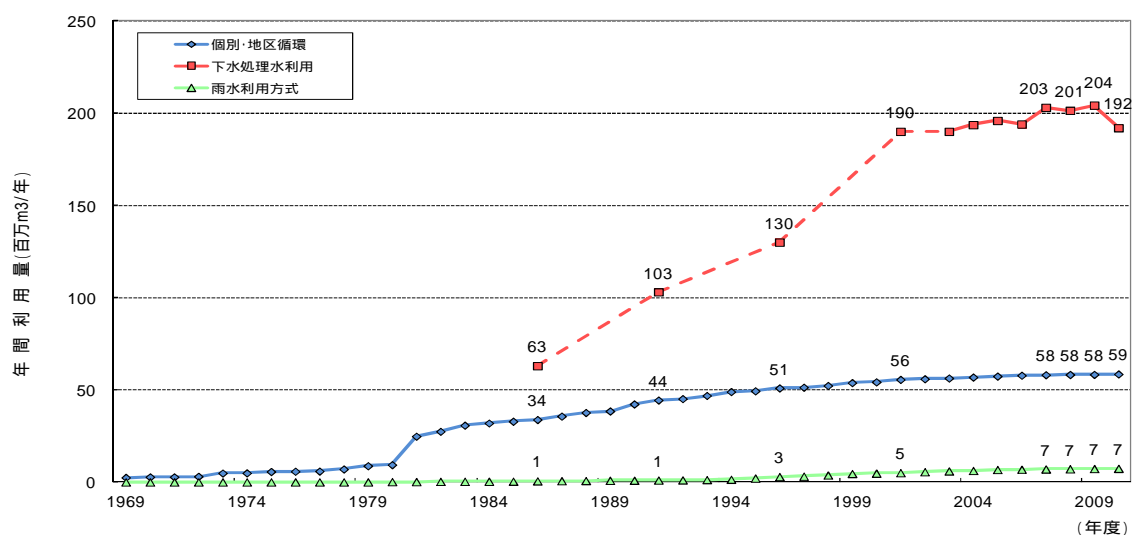
< 指標の動向 >

- ・ 廃棄物の海洋投入処分量は、2006年以降全体として概ね減少傾向にある。
- ・ 水底土砂は2004年に急増したものの、その後概ね減少傾向にある。

4.3 主に水量に関する補助的指標

| 指標一覧 |
|----------------------------|
| 再生水の利用量 |
| 湧水の把握件数 |
| 森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】 |
| 保安林面積【再掲】 |
| 弾力的管理を行うダム数 |
| 雨水貯留浸透施設の設置数 |

再生水の利用量



【出典】平成 25 年版日本の水資源～安全・安心な水のために～（国土交通省）国土交通省資料

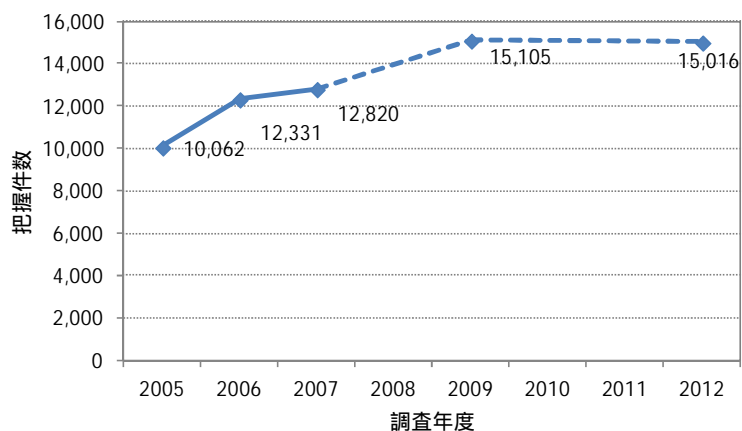
【注】

- 1) 国土交通省水資源部調べ（2010 年度末現在）
- 2) 2010 年度末調査において、従前のデータについて精査している。

< 指標の動向 >

個別・地区循環、下水処理水、雨水利用方式による利用量は、いずれも概ね横ばいに推移している。

湧水の把握件数



【出典】湧水に係る状況調査（環境省）

【注】2009年度調査の把握件数には、2010年7月時点の調査で把握された湧水件数も含まれる。

< 指標の動向 >

湧水の把握件数は増加傾向にあったが、近年では横ばいで推移している。

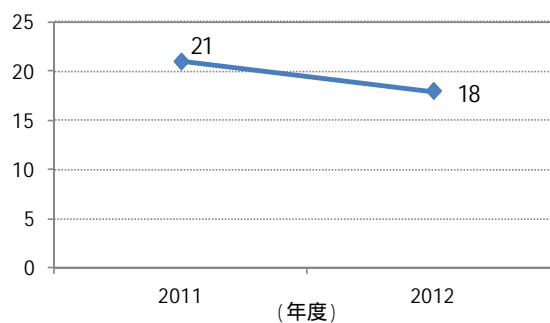
森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】

P.25 参照。

保安林面積【再掲】

P.26 参照。

弾力的管理を行うダム数



【出典】国土交通白書

< 指標の動向 >

2012年度は18のダムで弾力的管理が実施されている。

雨水貯留浸透施設の設置数

データなし

4.4 主に水生生物等・水辺地に関する補助的指標

| 指標一覧 |
|---|
| 水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積 |
| 主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積 |
| 田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】 |
| 里海の実施箇所数 |
| 地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積 |
| 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）【再掲】 |

水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積

データなし

主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積

| | | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 出典等 |
|------|-----------|---------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|--|
| 千葉県 | 干潟面積 (ha) | 1686 | | | | | | | 1805 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 954 | | | | | | | 1194 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京都 | 干潟面積 (ha) | 16 | | | | | | | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 1074 | | | | | | | 794 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川県 | 干潟面積 (ha) | 59 | | | | | | | 59 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 3987 | | | | | | | 3987 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛知県 | 干潟面積 (ha) | 2083 | | | | | | | 2062 | | | | | | | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.5 | 0.7 | 0.8 | 0.8 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 2003以降: 神奈川県水産課調べ |
| | 藻場面積 (ha) | 956 | | | | | | | 859 | | | | | | | 991 | | | | | | | | | | 2003: 藻場・干潟環境保全調査結果 (H15・社団法人海と渚環境美化推進機構) |
| 三重県 | 干潟面積 (ha) | 962 | | | | | | | 934.2 | | | 1100 | | | | | | | | | | | | | | 2000: 三重水研報 第17号 平成21年10月 三重県における伊勢湾のアサリ漁業の変遷と展望 (総説) |
| | 藻場面積 (ha) | 8279 | 3612 | | | | | | 6748 | | | 235 | | | | | | | | | | | | | | 1990/2009: 藻場・干潟等分布状況マップ作成委託業務 報告書, 平成22年3月 三重県 |
| 大阪府 | 干潟面積 (ha) | 2.0 | | | | | | | 78.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 287 | | | | | | | 36.8 | | | 289 | 290 | | 336 | 338 | 345 | 345 | 349 | 354 | 356 | 360 | 361 | 362 | | 2000以降: 環境省調査データ値 (1989年) に、事業面積を加えた推定値 (大阪府水産課データ) |
| 兵庫県 | 干潟面積 (ha) | 69 | 135 | | | | | | 未調査 | | | | | | | | 135 | | | 126.4 | | | | | | 1990/2004: 県水産技術センター (播磨灘のみ) |
| | 藻場面積 (ha) | 1654 | 1202 | | | | | | | | | | | | | 1267 | | | | 1372 | | | | | | 1990/2004/2007: 藻場干潟造成指針 (H19.3兵庫県) |
| 和歌山県 | 干潟面積 (ha) | 87 | | | | | | | 94 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1999～2002: わかやま海域研究機関、平成11～14年度干潟調査報告書 |
| | 藻場面積 (ha) | 1224 | | | | | | | 1205 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岡山県 | 干潟面積 (ha) | 566 | | | | | | | 566 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 934 | | | | | | | 883 | | | | | | | | | | | | 527.4 | | | | | 2007: 岡山県調査 |
| 広島県 | 干潟面積 (ha) | 1024 | | | | | | | 1068 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 2059 | | | | | | | 1842 | | | | | | | | | | | | 1186 | | | | | |
| 山口県 | 干潟面積 (ha) | 2361 | | | | | | | 2815 | | | | | | | | | | | | 2987 | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 7681 | | | | | | | 5421 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 徳島県 | 干潟面積 (ha) | 124 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 45 | | | | | | | 未調査 | | | | | | | 64 | | | | | | | | | | 1989以降: 県の水産部署における独自調査 |
| 香川県 | 干潟面積 (ha) | 476 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 233 | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 977 | | | | | | | 900.5 | | | | | | | | | | | | 697.7 | | | | | 2010: 平成22年度香川県海域藻場分布実態調査委託業務報告書 |
| 愛媛県 | 干潟面積 (ha) | 1767 | | | | | | | 1195 | | | | | | | | | | | | | | 2398 | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 706.0 | | | | | | | 827.2 | | | | | | | | | | | | 781 | | | | | |
| 福岡県 | 干潟面積 (ha) | 6208 | | | | | | | 1698 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 4,156.0 | | | | | | | 4324 | | | | | | | | | | | | 1665 | | | | | |
| 大分県 | 干潟面積 (ha) | 5236 | | | | | | | 3909 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | 4,046 | | | | | | | 3729 | | | | | | | | | | | | 3638 | | | | | |
| 大分県 | 干潟面積 (ha) | 3990 | | | | | | | 3990 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 藻場面積 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

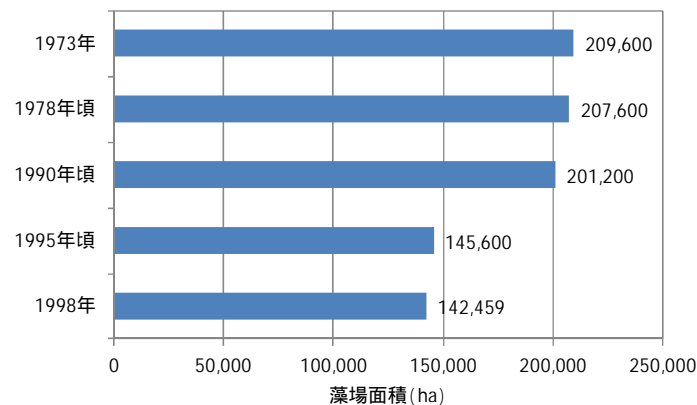
【出典】各都府県共通出典資料

1989: 第4回自然環境保全基礎調査 (H6・環境庁)

1996: 第5回自然環境保全基礎調査 (H10・環境庁)

2007: 平成18年度瀬戸内海干潟実態調査報告書 (H19・環境省)

(参考) 藻場面積

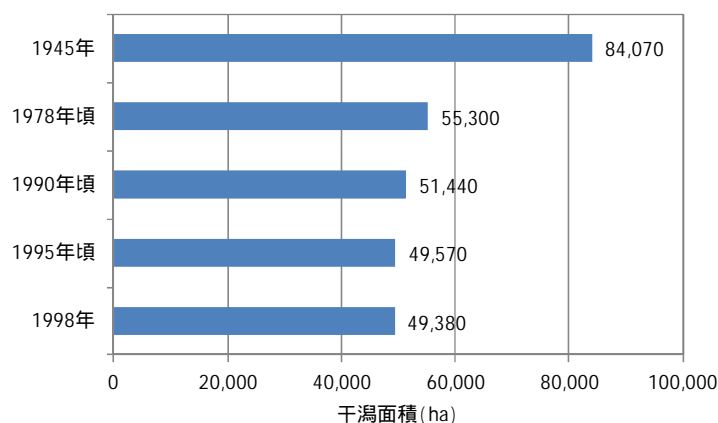


【出典】藻場面積：「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典：「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の藻場の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。また1973年の藻場の面積も同様にして算出されている。
- 3) 1990年頃の藻場の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の藻場の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。また、面積は、前2回の調査が水深20mまでを対象としていたのに対し、水深10mまでを対象としているため直接的な比較はできない。
- 5) 1998年については、兵庫県、徳島県は未調査である。
- 6) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

(参考) 干潟面積

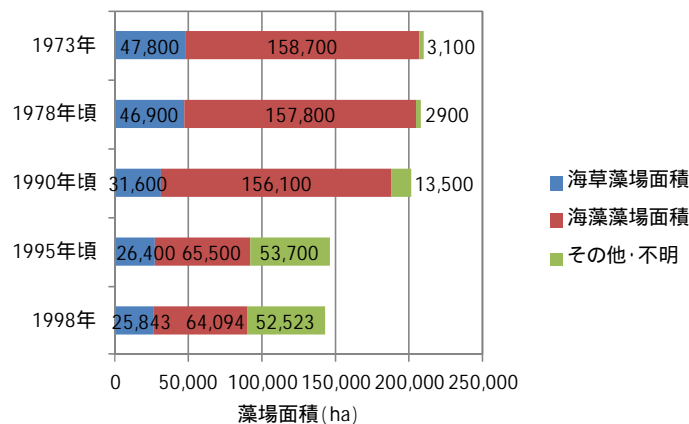


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典：「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の干潟の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。1945年の干潟の面積は、このようにして算出した1978年頃の面積に1945年から1978年頃までの消滅面積をさらに加えて算出したもの。
- 3) 1990年頃の干潟の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の干潟の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。
- 5) 干潟は現存する干潟で、次の要件の全てに合致するもの。高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が100m以上あること。大潮時の連続した干出域の面積が1ha以上であること。移動しやすい底質（礫、砂、砂泥、泥）であること。
- 6) 1998年については、兵庫県、徳島県は未調査である。

(参考) 藻場面積の内訳



【出典】藻場面積：「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典：「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 1998年の海草藻場面積はアマモ場、海藻藻場面積はガラモ場、コンブ場、アラメ・カジメ場、ワカメ場、テングサ場、アオサ・アオノリ場の合計値。
- 2) 「その他・不明」は、調査時に指定された藻場タイプに当てはまらない海草・海藻類を示す。また、1998年は、複数の藻場タイプが1か所に含まれるものも「その他」に含む。
- 3) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

< 指標の動向 >

- ・時系列で比較可能なデータがないため、不明。

田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】

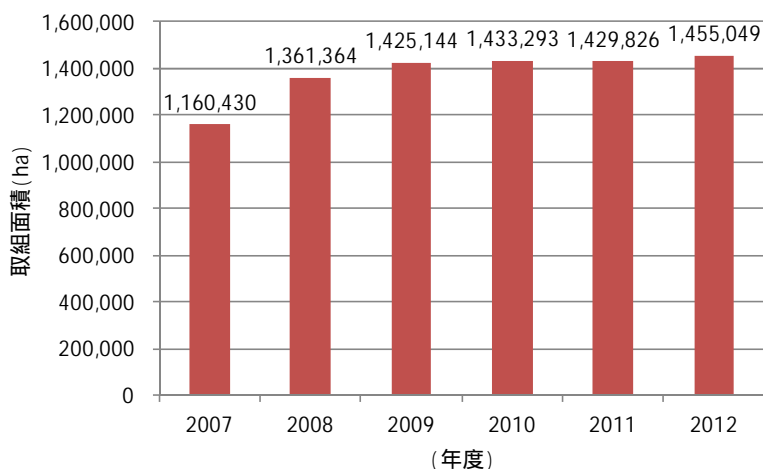
P.13 参照。

里海の実施箇所数

2010 年現在 123 箇所

【出典】環境省資料

地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積



【出典】農地・水保全管理支払交付金の取組状況（農林水産省）

【注】

- 1) 取組面積は、道府県別面積の小数点以下を四捨五入し、合計したもの。
- 2) 取組面積は、水環境の整備に限ったものではなく、農道等の整備も含む何らかの整備を行った農地エリア全体の面積であるという点に留意が必要。

< 指標の動向 >

取組面積は、2011 年度においては、東日本大震災の影響により、48 組織が活動を取りやめたこと等から、前年度に比べ約 3 千 ha 減少したが、2012 年度には再び増加した。

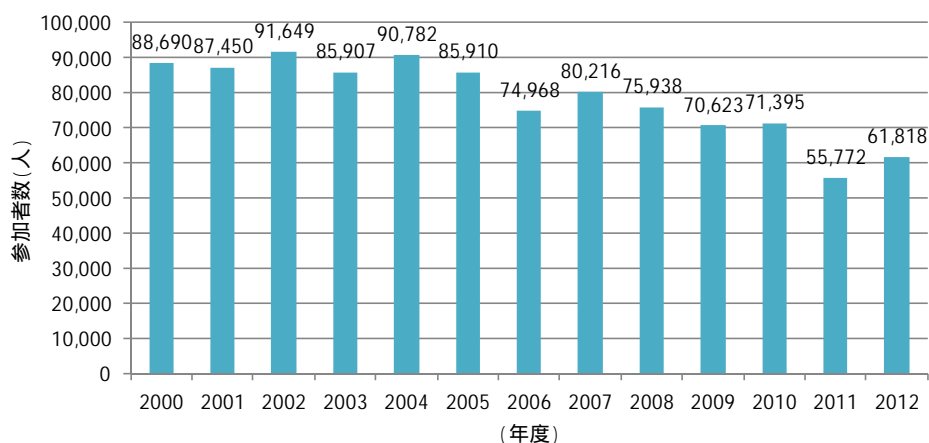
都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）【再掲】

P.20 参照。

4.5 主に参画に関する補助的指標

| 指標一覧 |
|---------------|
| 全国水生生物調査の参加人数 |
| ホタレンジャーへの応募数 |

全国水生生物調査の参加人数



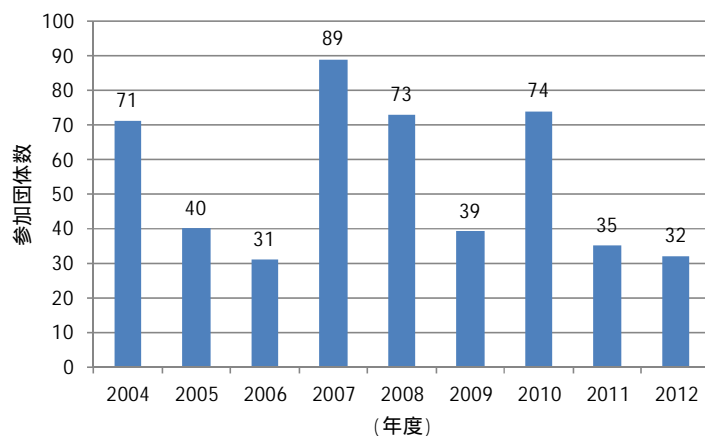
【出典】全国水生生物調査の結果（環境省、国土交通省）

【注】「全国水生生物調査」とは、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また環境問題への関心を高めるため、環境省と国土交通省が、一般市民等の参加を得て実施するもの。河川に生息するサワガニ、カワゲラ等の水生生物の同定、分類を行うことにより、地点ごとに、I（きれいな水）、II（ややきれいな水）、III（きたない水）、IV（とてもきたない水）の4階級で水質の状況の判定を行う。

< 指標の動向 >

2011年度は、東日本大震災の影響による参加者の減少がみられた。

ホタルレンジャーへの応募数



【出典】こどもホタルレンジャーホームページ（環境省）

【注】「こどもホタルレンジャー」とは、ホタルを守るための活動を通じ、特に次世代を担う子どもたちが、川や湖の生きものに触れ、これを自らの手で守ることのよろこびを感じ取ることを目的とした活動。毎年活動報告を募集し、環境大臣による表彰を行っている。

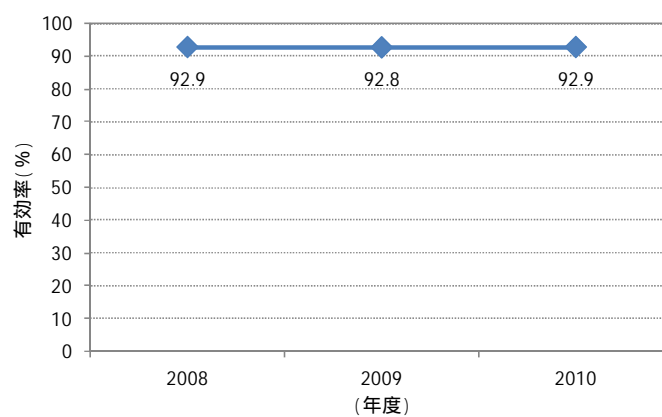
< 指標の動向 >

年度によって、参加団体数にばらつきがある。

4.6 新規追加分

| 指標一覧 |
|-----------------------------------|
| 有効率（＝年間有効水量／年間給水量） |
| 原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率） |
| 水道普及率 |
| 全国の地盤沈下地域の面積 |
| 地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数 |

有効率（＝年間有効水量／年間給水量）

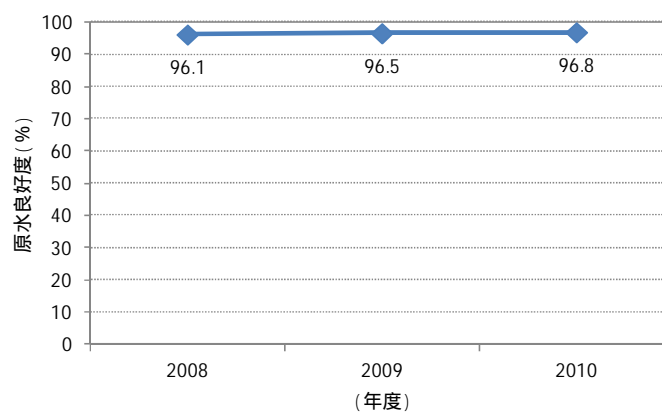


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・有効率は約 93% であり、高い水準で推移している。

原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率）

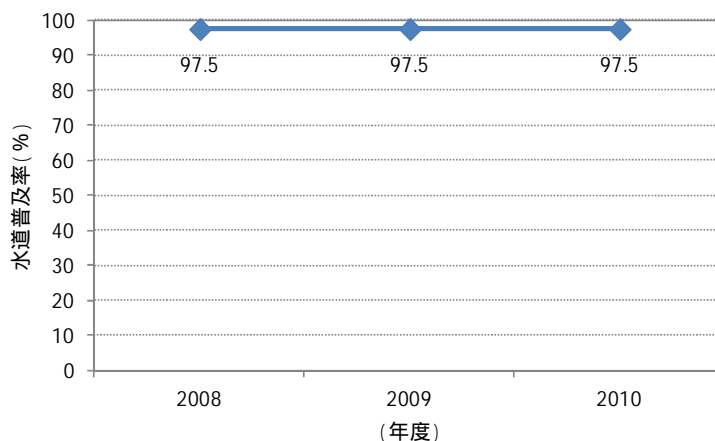


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・原水良好度は96%以上であり、高い水準で推移している。

水道普及率

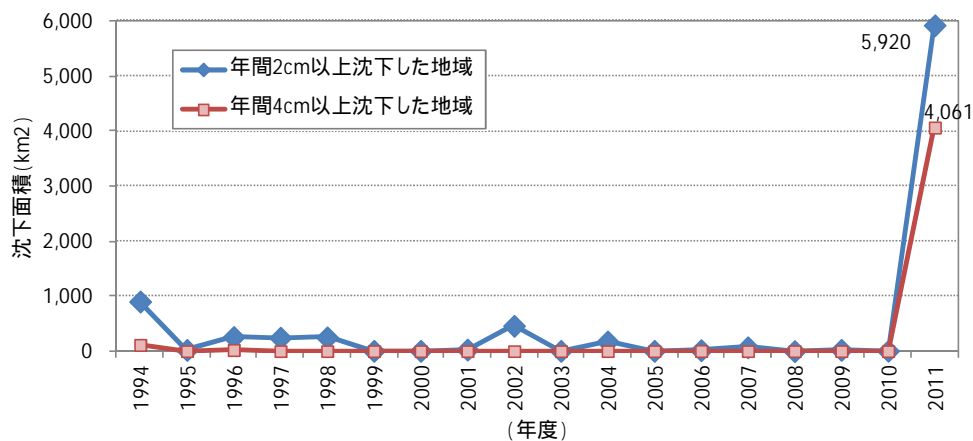


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・水道普及率は97.5%であり、高い水準で推移している。

全国の地盤沈下地域の面積



【出典】全国の地盤沈下地域の概況（環境省）

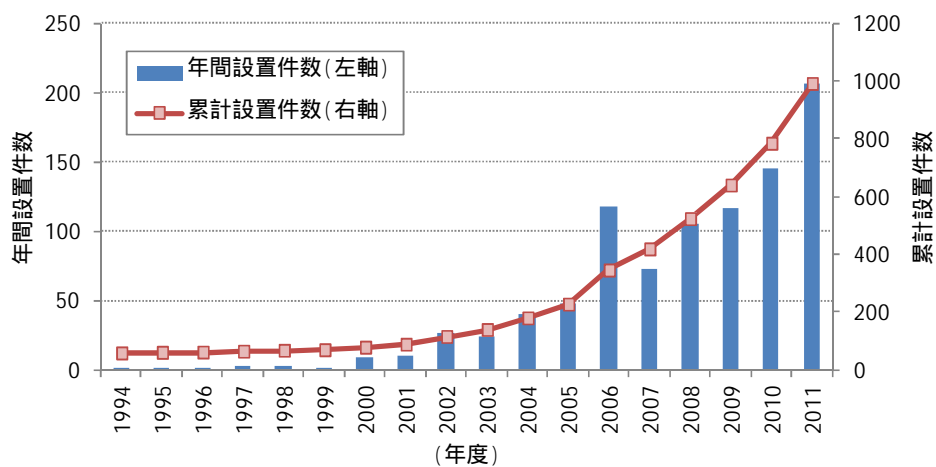
【注】

- 1) 面積は四捨五入し1 km²単位で表示しており、0は0.5 km²未満の面積。
- 2) 面積を測定していない地域がある。複数年分の沈下量から年平均を求めた数値も含む。

< 指標の動向 >

- ・2011年度に地盤沈下地域数及び面積が大きく増加したが、これは東北地方太平洋沖地震による影響と考えられる。

地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数



【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

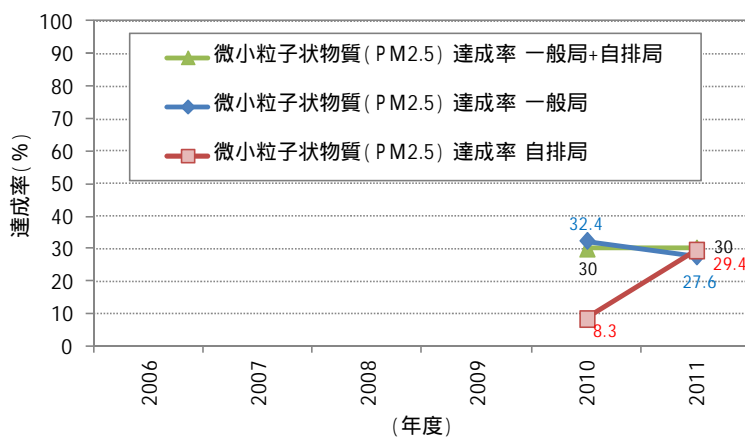
- ・ 年間設置件数および累計設置件数は毎年増加傾向にある。

5.大気環境保全に関する取組

| 指標一覧 | |
|---|-----------|
| 大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標） | |
| 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率 | |
| 幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況 | |
| 新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況 | |
| 騒音の一般地域における環境基準の達成状況 | |
| 省エネルギー機器、住宅・建築物、 低公害車等の普及率 | -1.省エネ機器 |
| | -2.住宅・建築物 |
| | -3.低公害車 |
| 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）【再掲】 | |
| 都市域における年間の30 超高温時間数・熱帯夜日数 | |

大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標）

・微小粒子状物質（PM2.5）



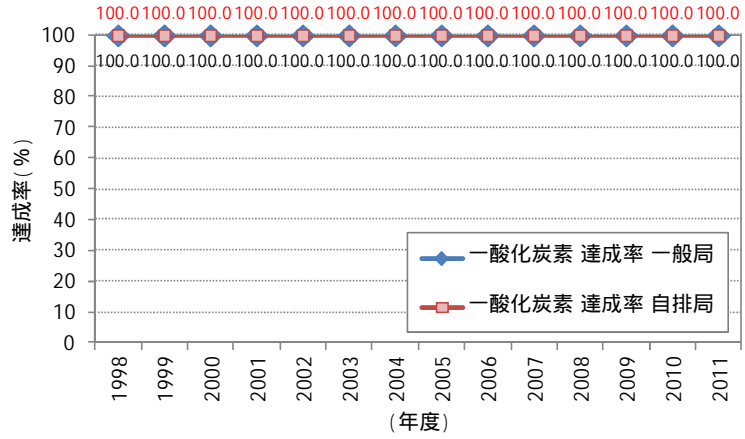
【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】

- 1) 測定局数は年度によって異なる。
- 2) 微小粒子状物質（PM2.5）に関する環境基準は、2009年に告示され、2010年度の測定分より、大気汚

染状況報告書に掲載されることとなった。

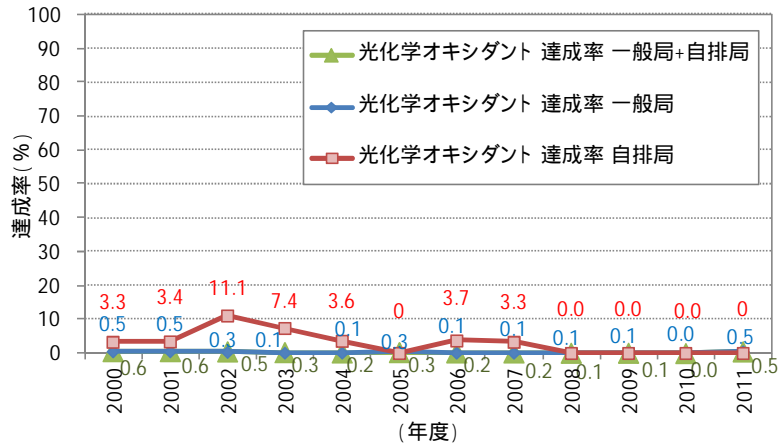
・一酸化炭素 (CO)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

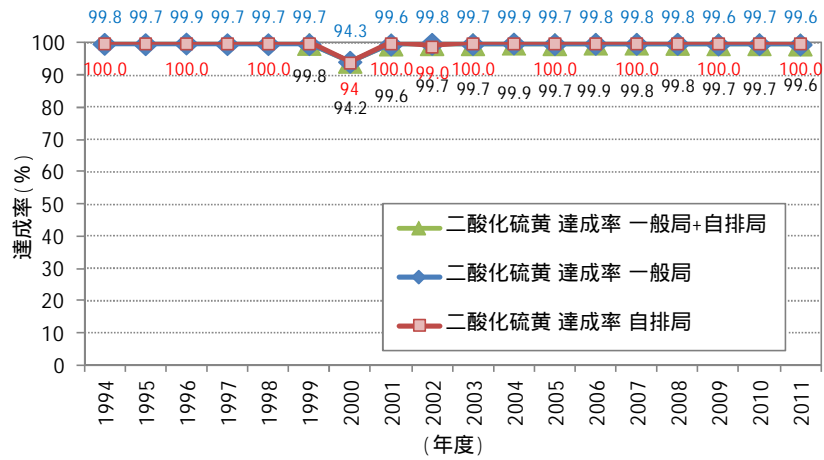
・光化学オキシダント (Ox)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

・二酸化硫黄 (SO₂)

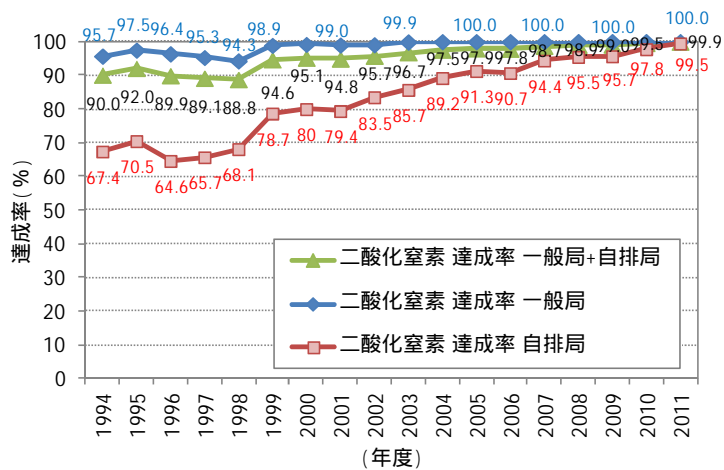


【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】

- 1) 測定局数は年度によって異なる。
- 2) 一般局と自排局合計での達成率は、1999年度以降の値。

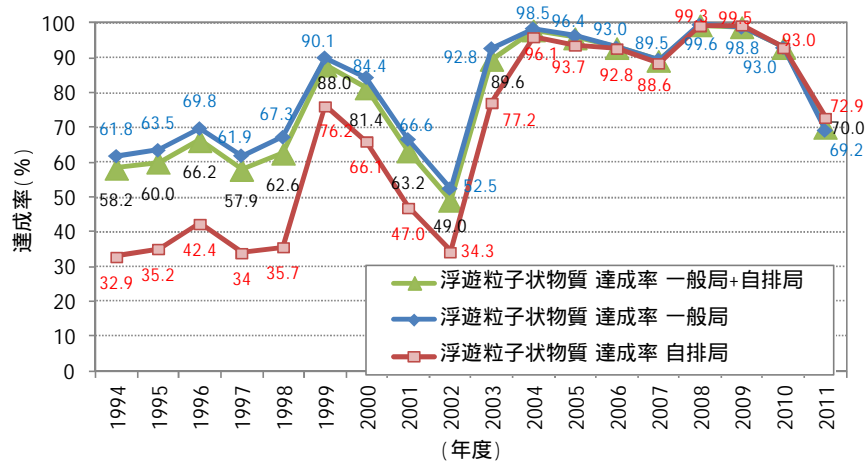
・二酸化窒素 (NO₂)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

・浮遊粒子状物質（SPM）



【出典】大気汚染状況について（環境省）

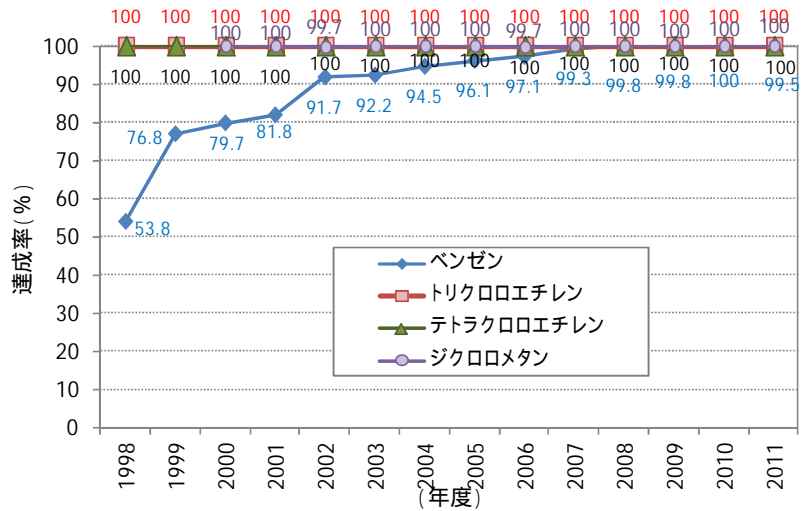
【注】測定局数は年度によって異なる。

< 指標の動向 >

- ・微小粒子状物質（PM2.5）：2011年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに30%程度となっている。
- ・一酸化炭素（CO）：全ての測定局において環境基準を100%達成しており、良好な状況が続いている。
- ・光化学オキシダント（Ox）：一般局は約0%で推移しており、また自排局も2008年度以降は0%となっており、依然として極めて低い水準となっている。
- ・二酸化硫黄（SO₂）：2011年は、一般局、自排局ともに、環境基準をほぼ100%達成している。
- ・二酸化窒素（NO₂）：2011年は、一般局、自排局ともに、環境基準をほぼ100%達成している。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）：2004年以降、一般局、自排局共に、環境基準達成率は概ね90%台で推移していたが、2011年度は70%程度まで低下した。また、2011年度の環境基準達成率が低下した原因は、2011年5月上旬の黄砂により、西日本を中心とする測定局のSPM濃度が上昇したことが考えられる。

有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率

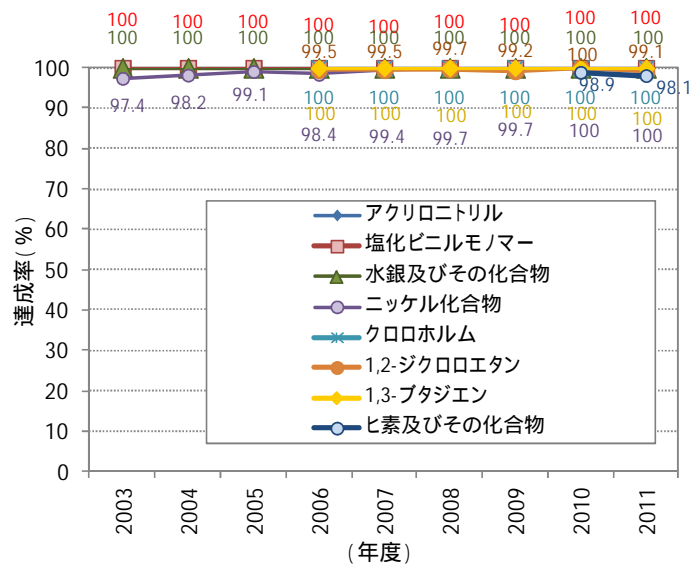
・環境基準設定物質



【出典】有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

【注】ジクロロメタンについては、2001年4月に環境基準が設定されており、環境基準設定以前の環境基準達成率状況は示していない。

・指針値設定物質



【出典】有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

【注】クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては、2006年11月に、ヒ素及びその化合物については、2010年10月に指針値が設定されており、指針値設定以前の指針値達成状況は示していない。

< 指標の動向 >

ほとんどの項目が環境基準、指針値を達成している。

幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況



【出典】自動車交通騒音の状況について（環境省）

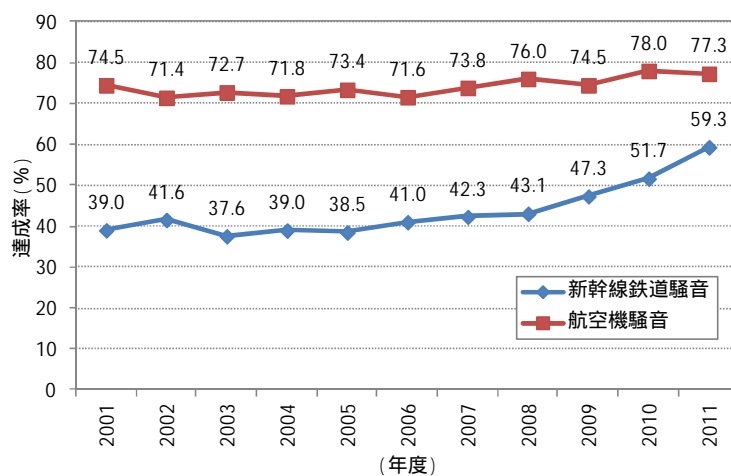
【注】

- 1) 2000年度より、騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視として、都道府県等より報告が開始された。
- 2) 幹線道路に面する道路端の両側から50mの地域に存在する住居等を評価対象としている。
- 3) 各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要がある。
- 4) 端数処理の関係で、合計値が合わないことがある。

< 指標の動向 >

昼夜間とも環境基準を達成している住居戸数は、緩やかな増加傾向にある。

新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況



【出典】環境統計集・新幹線騒音に係る環境基準達成率、航空機騒音に係る環境基準達成率（環境省）

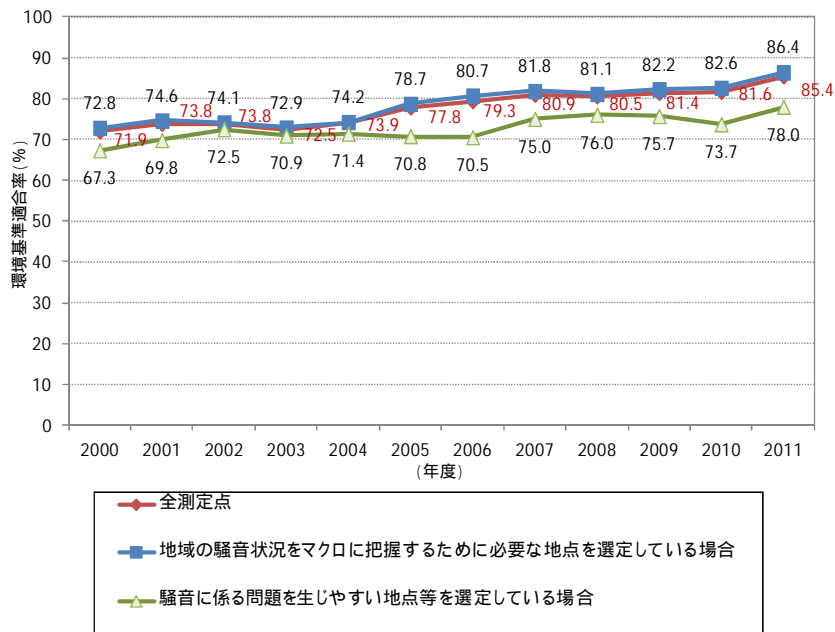
【注】

- 1) 新幹線騒音については、各年で測定地点は同一でない場合があることを考慮する必要がある。
 - 2) 新幹線騒音については、「75 デシベル対策（ ）」区間では、当面の対策として 75 デシベル以下を達成することとしているため、対策完了後も環境基準を超える場合がある。
- () 昭和 60 年度より環境基準の達成に向けた対策として、東海道・山陽・東北・上越新幹線鉄道の沿線の住宅密集地域等であって、75 デシベルを超える地域における騒音レベルを 75 デシベル以下とするため、関係行政機関及び関係事業者において、いわゆる「75 デシベル対策」を推進している。

< 指標の動向 >

- ・新幹線騒音に係る環境基準達成率：達成率は概ね横ばいで推移していたが、近年微増傾向にある。
- ・航空機騒音に係る環境基準達成率：達成率は 70～80% 程度で概ね横ばいに推移している。

騒音の一般地域における環境基準の達成状況



【出典】騒音規制法施行状況調査（環境省）

【注】

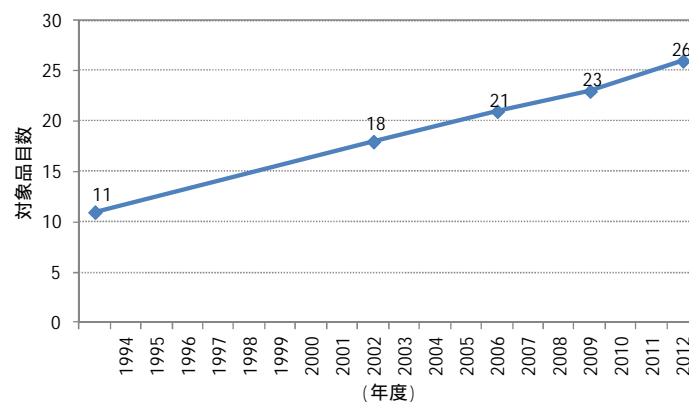
- 1) 環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

< 指標の動向 >

環境基準の適合率は緩やかな増加傾向にある。

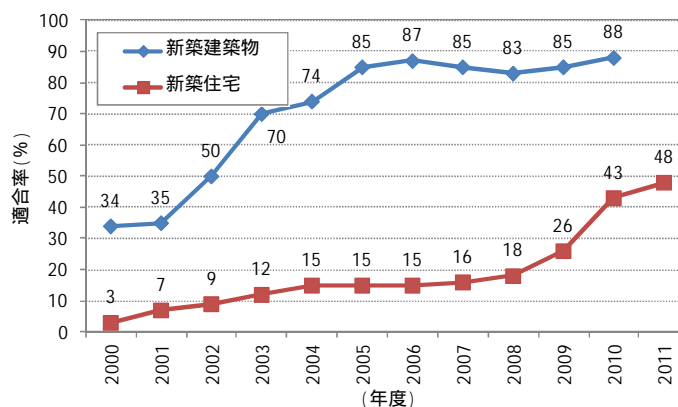
省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及率

-1.省エネ機器



【出典】エネルギーを消費する機械器具の省エネについて 対象機器の追加の状況（資源エネルギー庁）

-2.住宅・建築物

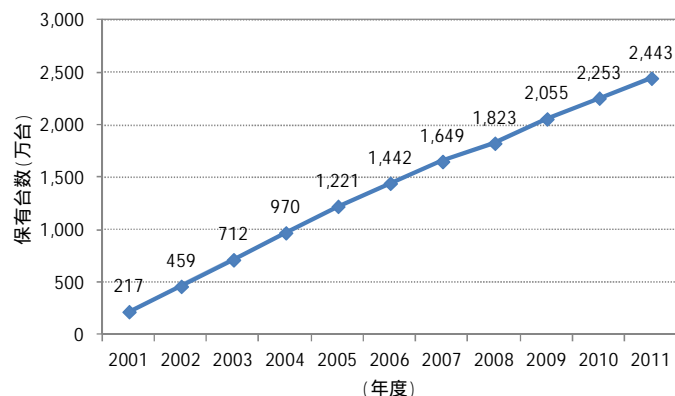


【出典】社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会第22回環境部会資料4-1（国土交通省）

【注】

- 1) 新築建築物は、当該年度に建築確認された建築物（2,000 m²以上）のうち、省エネ判断基準（1999年基準）に適合している建築物の床面積の割合

-3.低公害車



【出典】環境統計集・低公害車の保有台数の推移（環境省）

【注】

- 1) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド、低燃費かつ低排出ガス車の合計値。
- 2) 電気自動車の台数に限っては二輪車を含む。（ただし、2002年度以前の二輪車の台数は不明。）

< 指標の動向 >

- ・省エネ機器の対象品目数は、増加傾向にある。
- ・新築住宅の省エネ判断基準の適合率は増加傾向にある。
- ・新築建築物の省エネ判断基準の適合率は、2000年から2005年にかけて大幅に増加し、その後はほぼ横ばいで推移している。
- ・低燃費かつ低排出ガス車を除く低公害車の保有台数は増加傾向にある。

都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）【再掲】

P.20 参照。

都市域における年間の30 超高温時間数・熱帯夜日数

・北海道地方

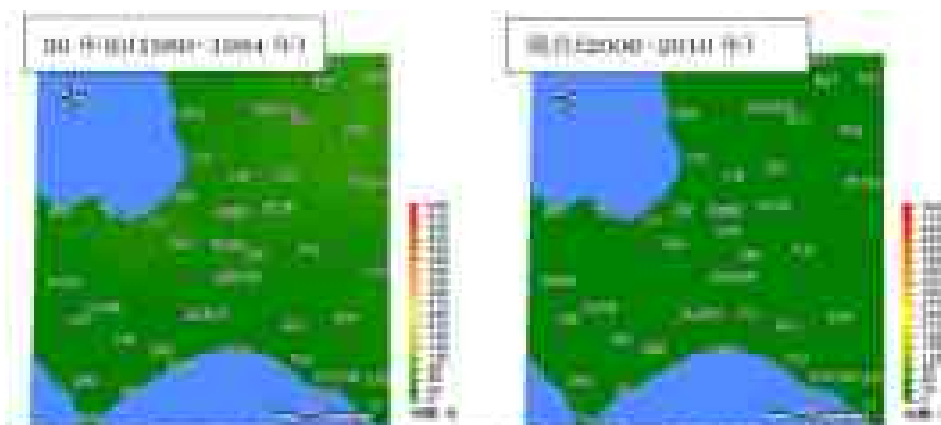


図 1.11 北海道地方の30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2000～2010年）

・東北地方

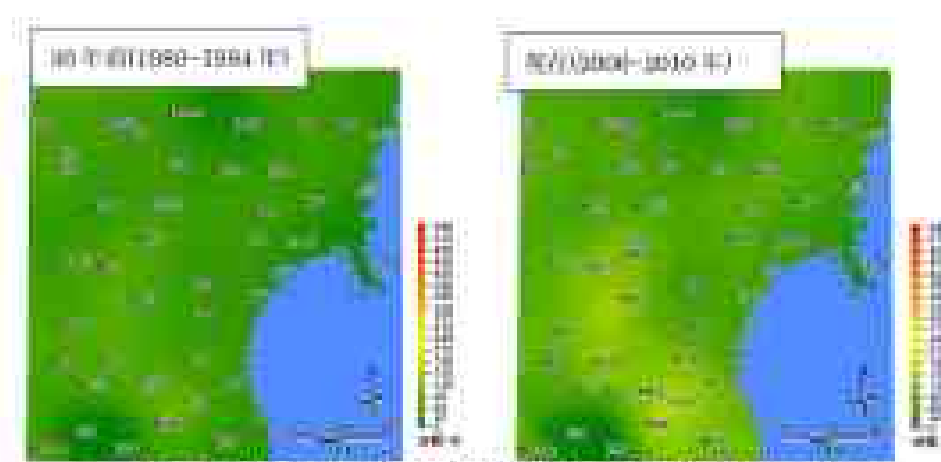


図 1.12 東北地方の30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2000～2010年）

【出典】気象庁データをもとに環境省が作成。

・関東地方

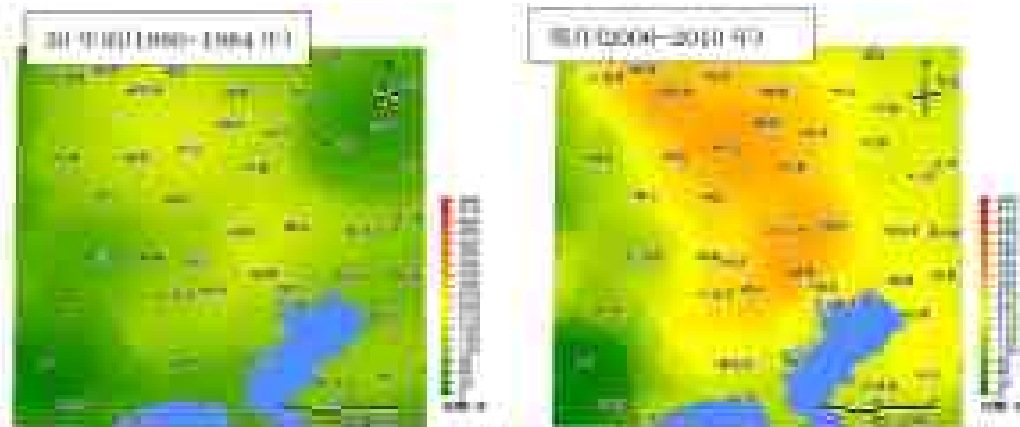


図 1.13 関東地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
 (左:1980～1984年、右:2006～2010年)

・中部地方

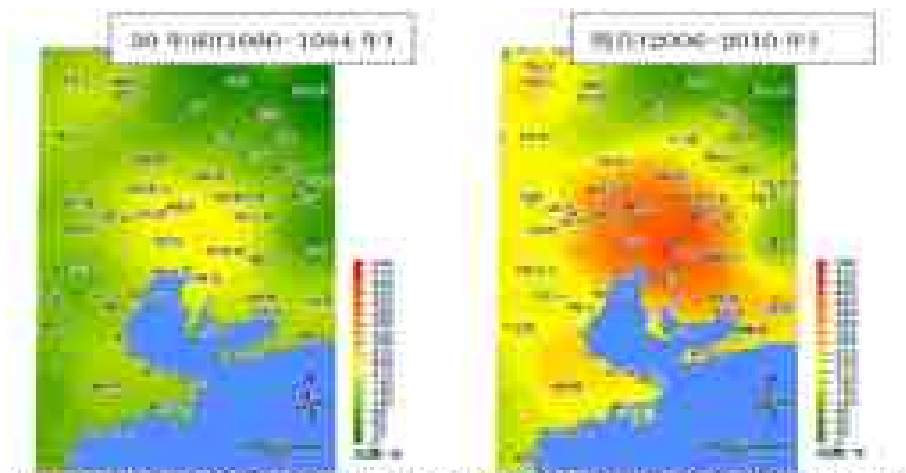


図 1.14 中部地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
 (左:1980～1984年、右:2006～2010年)

・近畿地方

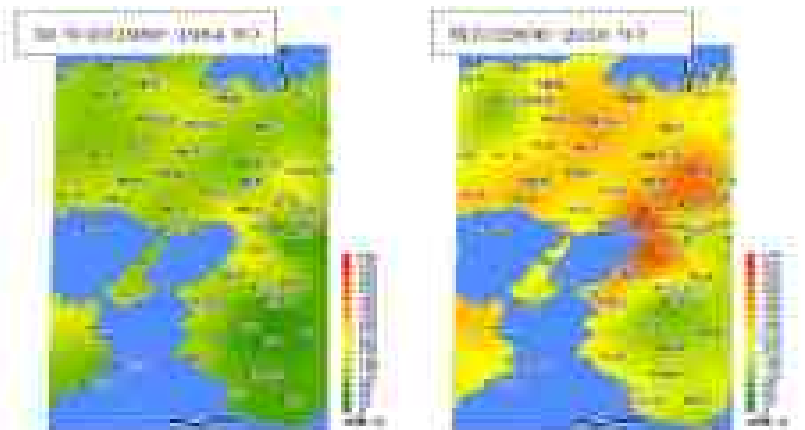
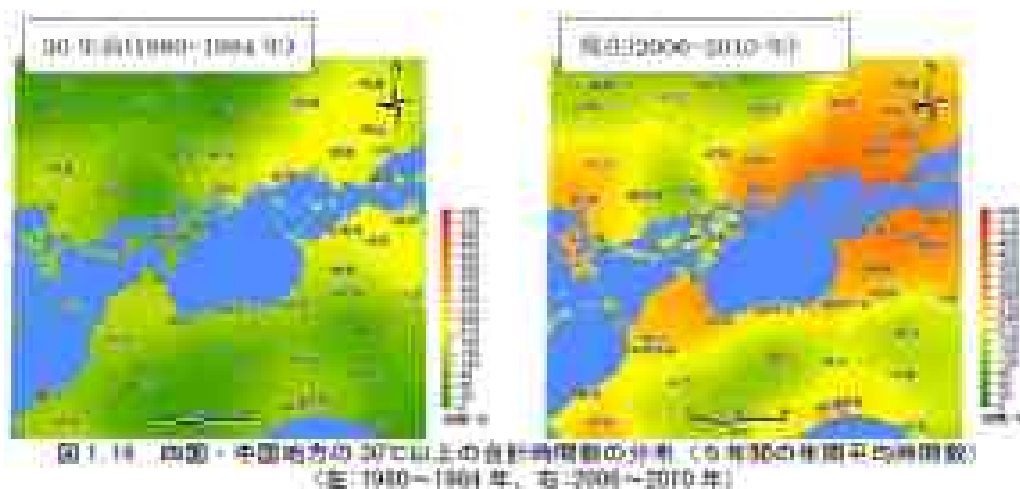


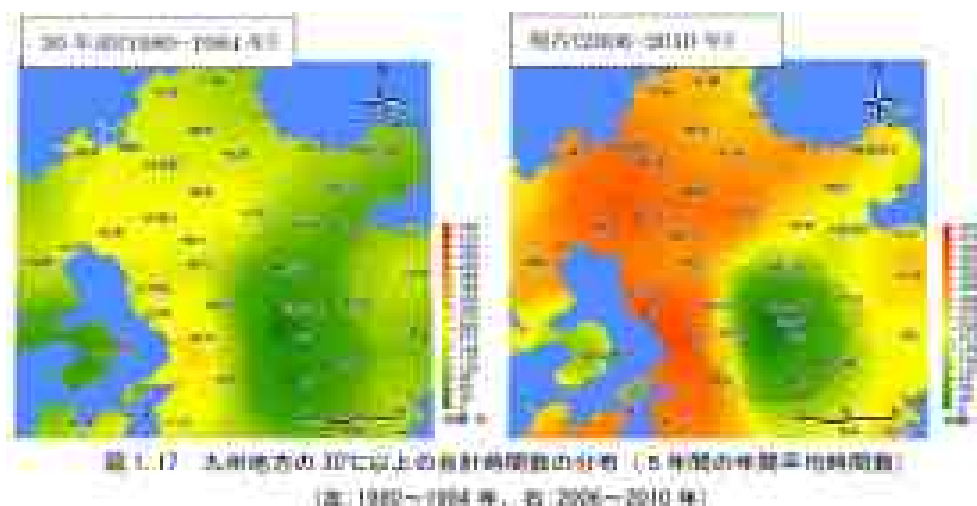
図 1.15 近畿地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
 (左:1980～1984年、右:2006～2010年)

【出典】気象庁データをもとに環境省が作成。

・四国、中国地方



・九州地方



【出典】気象庁データをもとに環境省が作成。

< 指標の動向 >

- ・ 30 年前と現在の 30 以上時間数の分布を比較すると、東北、関東、中部、近畿、四国・中国、九州地方で 30 以上時間数が増加し、高温の領域が拡大している。
- ・ 都心部の高温域も拡大しているが、郊外やそれ以外でも拡大している地域がある。

6.包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

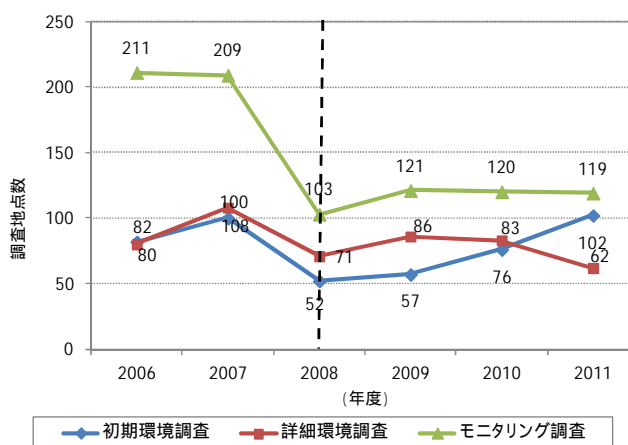
| 指標一覧 |
|--|
| 環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】 |
| 各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数、PCB類（総量）の検出状況（水質））（代表指標） |
| POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向 |
| PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標） |
| 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況（代表指標） |

環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】

P.37 の -4.公共用水域全体の健康項目達成率、P.38、P.39 の -5.地下水の環境基準超過率、P.64 の 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率 を参照。

各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）（代表指標）

・調査地点数

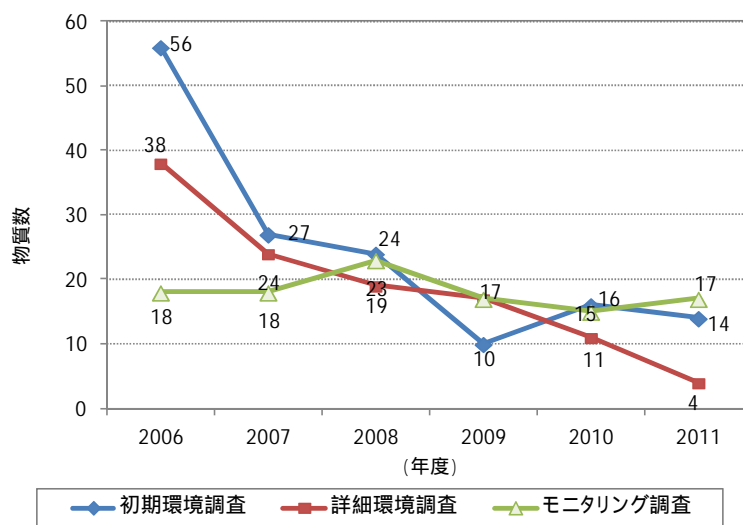


【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

【注】

- 1) 詳細環境調査、モニタリング調査の調査地点数については、調査地点数・生物種数となっている。
- 2) 調査地点数については、2007年度までは、各媒体の調査を行った地点数の単純合計値（のべ地点数）、2008年度以降は、複数の媒体を採取した地点を1地点とした地点数の合計値。

・調査物質数



・調査媒体数

初期環境調査（水質・底質*・大気・生物*）

詳細環境調査（水質・底質・大気*・生物*）

モニタリング調査（水質・底質・大気・生物）

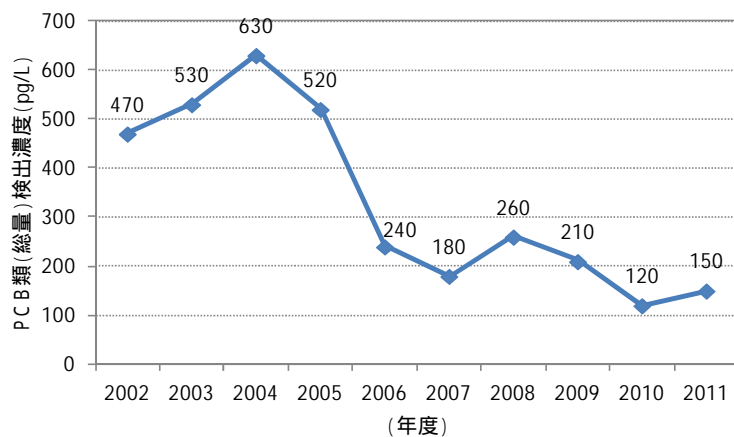
【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

【注】

- 1) 詳細環境調査、モニタリング調査の調査物質数については、物質（群）数となっている。
- 2) 初期環境調査及び詳細環境調査の一部の年度で、未実施の調査媒体あり。

初期環境調査：底質（2011）・生物（2007～2011）、詳細環境調査：大気（2011）・生物（2008）

・PCB類（総量）の検出状況（水質）



【出典】環境省資料

【注】値は幾何平均値。ただし2002年度は、各調査地点における算術平均値を求め、その算術平均値から全地点の幾何平均値を求めたもの。

< 指標の動向 >

- ・調査地点数は、各調査で増減はあるものの、調査全体数としては微増傾向にある。
- ・調査物質数は、初期環境調査・詳細環境調査で減少傾向にあるが、モニタリング調査に大きな変動はない。
- ・調査媒体数は、各調査において大きな変動はない。

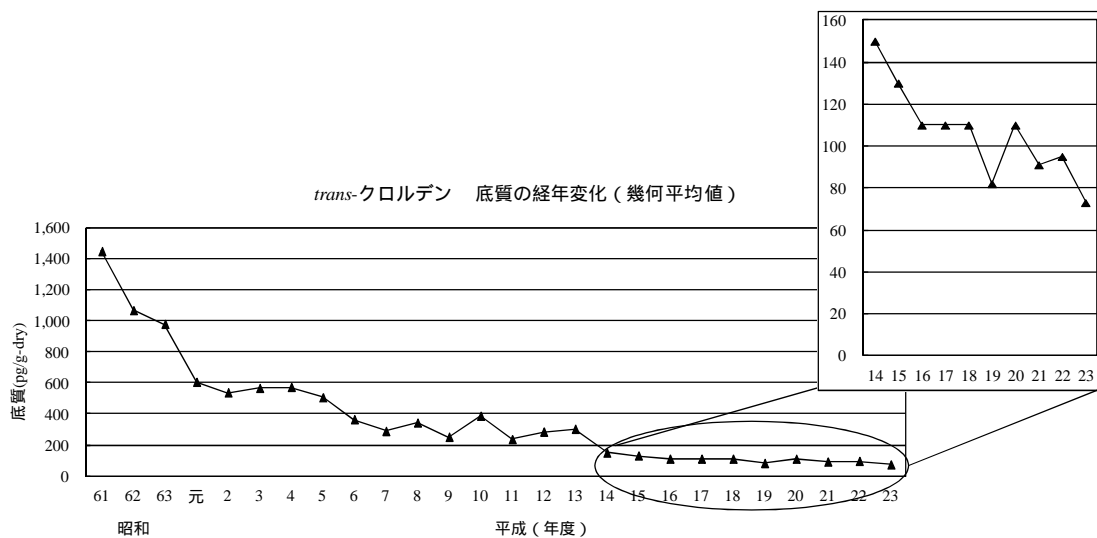
POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向

・継続的に調査を実施している物質の濃度の経年変化

平成23年度に調査を実施した8(大気のみ7物質群)物質群に対して、平成14~23年度における経年分析によって、減少傾向が統計的に有意に判定されたものは以下のとおり。なお、その他の物質については媒体に関係なく濃度レベルは概ね横ばいで、増加傾向が統計的に有意に判定されたものはない。

- 水質：PCB、HCB、クロルデン類の一部、リンデン(-HCH)
- 底質：クロルデン類の一部
- 大気(温暖期)：クロルデン類
- 生物(魚類)： -HCH、リンデン(-HCH)

【漸減傾向が統計的に有意に判定された例】

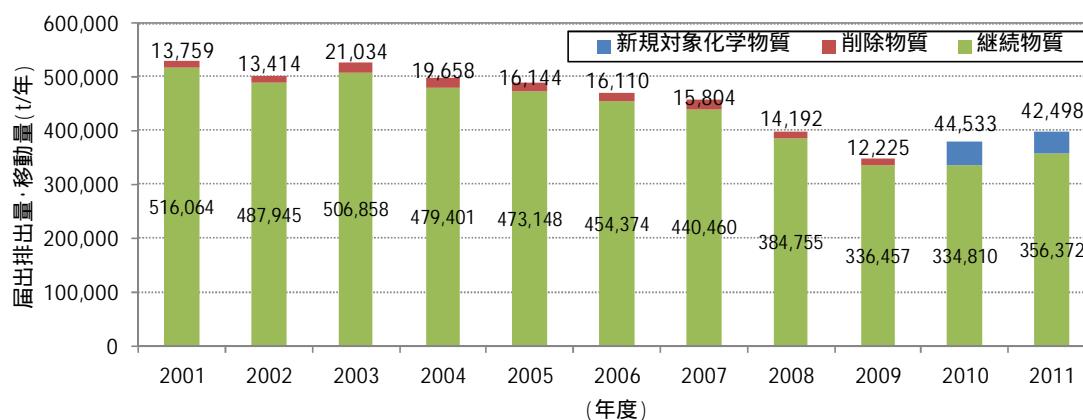


【出典】環境省資料

【注】値は幾何平均値。ただし2002~2009年度は、各調査地点における算術平均値を求め、その算術平均値から全地点の幾何平均値を求めたもの。

PRTR 制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標）

・届出排出量・移動量の経年変化



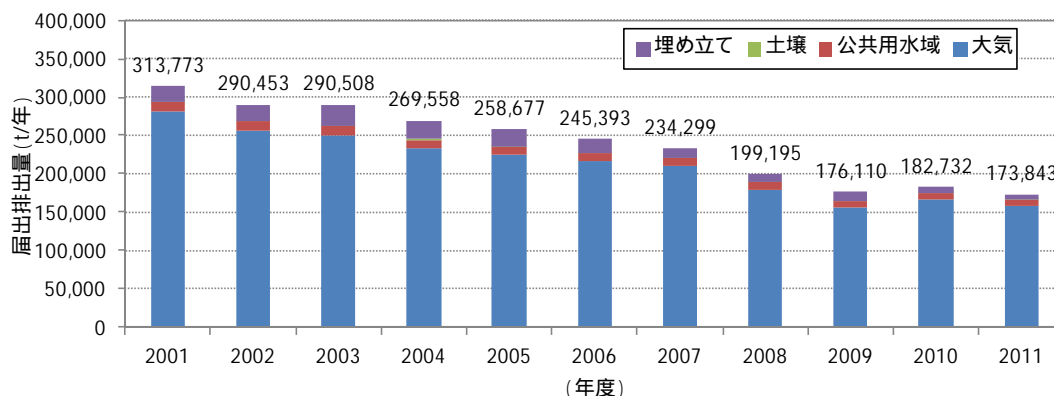
【出典】PRTR データの概要～化学物質の排出量・移動量の集計結果～（環境省）

【注】

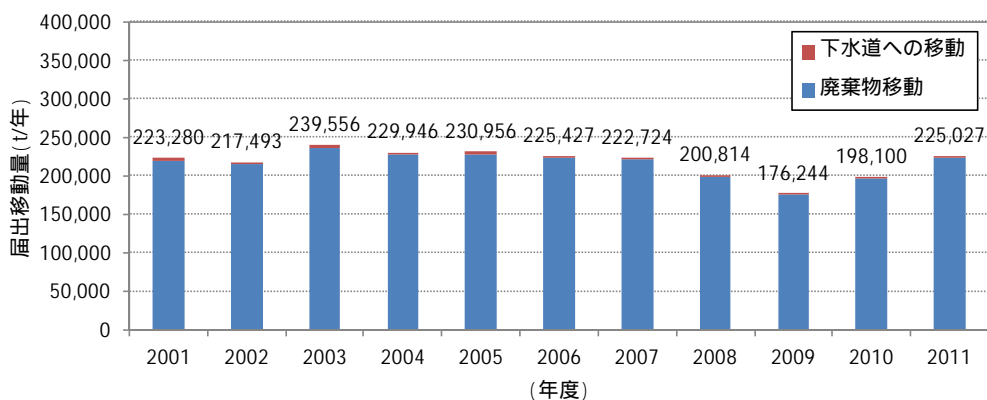
- 1) 2003 年度から年間取扱量が 1 トン以上の事業者（2002 年度までは年間取扱量が 5 トン以上の事業者が対象）による排出量等の届出が開始。
- 2) 2008 年 11 月の政令の改正により、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更となり、医療業が対象業種へ追加された。

(参考) 届出排出量・移動量の内訳

・届出排出量



・届出移動量



【出典 (排出量・移動量)】PRTR データの概要～化学物質の排出量・移動量の集計結果～ (環境省)

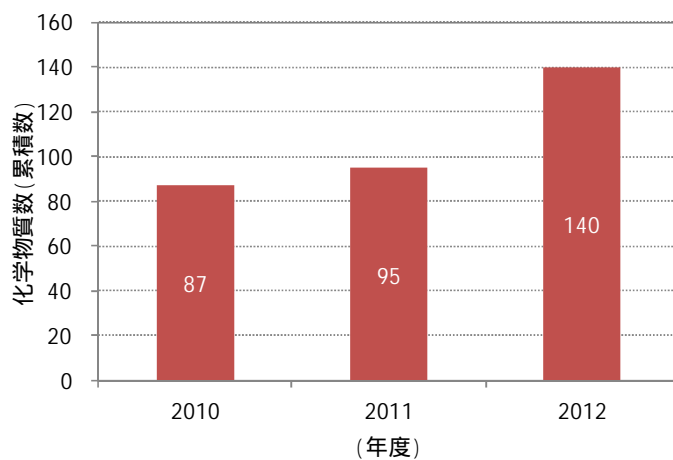
【注】

- 1) 2003 年度から年間取扱量が 1 トン以上の事業者 (2002 年度までは年間取扱量が 5 トン以上の事業者が対象) による排出量等の届出が開始。
- 2) 2008 年 11 月の政令の改正により、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更となり、医療業が対象業種へ追加された。

< 指標の動向 >

- ・全対象化学物質の総届出排出量・移動量は、2009 年度まで概ね減少の傾向にあったが、2010 年度以降増加した。
- ・化管法施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質 (継続物質) の総届出排出量・移動量も 2009 年度を境に増加に転じている。

化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況（代表指標）



【出典】環境省資料

【注】

- 1) 優先評価化学物質の指定物質数のみの値
- 2) 2012 年度は新規化学物質から 1 物質が優先評価化学物質に指定されており、グラフの値は当該物質を含む数字。

< 指標の動向 >

スクリーニング評価の実施結果により指定される優先評価化学物質の数は増加している。

II. 「環境の各分野を横断的に捉えた指標群」の動向

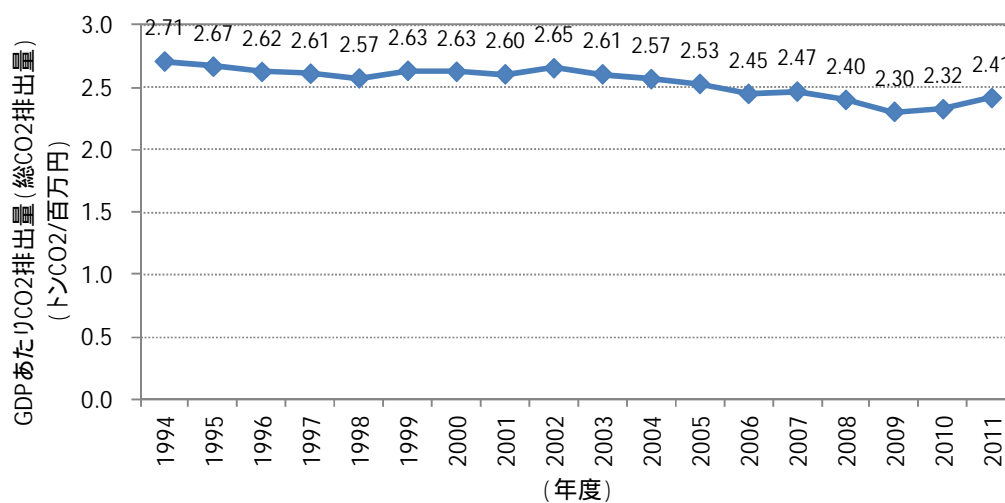
横断分野 a) ~ i) で設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

| 分類 |
|---------------------------|
| a) 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標 |
| b) 環境と経済との統合的向上に係る指標 |
| c) 持続可能な資源利用に係る指標 |
| d) 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標 |
| e) 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標 |
| f) 日本の環境面での国際貢献度に係る指標 |
| g) 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標 |
| h) 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標 |
| i) 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標 |

a)環境負荷と経済成長の分離度に係る指標

| |
|-------------|
| 指標一覧 |
| 環境効率性 |
| 資源生産性【再掲】 |

環境効率性



【出典】日本の温室効果ガス排出量データ（国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス）、国民経済計算年報（内閣府）

【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 環境効率性の算出は次式による。

$$\text{環境効率性} = \text{CO2 排出量} \times \text{GDP}$$

< 指標の動向 >

近年緩やかな減少傾向がみられる。

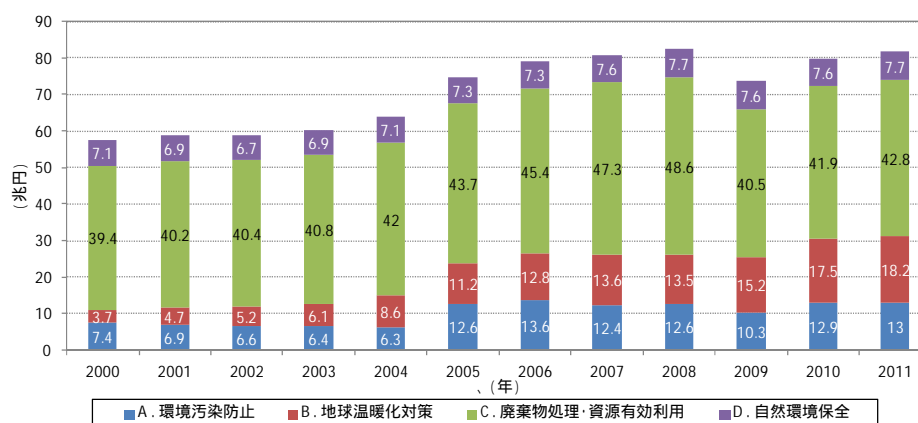
資源生産性【再掲】

P.31 参照。

b)環境と経済との統合的向上に係る指標

| 指標一覧 | |
|----------------------|------------------------|
| 環境分野の市場規模 | |
| 環境ビジネスの業況 | |
| グリーン購入実施率 | -1.地方公共団体、企業のグリーン購入実施率 |
| | -2.国民のグリーン購入実施率 |
| 環境報告書を作成・公表している企業の割合 | |

環境分野の市場規模



【出典】「環境産業の市場規模に関する情報」2011年版 環境産業の市場規模・雇用規模の推移（環境省）

【注】「環境産業の市場規模」は「国内にある環境産業にとっての内外市場規模（売上ベース）」を意味する。

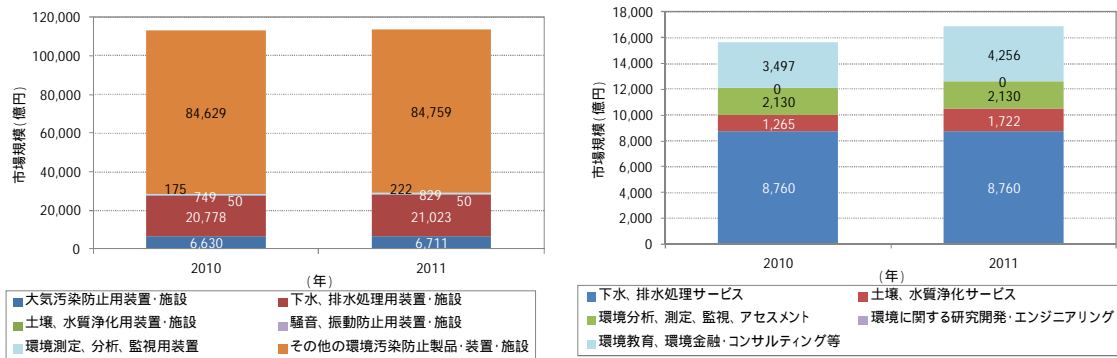
(参考) 環境ビジネスの分類・範囲

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| A. 環境汚染防止 | C. 廃棄物処理・資源有効利用 |
| 装置及び汚染防止用資材の製造 | c01 廃棄物処理・資源有効利用 |
| a01 大気汚染防止用装置・施設 | c02 廃棄物処理・リサイクルサービス |
| a02 下水、排水処理用装置・施設 | c03 リフォーム、リペア |
| a03 土壌、水質浄化用装置・施設 | c04 リース、レンタル |
| a04 騒音、振動防止用装置・施設 | c05 中古品・リユース |
| a05 環境測定、分析、監視用装置 | c06 リサイクル素材 |
| a06 その他の環境汚染防止製品・装置・施設 | c07 その他 |
| サービスの提供 | D. 自然環境保全 |
| a07 下水、排水処理サービス | d01 水辺再生 |
| a08 土壌、水質浄化サービス | d02 水資源利用 |
| a09 環境分析、測定、監視、アセスメント | d03 持続可能な林業、緑化 |
| a10 環境に関する研究開発・エンジニアリング | d04 持続可能な農業・漁業 |
| a11 環境教育、環境金融・コンサルティング等 | d05 その他(生物多様性、エコ・ツーリズム等) |
| B. 地球温暖化対策 | |
| b01 再生可能エネルギー | |
| b02 省エネルギー自動車 | |
| b03 省エネルギー電化製品 | |
| b04 高効率給湯器 | |
| b05 省エネルギーコンサルティング等 | |
| b06 その他 | |

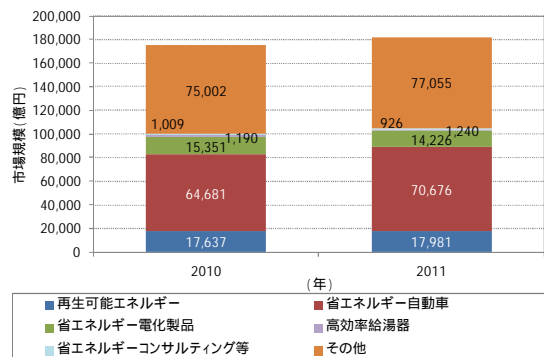
【出典】製品やサービスを提供する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

(参考) 環境ビジネスの分類・範囲

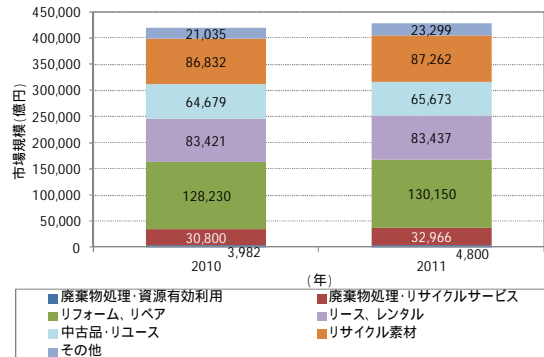
A.環境汚染防止（左：装置及び汚染防止用資材の製造、右：サービスの提供）



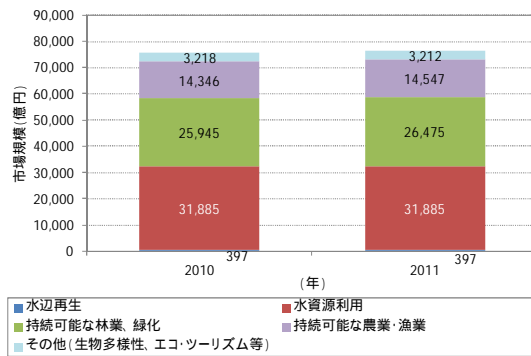
B.地球温暖化対策



C.廃棄物処理・資源有効利用



D.自然環境保全

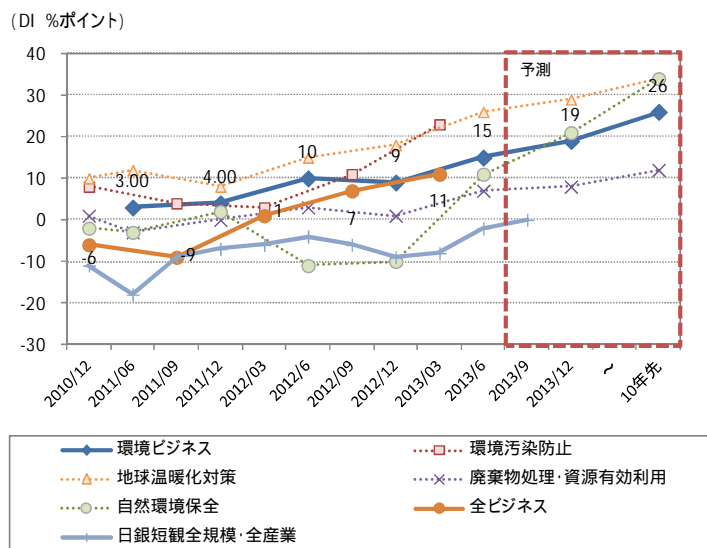


【出典（A,B,C,D）】製品やサービスを提供する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

< 指標の動向 >

- ・環境産業全体の市場規模は 2004 年以降徐々に増加傾向が強まっていたが、2008 年から 2009 年にかけて減少した。2009 年以降、再び増加傾向にある。
- ・分野としては、「廃棄物処理・資源有効利用」分野が最も大きい。

環境ビジネスの業況



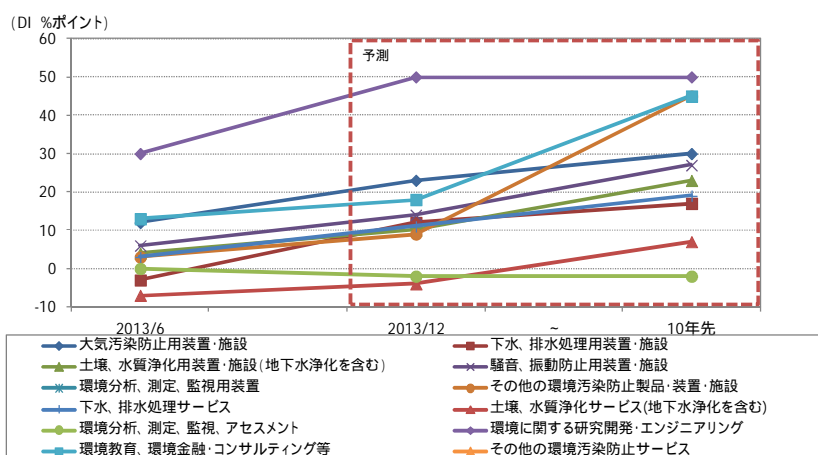
【出典】製品やサービスを供給する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

【注】

- 1) DI:「良い」-「悪い」、%ポイント
- 2) 調査対象は全国の資本金 2,000 万円以上の民間企業のうち、資本金、業種別の層化無作為抽出法により選定された 10,935 社（2013 年 6 月）。有効回答数は、2013 年 6 月調査で 4,825 社、有効回答率は 44.1%。
- 3) 日銀短観の 2013 年 9 月は先行きの数値。
- 4) 環境ビジネス各分類の 2010 年 12 月の値は環境ビジネス分類の変更を踏まえた試算値。

（参考）環境ビジネス分類別の業況

A.環境汚染防止

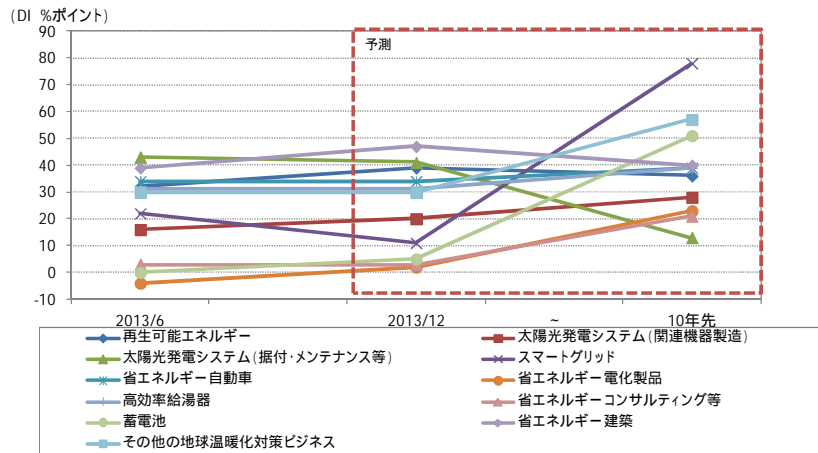


【出典】製品やサービスを供給する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

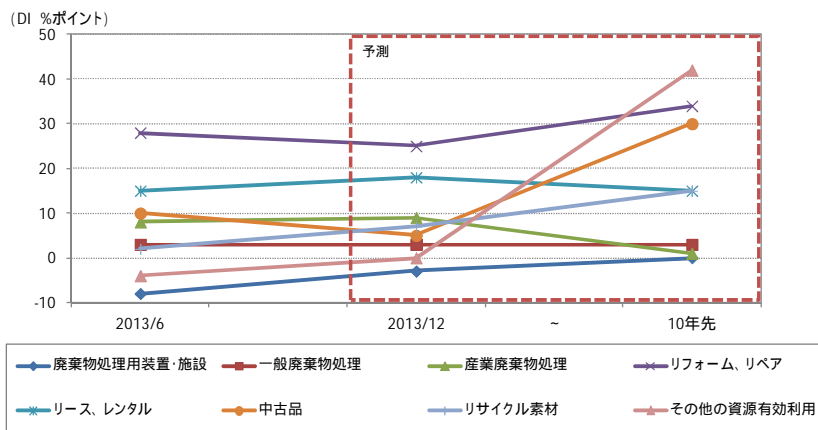
【注】プロットのない項目はデータが無いもの。

(参考) 環境ビジネス分類別の業況

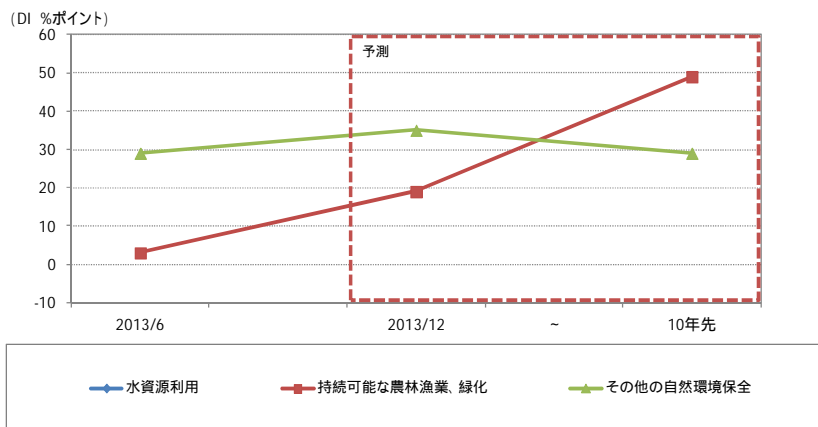
B.地球温暖化対策



C.廃棄物処理・資源有効利用



D.自然環境保全



【出典 (B,C,D)】 製品やサービスを提供する企業等への調査 (供給側調査): 環境経済観測調査 (環境省)

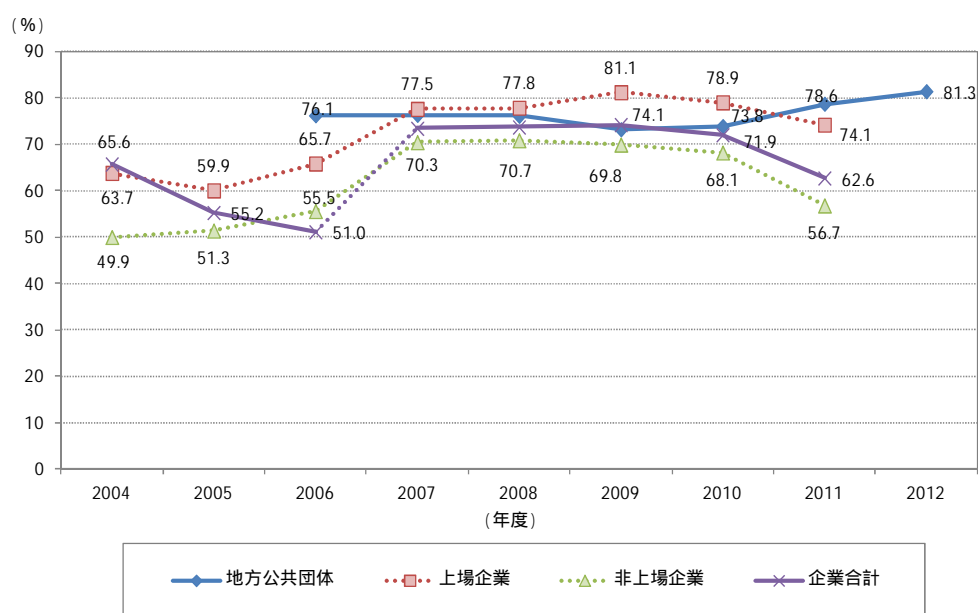
【注 (B,C,D)】 プロットのない項目はデータが無いもの。

< 指標の動向 >

- ・ 2013 年 6 月調査時点での環境ビジネスの業況 D I は、過去と比較して改善傾向にある。
- ・ 半年先・10 年先の予測では、引き続き環境ビジネスの業況は改善するとの見通しとなっている。
- ・ 環境ビジネスの分野の中では、特に地球温暖化対策分野及び自然環境保全分野への期待が高い。

グリーン購入実施率

-1. 地方公共団体、企業のグリーン購入実施率



【出典】地方公共団体：地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（環境省）

企業：環境にやさしい企業行動調査（環境省）

【注】

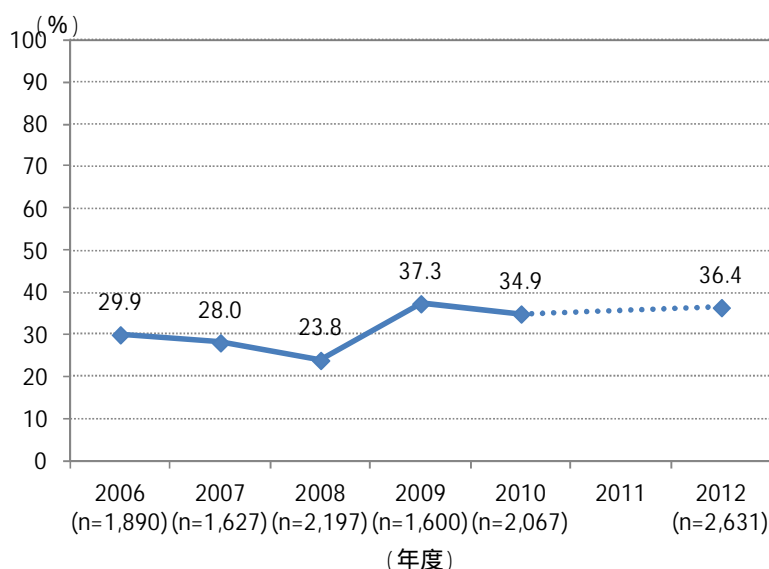
- 1) 地方公共団体のグリーン購入実施率は、地方公共団体全体のうち、「全庁で組織的に取り組んでいる」または「全庁ではないが組織的に取り組んでいる」と回答した団体の割合。
- 2) 「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」は、全地方公共団体を対象に実施。回収率は年により異なるが、約 65～80%。
- 3) 企業のグリーン購入実施率は、「組織において、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）をしているか」という質問に対して有効回答が得られた企業のうち、「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している」、「業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している」、「環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している（リサイクル品の積極的な使用等を含む）」と回答した企業の割合。
- 4) 「環境にやさしい企業行動調査」は、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業、

従業員数 500 人以上の非上場企業及び事業所、を対象に実施。年により異なるが回収率は約 40～45%、有効回答数は約 2500～3000 社。なお、従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所には、上記以外の証券取引所上場企業、生協、農協、医療法人、公益法人等は含まれるが、学校法人、宗教法人、一部の組合(企業組合、商工組合等)は含まれない。

< 指標の動向 >

- ・地方公共団体においては、2007 年度以降減少傾向にあったが、2010 年度以降、増加に転じた。
- ・上場企業及び非上場企業はともに 2007 年度までは増加傾向にあったが、2007 年度以降は横ばいに推移し、2011 年度はともに減少した。
- ・上場企業は 78～81%と高いレベルで推移しているが、一方で非上場企業は、上場企業と比べ 10～15 ポイント程度低くなっている。

-2.国民のグリーン購入実施率



【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

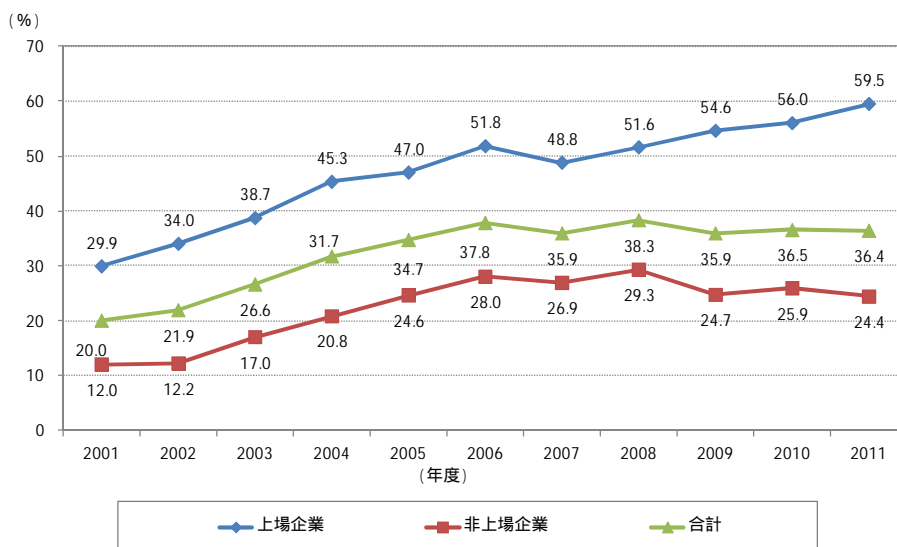
【注】

- 1) 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する」という項目について有効回答が得られた人のうち、2006 年度～2008 年度調査では、「いつも行っている」「だいたい行っている」ときどき行っている」と答えた人の割合、2009 年度以降は、「すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う」または「すでに行っているが、今後はあまり行いたいとは思わない」と回答した人の割合。
- 2) 2010 年度までは回答者の年代の属性に関して補正を行っている。2010 年度・2012 年度については、国勢調査結果と一致するように割り付けを行った上で調査を行っており、補正は行っていない。

< 指標の動向 >

- ・国民のグリーン購入実施率は、2006 年度と比較してやや増加したものの、依然として低い水準で推移している。

環境報告書を作成・公表している企業の割合



【出典】「環境にやさしい企業行動調査」(環境省)

【注】

1) CSR 報告書等の一部として作成・公表している場合も含む。

< 指標の動向 >

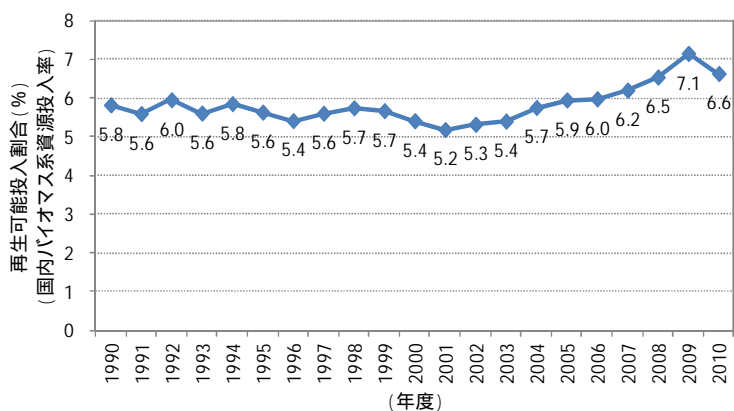
- ・ 上場企業は緩やかに増加傾向。
- ・ 非上場企業は、2006 年度までは増加傾向であったが、2006 年度以降は、緩やかな減少傾向にある。
- ・ 上場企業に比べ非上場企業は低い割合で推移している。

c)持続可能な資源利用に係る指標

| 指標一覧 | |
|------------|-----------------------|
| 再生可能資源投入割合 | -1.バイオマス系資源投入率（国内） |
| | -2.バイオマス系資源投入率（国内+輸入） |

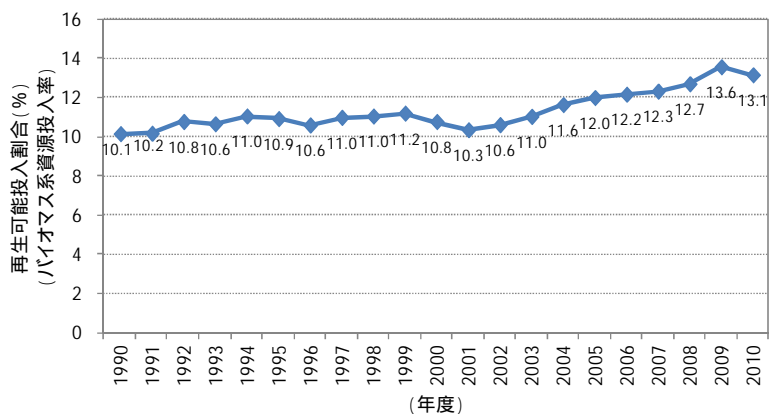
再生可能資源投入割合

-1.バイオマス系資源投入率（国内）



【出典】環境省資料

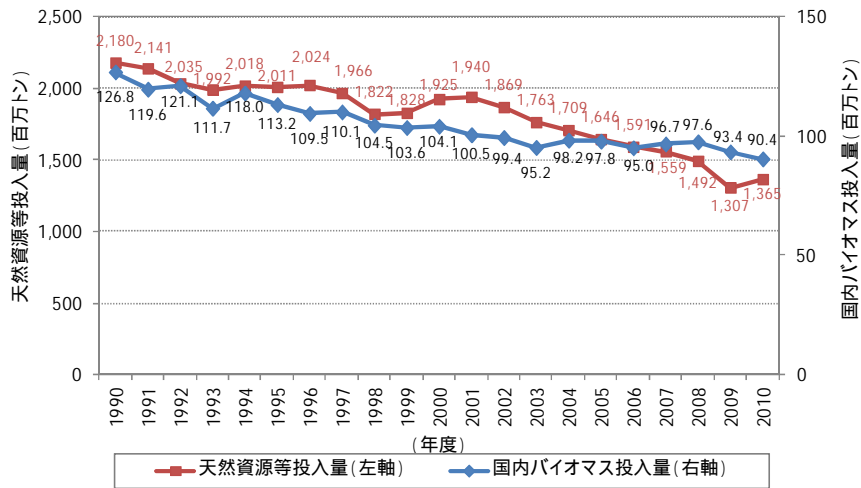
-2. バイオマス系資源投入率（国内+輸入）



【出典】環境省資料

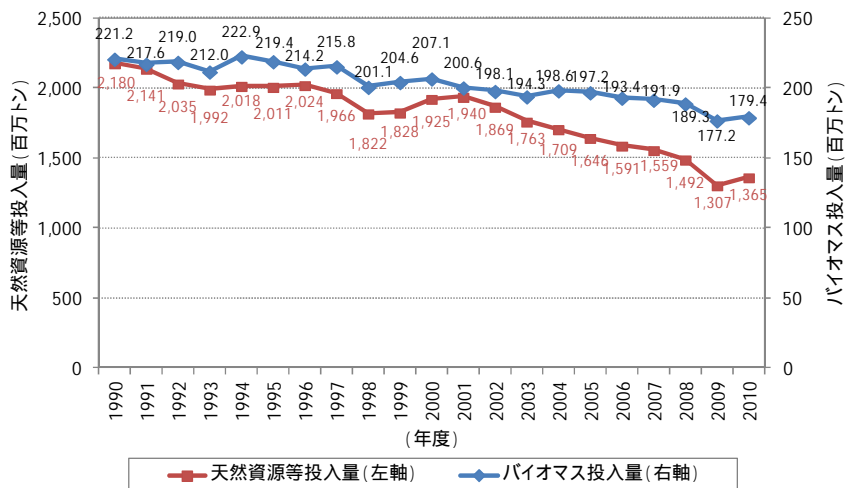
(参考) バイオマス系資源投入量と天然資源等投入量

・バイオマス系資源投入量(国内)と天然資源等投入量



【出典】環境省資料

・バイオマス系資源投入率(国内+輸入)と天然資源等投入量



【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

バイオマス系資源投入率は、国内と国内+輸入ともに、2010年度に減少しているが、全体としてみると増加傾向にある。

d)環境技術や環境情報の整備状況に係る指標

| 指標一覧 |
|----------------|
| 環境分野の特許登録件数 |
| 環境情報に関する国民の満足度 |

環境分野の特許登録件数

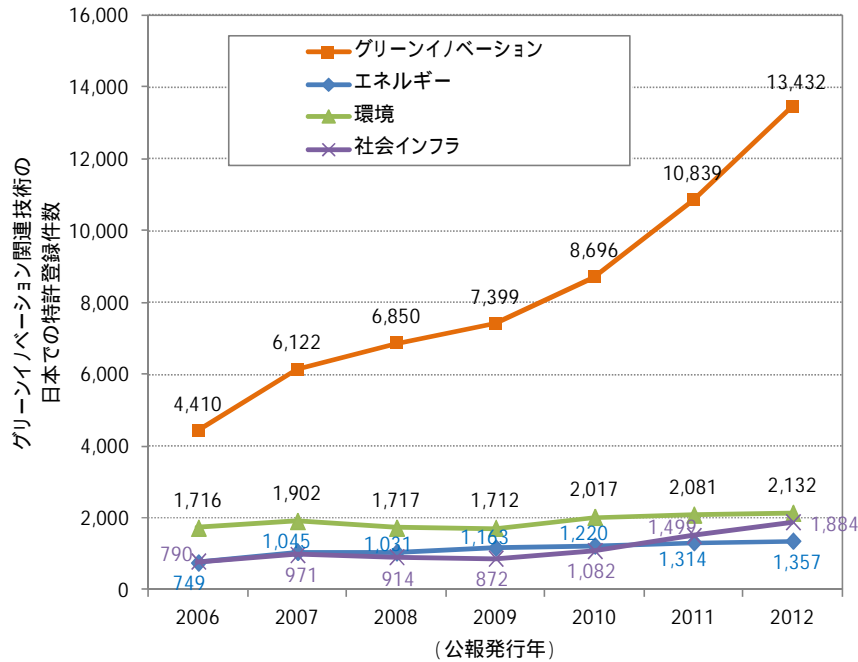


【出典】平成 24 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

【注】

- 1) グリーンイノベーション関連技術（エネルギー分野（省エネ技術等）、省資源分野（再資源化等）、環境分野（水質保全等）、社会インフラ（豊かな緑環境等））を含む。
- 2) 出願人が日本国籍を有しているもの。

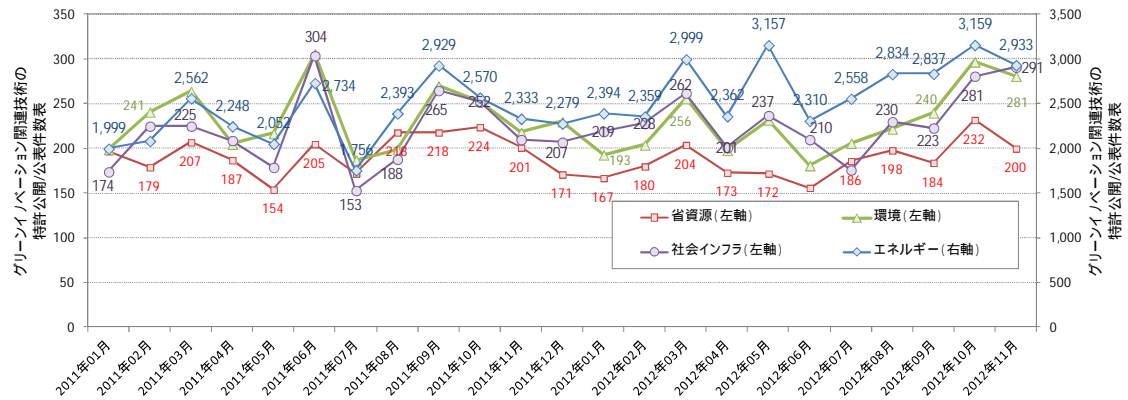
(参考) グリーンイノベーション関連技術の各区分の日本における特許登録件数



【出典】平成 24 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

【注】出願人が日本国籍を有しているもの。

(参考) グリーンイノベーション関連技術の特許公開/公表件数

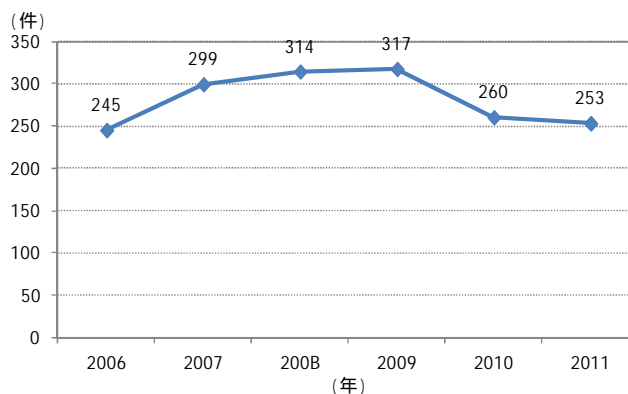


【出典】グリーンイノベーション分野、ライフイノベーション分野の特許出願状況（特許庁）

【注】

- 1) 各分野に関する技術全体を網羅的に抽出した件数を示すものではなく、各分野において重要とされる技術に対し、特許庁が独自に設定したキーワード、国際特許分類(IPC)を用いて、ダウエントデータベース WPI を用いて検索・抽出を行った件数の合計。
- 2) 出願人国籍が日本人のもの。
- 3) 複数の分野にまたがって出願しているものもあるため、各分野の出願件数は単純に合計することはできない。

(参考) 環境分野全体の PCT 出願件数

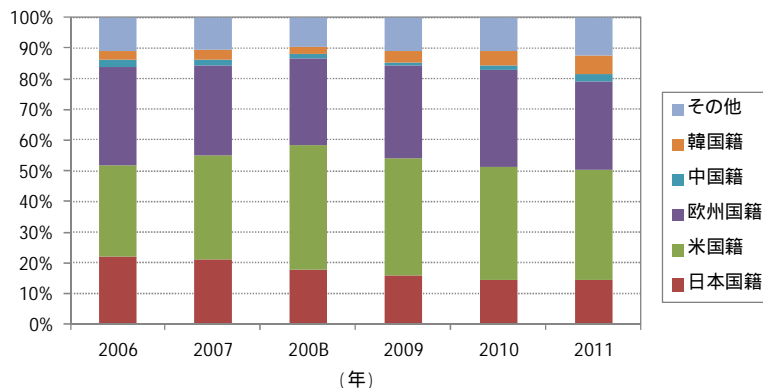


【出典】平成 23 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書 (特許庁)

【注】

- 1) 調査対象は 2005 年～2009 年に特許出願 (優先権主張) され、2012 年 2 月時点で DWPI (トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社) に収録されている特許。
- 2) PCT 出願とは、特許協力条約に基づいてなされた国際段階の出願。
- 3) データは日本国籍を有する出願人からの PCT 出願件数。

(参考) 環境分野全体の出願人国籍別 PCT 出願件数



【出典】平成 23 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書 (特許庁)

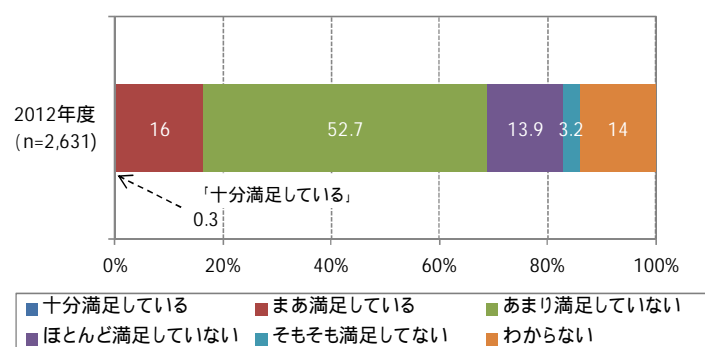
【注】

- 1) 出願人国籍は、再先の優先権主張国。
- 2) 環境分野全体の出願件数のうち、出願人国籍別の出願件数の割合。

< 指標の動向 >

- ・グリーンイノベーション分野のうち、エネルギー分野における特許公開/公表件数は、他の 3 分野の約 10 倍以上となっている。
- ・日本国籍を有する出願人からは、2007 年以降、毎年 250 件以上が出願されている。
- ・2011 年度の内訳をみると、大気汚染が約 53%、水質保全・水質汚染が約 24%となっている。

環境情報に関する国民の満足度

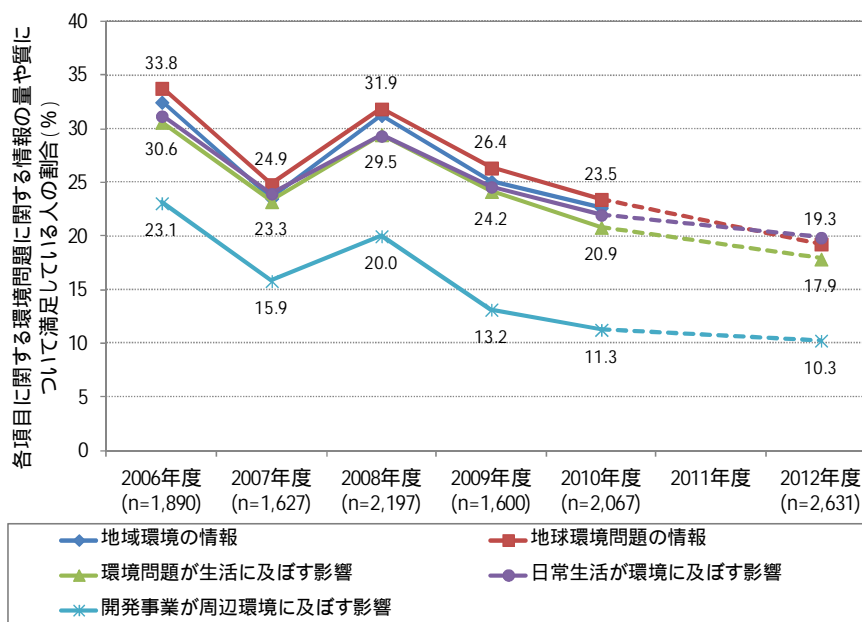


【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】

- 1) 「環境情報全般に関する量や質について、あなたはどの程度満足していますか。」という質問に対し、「十分満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合。
- 2) 設問は2012年度に新設されたもの。

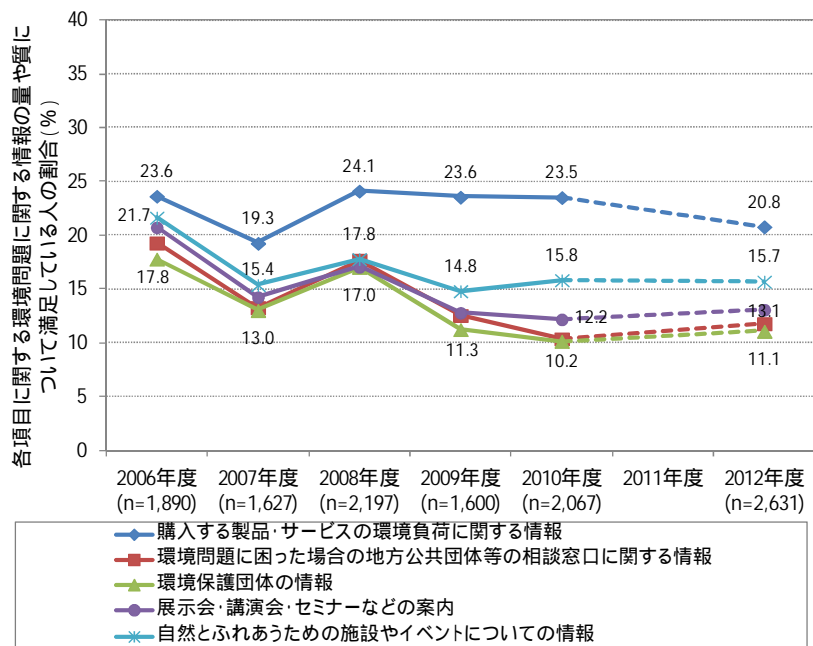
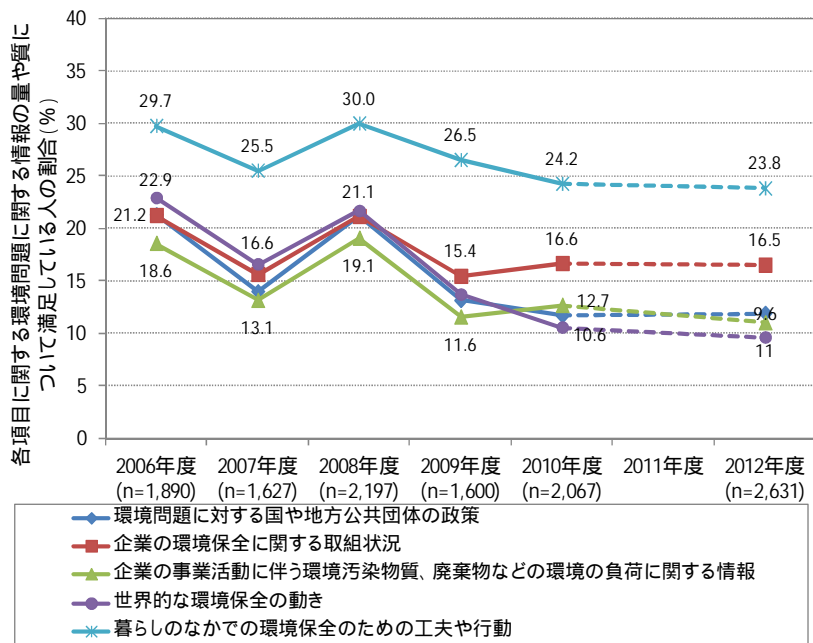
（参考）環境問題に関する情報の量や質について満足している人の割合（項目別）



【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】

- 1) 2010年度までは回答者の年代の属性に関して補正を行っている。2010年度・2012年度については、国勢調査結果と一致するように割り付けを行った上で調査を行っており、補正は行っていない。
- 2) 「十分満足している」「まあ満足している」の合計値。



【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】

- 1) 2010年度までは回答者の年代の属性に関して補正を行っている。2010年度・2012年度については、国勢調査結果と一致するように割り付けを行った上で調査を行っているため、補正は行っていない。
- 2) 「十分満足している」「まあ満足している」の合計値。

< 指標の動向 >

- ・2012年度における環境情報に関する満足度は、「あまり満足していない」が約53%と最も多くなっており、「十分満足している」「まあ満足している」が16%となっていること

から、環境情報全般についての満足度は低いことがわかる。

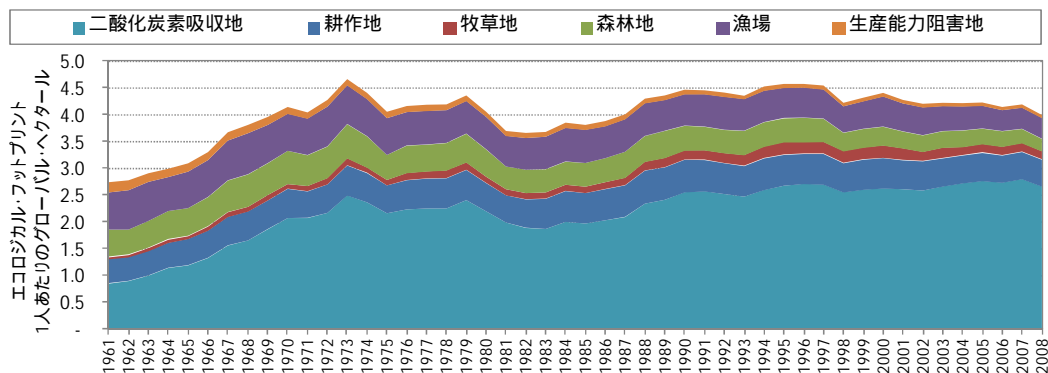
- ・項目別の満足度を見ると、年によりばらつきがみられるが、15項目中9項目で、満足度の減少傾向がみられる。

e)日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標

| 指標一覧 | |
|-------------------|-------------------|
| 消費ベース(フットプリント)の指標 | -1.エコロジカル・フットプリント |
| | -2.資源生産性(消費ベース) |
| 資源の自給率(食料) | |
| 資源の自給率(木材) | |
| 資源の自給率(エネルギー) | |

消費ベース(フットプリント)の指標

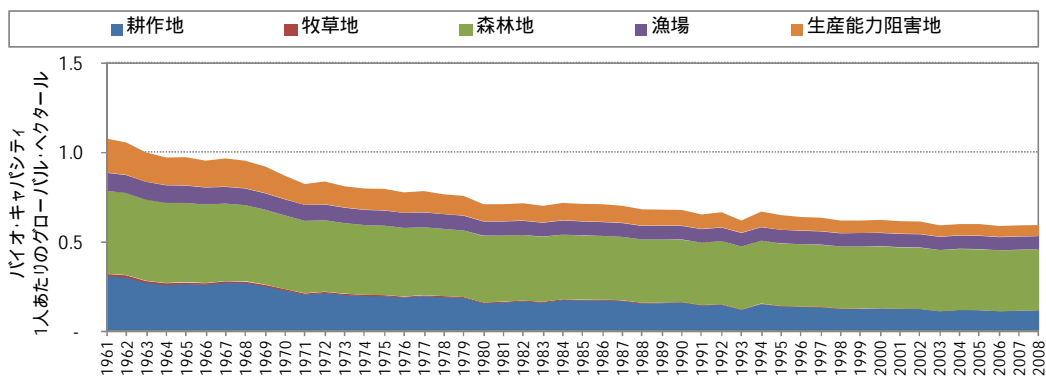
-1.エコロジカル・フットプリント



【出典】日本のエコロジカル・フットプリント 2012 (WWF ジャパン)

【注】エコロジカル・フットプリントは、人類が利用する資源と排出する廃棄物を吸収するのに必要な、生物学的に生産性のある陸域と海域の面積で表したものの。

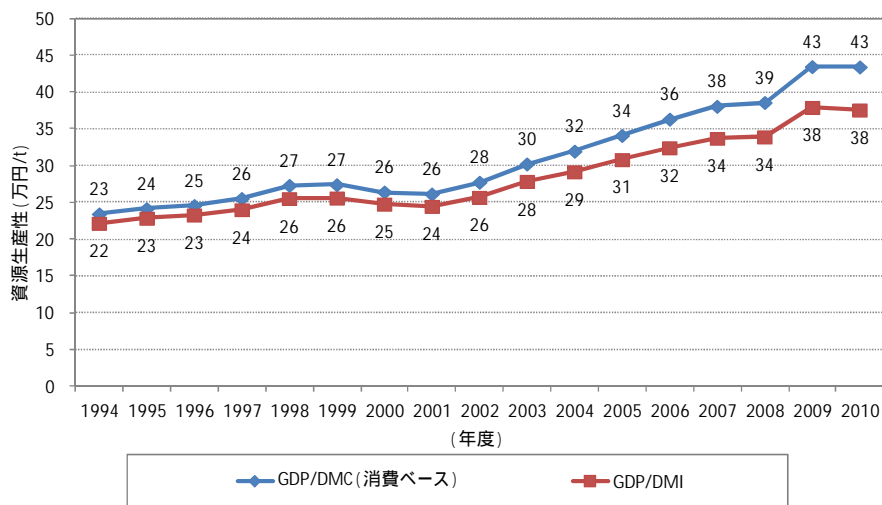
(参考) バイオキャパシティ



【出典】日本のエコロジカル・フットプリント 2012 (WWF ジャパン)

【注】バイオキャパシティ(生物生産力)は、地球上に存在する生産力のある地表の総面積。

-2.資源生産性（消費ベース）



【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：国民経済計算（内閣府）

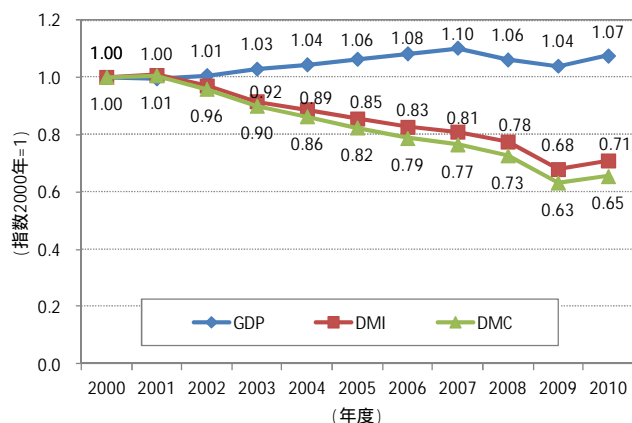
【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 消費ベースの資源生産性は次式により算出される。

$$\text{資源生産性（消費ベース）} = \text{GDP} / \text{総物質消費量（DMC）}$$

総物質消費量とは、天然資源等投入量（国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量）から輸出を控除したものの。

（参考）GDP、DMC、DMI



【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：国民経済計算（内閣府）

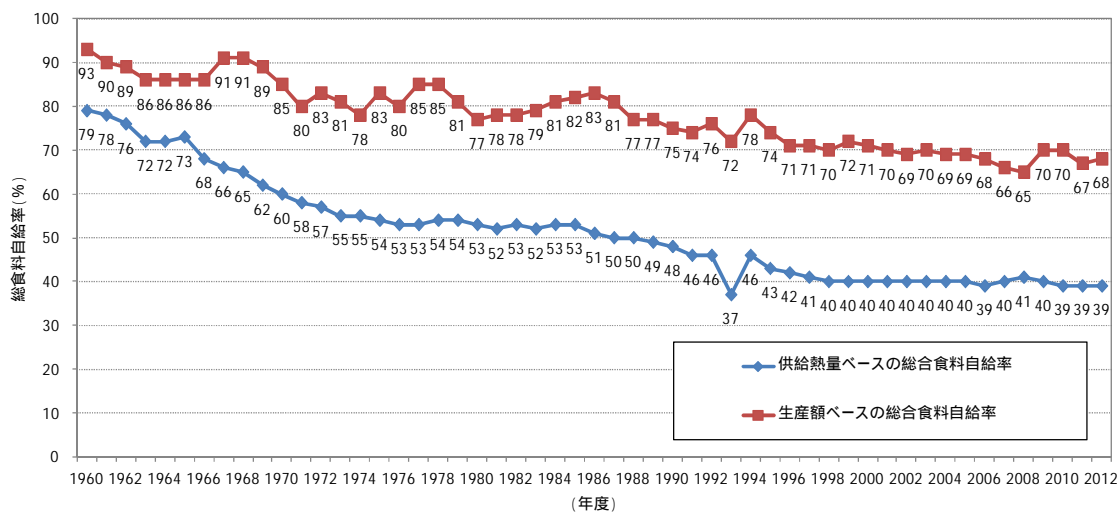
【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) DMI（天然資源等投入量）とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量で、DMC（総物質消費量）は、DMI から輸出を控除したものの。

< 指標の動向 >

- ・エコロジカル・フットプリント：1960年代から1970年代にかけて、日本のエコロジカル・フットプリントは急増したが、1973年と1979年の石油危機により減少した。その後、1980年代から1990年初期にかけて再び増加し、1990年代半ばをピークに減少に転じた。
- ・消費ベースの資源生産性：1994年以降、年々増加している。これは、GDPが増加している一方で、DMC（総物質消費量）が減少していることによる。

資源の自給率（食料）



【出典】「食料需給表」（農林水産省）

【注】

- 1) 供給熱量総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物については、飼料自給率を考慮して算出している。

$$\text{自給率} = \text{国産供給熱量} / \text{国内総供給熱量} \times 100 \text{ (熱量ベース)}$$

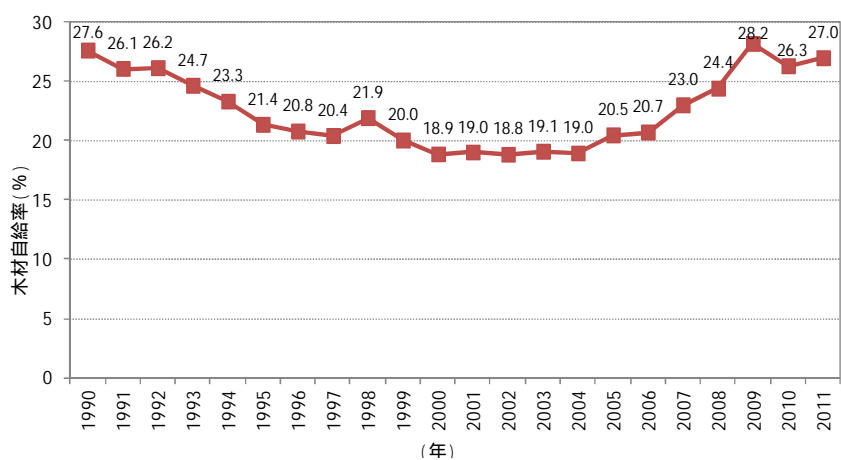
- 2) 生産額ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物及び加工食品については、輸入飼料及び輸入食品原料の額を国内生産額から控除して算出している。

$$\text{自給率} = \text{食料の国内生産額} / \text{食料の国内消費仕向額} \times 100 \text{ (生産額ベース)}$$

< 指標の動向 >

- ・供給熱量ベースの食料自給率は全体的にみると減少傾向にあり、近年では約 40%程度で推移している。
- ・生産額ベースの食料自給率は、全体的にみると減少傾向にあり、近年では約 65~70%程度で推移している。
- ・1993年度の大幅な自給率の低下の主な要因として、米の大不作による影響が挙げられる。

資源の自給率（木材）

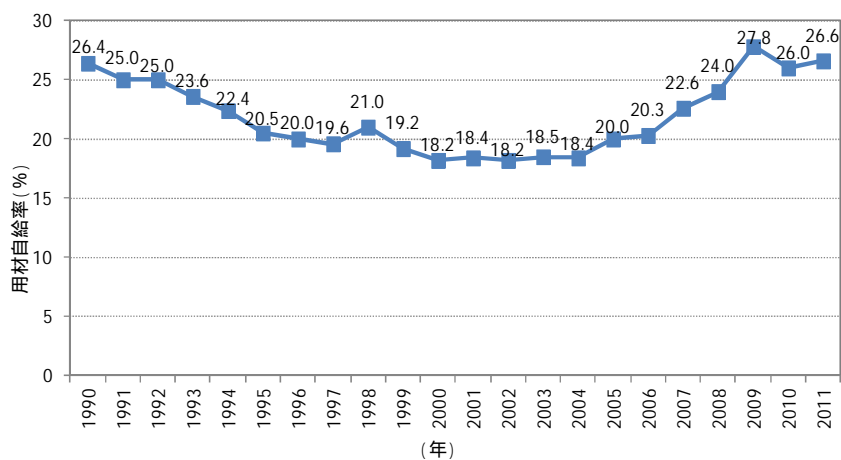


【出典】木材需給表（農林水産省）

【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{木材自給率} = \text{国内生産量} \div \text{総需要量} \times 100$$

（参考）木材自給率



【出典】木材需給表（農林水産省）

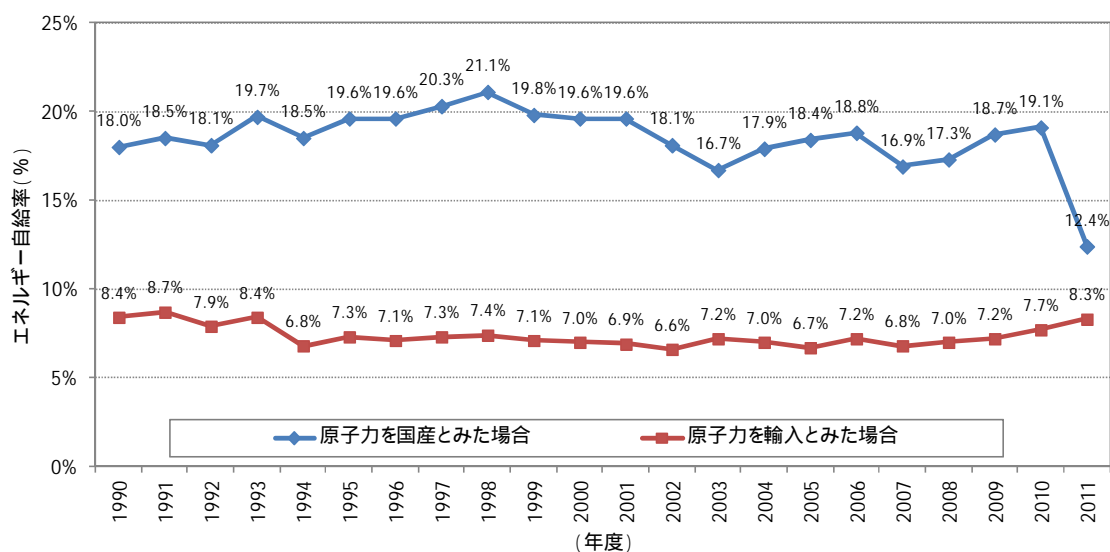
【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{木材自給率} = \text{国内用材生産量} \div \text{用材需要量} \times 100$$

< 指標の動向 >

木材自給率は減少傾向にあったが、2004年頃から微増傾向となっている。

資源の自給率（エネルギー）



【出典】「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）

【注】

1) エネルギー自給率の計算は次式による。

$$\text{エネルギー自給率} = \text{一次エネルギー国内産出 (1)} / \text{一次エネルギー国内供給 (2)}$$

1 一次エネルギー国内産出：石炭、原油、天然ガス、再生可能・未活用エネルギーの国内産出量

2 一次エネルギー国内供給：石炭、石炭製品、原油、石油製品、天然ガス、再生可能エネルギー等の国内産出量と輸入量の合計から輸出量を差し引き、供給在庫変動量を加減（取崩しは加算。積増しは減算。）した量。

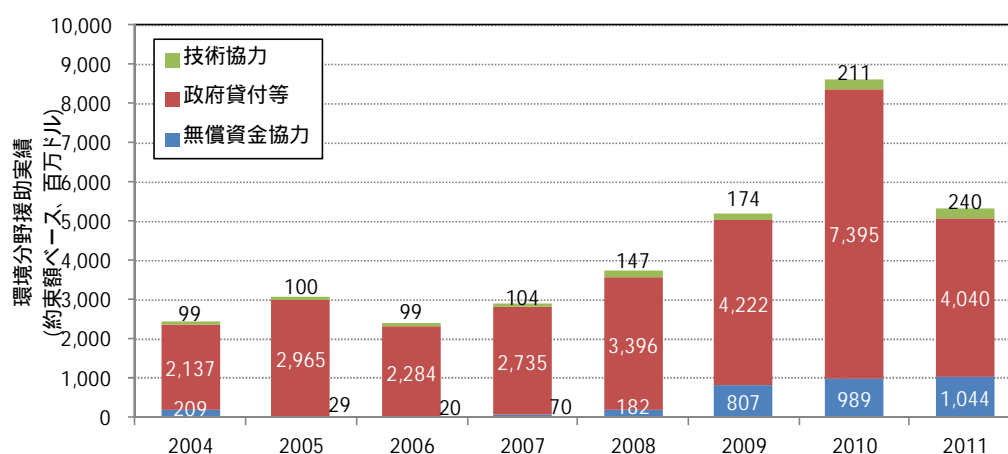
< 指標の動向 >

- ・ 2011年度は、原子力を国産と見た場合のエネルギー自給率は大幅に減少し、12.4%となった。
- ・ 原子力を輸入と見た場合のエネルギー自給率は、前年度比 0.6 ポイント増の 8.3%となった。

f)日本の環境面での国際貢献度に係る指標

| 指標一覧 |
|--------------------------|
| 国：環境分野に関する ODA 拠出額 |
| 都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数 |

国：環境分野に関する ODA 拠出額



【出典】ODA 白書参考資料（外務省）

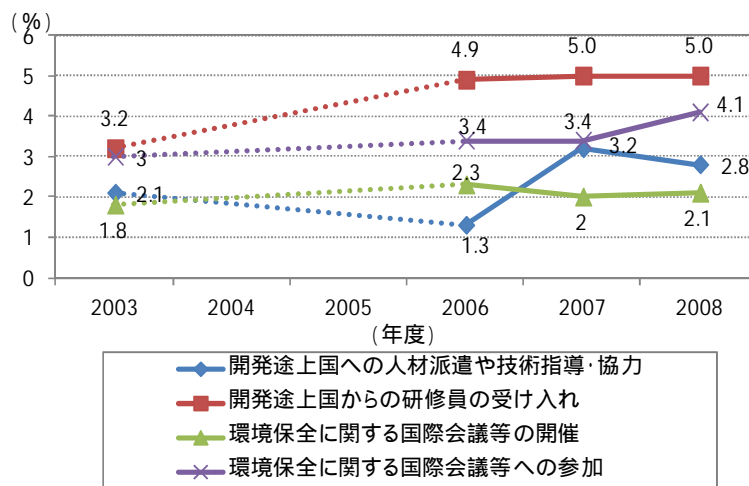
【注】東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース。

< 指標の動向 >

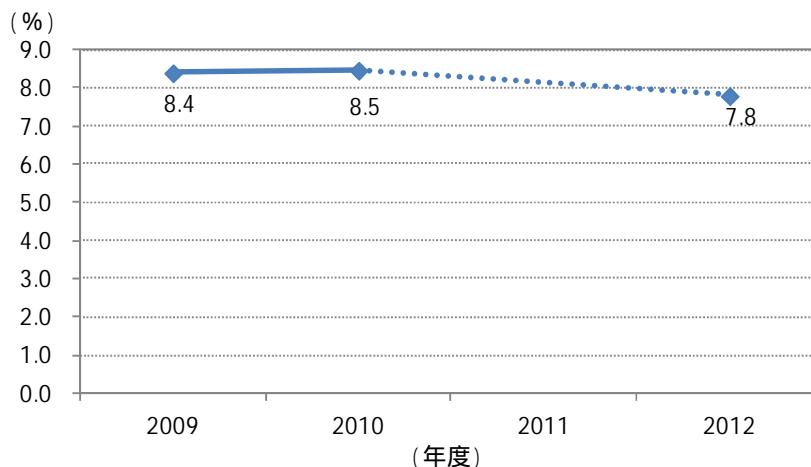
技術協力、政府貸付等、無償資金提供のいずれも、2006 年度以降増加傾向にあり 2010 年度に大幅に増加したが、2011 年には減少した。

都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数

・ 2003～2008 年度



・ 2009～2012 年度 (アンケート設問変更)



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査 (環境省)

【注】

1) 2003～2008 年度と 2009～2012 年度で設問が異なる。なお、2004・2005 年度は調査未実施。

2003～2008 年度：各項目について「既に実施中」と回答した自治体の割合。

2009～2012 年度：「環境施策の実施状況」に関する問で、第三次環境基本計画に記載されている「国際的取組」を実施しているかどうかについての回答結果。「実施している」と回答した自治体と「必要な施策は一部実施している」と回答した自治体の合計の割合。

< 指標の動向 >

項目にもよるが、国際に関連した環境活動を行っている自治体は、おおむね低い水準で横ばい傾向である。

g)持続可能な社会を支える自然資本に係る指標

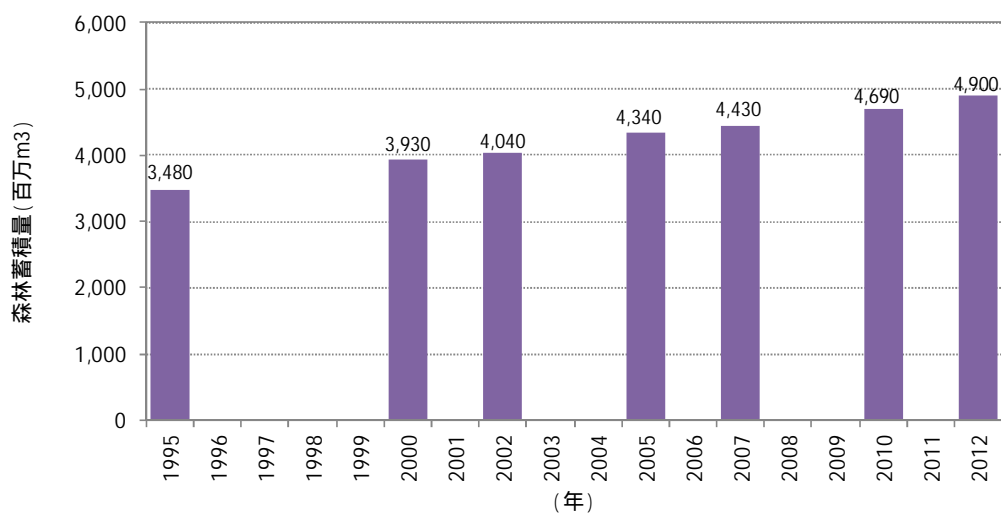
| 指標一覧 | |
|------------|-------------|
| 森林面積・森林蓄積量 | -1.森林面積【再掲】 |
| | -2.森林蓄積量 |
| 藻場・干潟面積 | -1.藻場面積 |
| | -2.干潟面積 |

森林面積・森林蓄積量

-1. 森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】

P.25 参照。

-2.森林蓄積量



【出典】森林・林業統計要覧（林野庁）

【注】

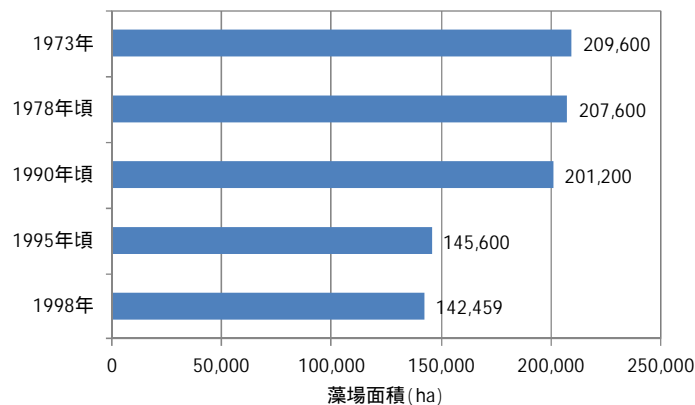
- 1) 森林法第2条第1項に規定する森林の数値。
- 2) 森林蓄積量は、千m³単位で四捨五入している。

< 指標の動向 >

森林面積はほぼ横ばいで推移しているが、森林蓄積量は増加している。

藻場・干潟面積

-1.藻場面積

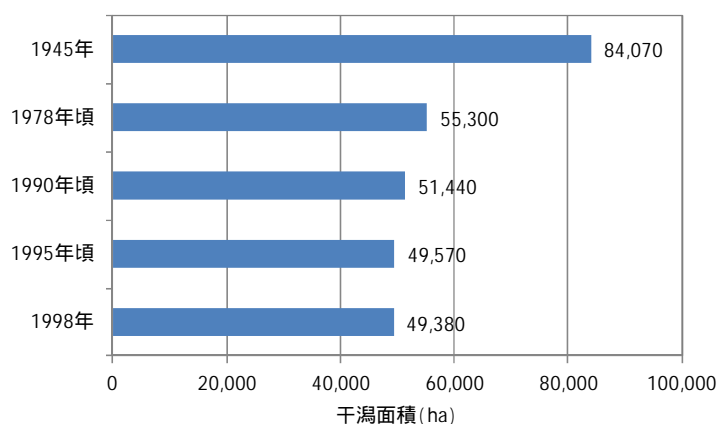


【出典】藻場面積：「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典：「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の藻場の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。また1973年の藻場の面積も同様にして算出されている。
- 3) 1990年頃の藻場の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の藻場の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。また、面積は、前2回の調査が水深20mまでを対象としていたのに対し、水深10mまでを対象としているため直接的な比較はできない。
- 5) 1998年については、兵庫県、徳島県は未調査である。
- 6) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

-2.干潟面積

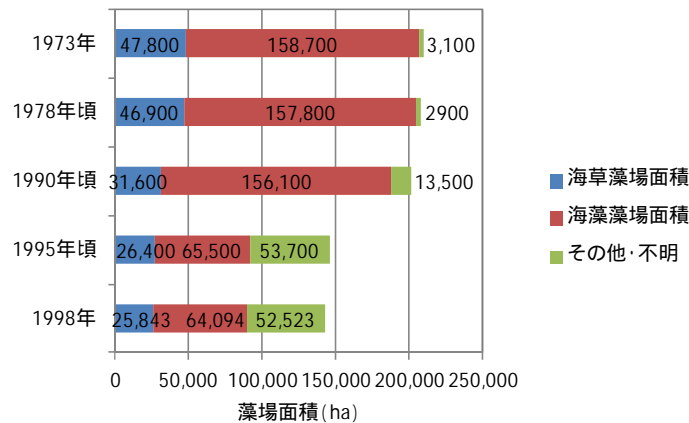


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典：「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978 年頃の干潟の面積は、1990 年頃の現存面積に 1978 年から 1990 年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。1945 年の干潟の面積は、このようにして算出した 1978 年頃の面積に 1945 年から 1978 年頃までの消滅面積をさらに加えて算出したもの。
- 3) 1990 年頃の干潟の面積については、1989-92 年度調査のデータである。
- 4) 1995 年頃の干潟の面積については、1995-96 年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92 年度調査のデータを用いて補完してある。
- 5) 干潟は現存する干潟で、次の要件の全てに合致するもの。高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が 100m 以上あること。大潮時の連続した干出域の面積が 1ha 以上であること。移動しやすい底質（礫、砂、砂泥、泥）であること。
- 6) 1998 年については、兵庫県、徳島県は未調査である。

(参考) 藻場面積の内訳



【出典】藻場面積：「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典：「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 1998 年の海草藻場面積はアマモ場、海藻藻場面積はガラモ場、コンブ場、アラメ・カジメ場、ワカメ場、テングサ場、アオサ・アオリ場の合計値。
- 2) 「その他・不明」は、調査時に指定された藻場タイプに当てはまらない海草・海藻類を示す。また、1998 年は、複数の藻場タイプが 1 か所に含まれるものも「その他」に含む。
- 3) 1990 年頃と 1995 年頃の藻場（特に海藻藻場）の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

< 指標の動向 >

- ・時系列で比較可能なデータがないため、不明。

h)持続可能な社会を支える人工資本に係る指標

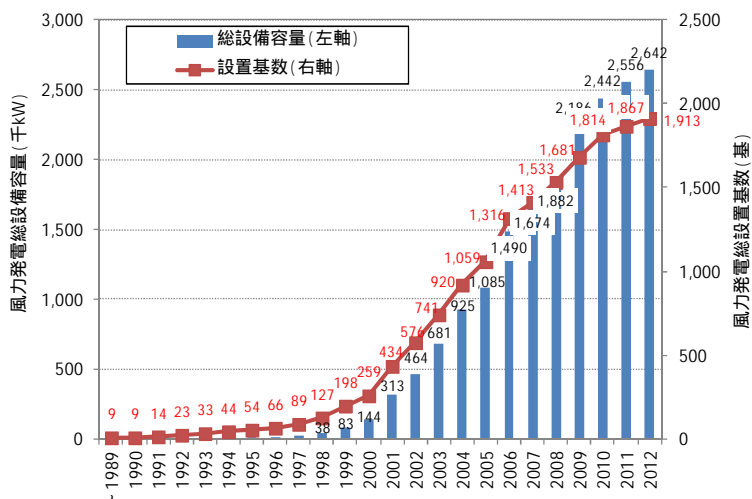
| 指標一覧 |
|--|
| 生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）【再掲】 |
| 環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量 |

生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標（都市域における水と緑の公的空間確保量）【再掲】

P.20 参照。

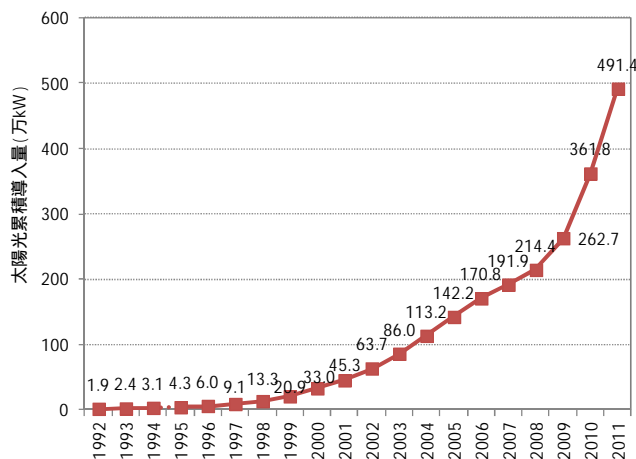
環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量

・風力発電



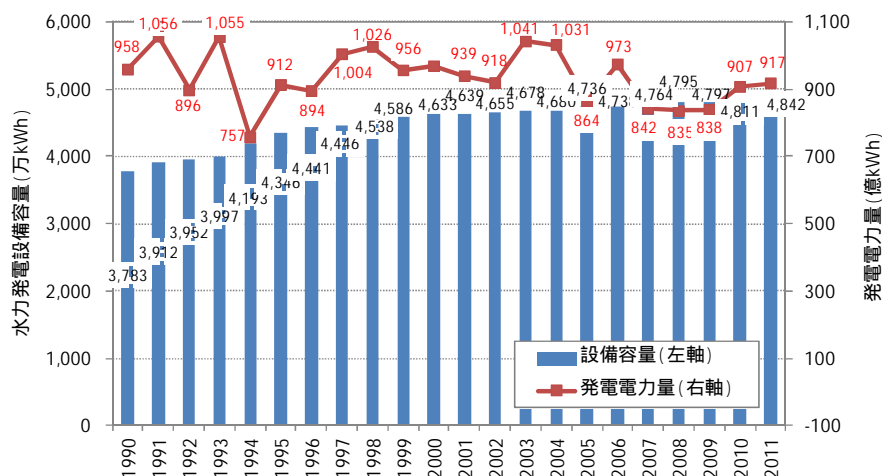
【出典】日本国内における風力発電設備・導入実績（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

・太陽光発電



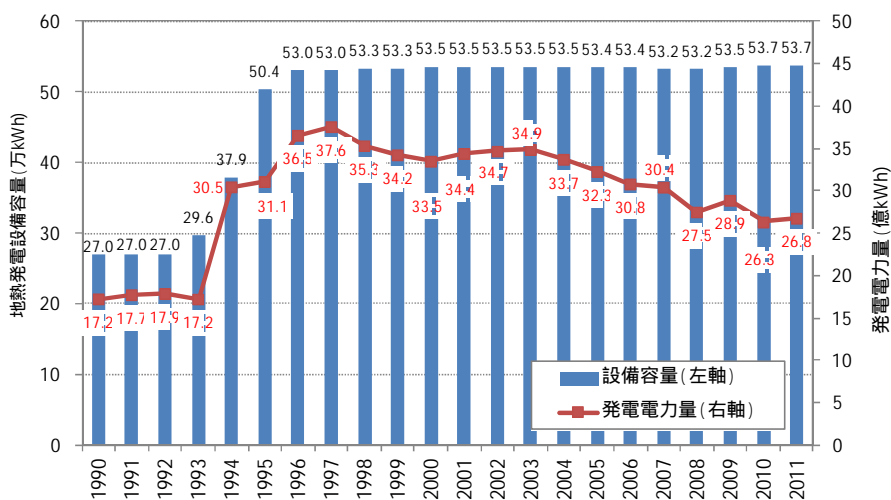
【出典】太陽光発電基本情報 導入状況および導入見通し（資源エネルギー庁）

・水力発電



【出典】電気事業便覧(平成 24 年版) (電気事業連合会)

・地熱発電



【出典】電気事業便覧(平成 24 年版) (電気事業連合会)

< 指標の動向 >

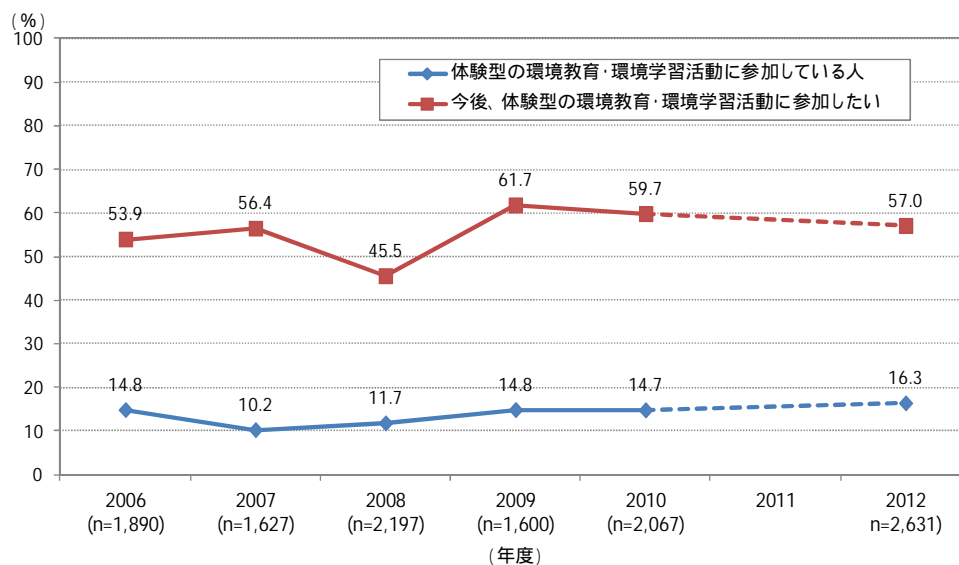
- ・ 風力発電設置基数、総設備容量ともに、年々増加傾向にある。
- ・ 太陽光発電：導入量は増加傾向にある。
- ・ 水力発電：設備容量は緩やかに増加しているが、発電電力量は横ばいである。
- ・ 地熱発電：1990年から1996年までは設備容量、発電電力量ともに増加していたが、1996年以降は、設備容量は横ばいとなり、発電電力量はやや減少傾向にある。

i)持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標

| 指標一覧 | |
|--------|---|
| 主体の力 | -1.国民：体験型の環境教育・環境学習に参加した国民の割合 |
| | -2.地方公共団体：持続可能な地域づくりに向けた考え方や進め方に関する計画や方針が策定されている地方公共団体の割合 |
| | -3.【事業者】ISO14001、エコアクション 21等の登録事業数 |
| 主体間の連携 | -1. 計画の実施に際して地域の多様な主体が対話型で参画できている地方公共団体の割合 |
| | -2. +ESD プロジェクトの登録数 |

主体の力

-1.国民：体験型の環境教育・環境学習に参加した国民の割合



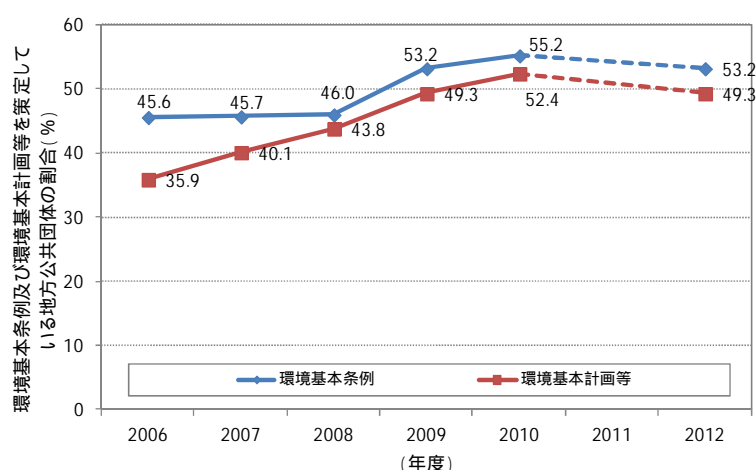
【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】2011年度は調査を実施していない。

< 指標の動向 >

- ・活動に参加している人の割合は、概ね横ばいで推移している。
- ・今後活動に参加したいと考えている人の割合は、2012年度で57%となり、2008年度と比較して約10ポイント程度増加したが、2009年度の約62%と比較すると減少している。

-2.地方公共団体：持続可能な地域づくりに向けた考え方や進め方に関する計画や方針が策定されている地方公共団体の割合



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

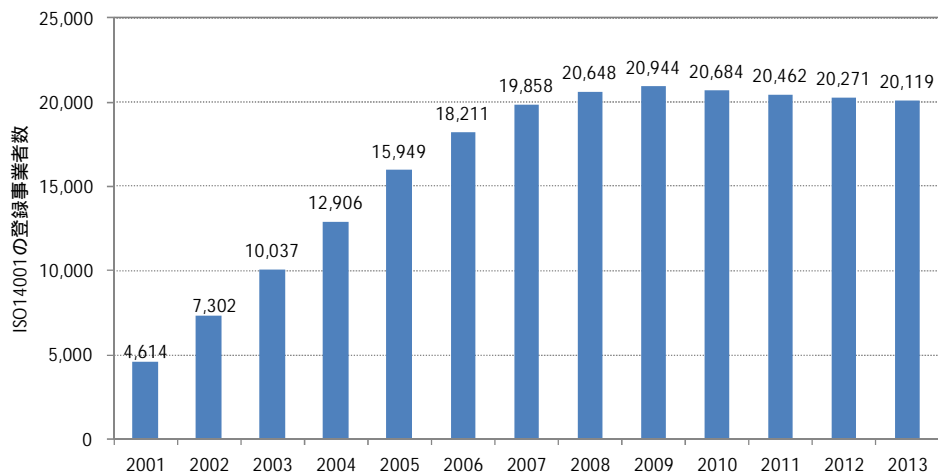
- 1) 有効回答の得られた地方公共団体のうち、「既に策定済」と回答のあった自治体数。
- 2) 2006～2008年度と2009～2012年度で設問が異なる。
2009年度・2008年度：「環境施策の基本となる条例」について「既に策定済」と回答した団体の割合、
「環境施策の基本となる計画」について「既に策定済み」と回答した団体の割合。
2006年～2008年度：「地域の環境政策の基本を定める条例」について「既に実施中」と回答した団体の割合、
「環境に関する総合的な計画」について「既に実施中」と回答した団体の割合。
- 3) 2011年度は調査未実施。

< 指標の動向 >

- ・環境施策の基本となる条例及び環境施策の基本となる計画はともに増加傾向にあったが、2012年度はやや減少している。
- ・2010年度には条例及び計画ともに策定率50%を超えている。

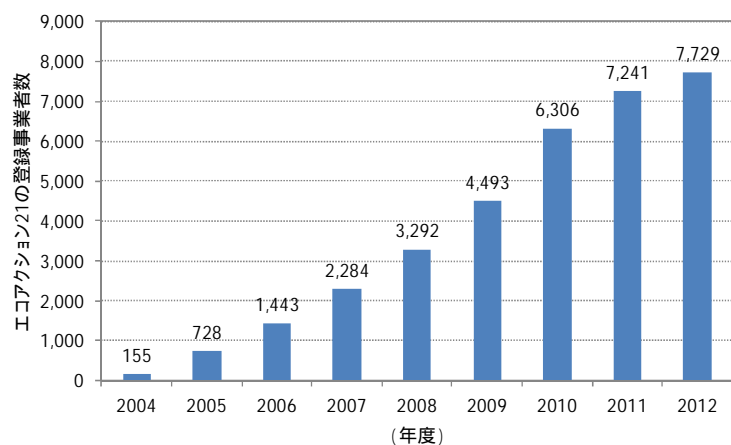
-3.事業者：ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業数

・ ISO14001



【出典】公益財団法人 日本適合性認定協会資料

・ エコアクション 21



【出典】エコアクション 21 ホームページの認証・登録の状況（一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション 21 中央事務局）

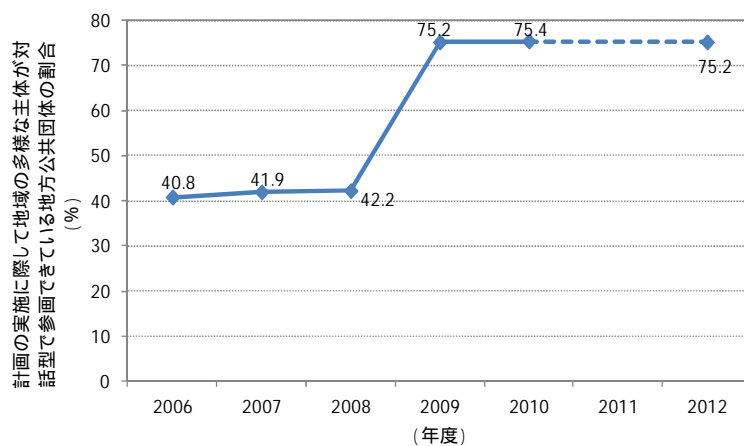
【注】エコアクション 21 の登録事業者数は累計値。

< 指標の動向 >

- ・ ISO14001 の登録事業者数は 2001 年～2009 年まで順調に増加し、その後は緩やかに減少している。
- ・ エコアクション 21 の認証取得・登録事業者数は順調に増加している。

21 主体間の連携

-1. 計画の実施に際して地域の多様な主体が対話型で参画できている地方公共団体の割合



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

1) 2006～2008年度と2009～2012年度では回答選択肢が異なる。

2009～2012年度：地域の環境保全に関する計画、地域の環境政策に関する条例の策定や見直しの過程で、住民等の意見を「取り入れた又は取り入れている」と答えた地方公共団体の割合。

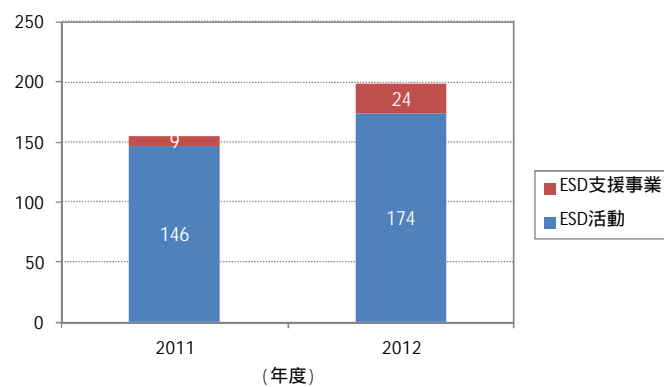
2006～2008年度：「取り入れている」と答えた地方公共団体の割合。

2) 2011年度は調査未実施。

< 指標の動向 >

2006～2008年度、2009年度～2012年度の同じ選択肢での質問では、実施している地方公共団体の割合は横ばいである。

-2. +ESD プロジェクトの登録数



【出典】 +ESDプロジェクトホームページの組織・団体検索結果
< 指標の動向 >

III. 「環境と社会経済の関係を端的に表す指標」の動向

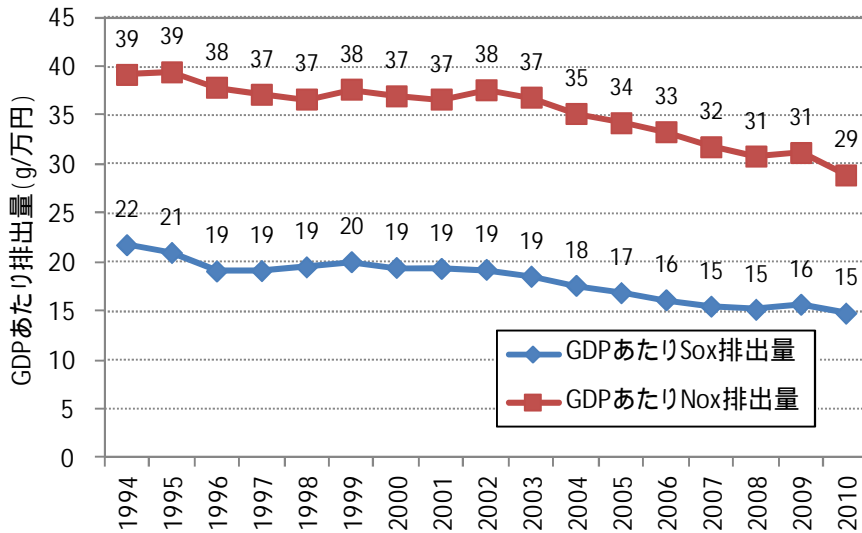
端的指標として設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

| 分類 |
|------------------------------------|
| 環境効率性を示す指標【再掲】 |
| 資源生産性を示す指標【再掲】 |
| 環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標 |
| 環境に対する満足度を示す指標 |

22 環境効率性を示す指標【再掲】

P.80 参照。

(参考) GDPあたりのNO_x排出量、GDPあたりのSO_x排出量



【出典】GDP: 国民経済計算年報(内閣府)、NO_x排出量、SO_x排出量: OECD Stat “Emissions of air pollutants”
(OECD)

23 資源生産性を示す指標【再掲】

P.31 参照。

24 環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標
具体的なデータの取り方等について、今後、検討をすすめる予定

25 環境に対する満足度を示す指標

具体的なデータの取り方等について、今後、検討をすすめる予定